

包括外部監査の結果報告書

「福祉に関する事務の執行等について」

テーマ . 生活保護に関する事務の執行

テーマ . 保健福祉局福祉部における貸付金

倉敷市包括外部監査人

高橋 金作

目 次

第1章 包括外部監査の概要

1 . 監査対象の選定	4
2 . 監査対象として選定した理由	4
3 . 監査の着眼点	5
4 . 監査の方法	5
5 . 監査の実施期間	6
6 . 監査の補助者	6

第2章 テーマ . 生活保護に関する事務の執行

第1 . 生活保護に関する制度

1 . 生活保護制度の概要	7
2 . 生活保護の内容	8
3 . 保護費の算定方法	9
4 . 被保護者の権利と義務	11

第2 . 倉敷市における生活保護の現状

1 . 福祉事務所及びケースワーカー（現業員）	12
2 . 生活保護人員・世帯数・保護率の推移	16
3 . 保護類型割合	19
4 . 扶助費の実態	24
5 . 保護開始・保護廃止等の動向	27

第3 . 生活保護に関する監査及び結果

1 . 監査の目的及び方法	34
2 . 生活保護申請から開始に至るまでの手続きの状況	38
3 . 訪問調査の意義と実態	43
4 . 課税調査の意義と実態	47
5 . 求職活動の状況及び指導状況（稼働能力の活用）	50
6 . 扶養義務の履行状況	55
7 . 資産の保有状況（資産の活用）	58
8 . 他法他施策の活用状況	65
9 . 医療扶助の状況	71
10 . 個別ケースの監査結果	77
11 . 財務の執行状況	86
12 . 指導指示書の閲覧結果	90
13 . 生活保護施行事務自主点検監査結果	91
14 . 法外援護の状況	97

第4．保護費の返還と徴収	
1．法第63条による返還金（資力がある者の費用返還義務）	100
2．法第78条による徴収（不正受給者からの費用徴収）	100
3．法第77条による徴収（扶養義務者からの費用徴収）	101
4．返納金	101
5．返還金・徴収金・返納金の適用状況	102
6．個別事例の検討	108
7．返還金・徴収金の収入及び債権管理の状況	121
8．返還金・徴収金の不納欠損処理	128

第5．提言	
1．総合提言	133
2．個別項目にかかる提言	134

第3章 テーマ 保健福祉局福祉部における貸付金

第1．貸付金の概要	146
第2．緊急援護資金貸付金	147
第3．母子寡婦福祉資金貸付金	153
第4．高齢者等住宅整備資金貸付金	157

第4章 利害関係 159

資料編

第1．訪問調査監査結果表	160
第2．生活保護施行事務自主点検監査チェックリスト	173

本報告書の略語について

本報告書においては下記の略語を用いている。

市	岡山県倉敷市
監査人	倉敷市包括外部監査人
法	生活保護法
施行令	生活保護法施行令
施行規則	生活保護法施行規則
告示	厚生労働省告示
次官通知	厚生労働事務次官通知
局長通知	厚生労働省社会・援護局長通知
課長通知	厚生労働省社会・援護局保護課長通知
CW	ケースワーカー（現業員）

用語の説明

法第 63 条・78 条	資力がある者からの費用返還義務及び不正受給者からの費用徴収権
N/A	該当なし

注：この報告書では、原則として表示単位未満を切り捨て表示しているの
で、数字間で相互に不突合が生じたり、表示単位未満を考慮すると加
減算の結果に差異が生じることがある。

包括外部監査の結果報告書

平成19年2月20日

倉敷市包括外部監査人

公認会計士 高橋金作

第1章 包括外部監査の概要

1. 監査対象の選定

(1) 外部監査対象

生活保護に関する事務の執行について

保健福祉局福祉部における貸付金について

(2) 外部監査対象期間

平成17年度

(必要に応じて平成16年度以前の年度分を対象年度に含む)

2. 監査対象として選定した理由

「生活保護」という言葉を新聞紙上で最近目にすることが増えたが、その実態を知っている市民はごく一部ではないだろうか。監査人自身もかつてそうであったように、生活保護世帯イコール極貧であるとか、行政による保護を受けているのだから生活面で様々な制約がなされているのではないかといった印象を持っている人が多いように思われる。その一方で、倉敷市における民生費のうち生活保護費の金額及び割合は年々増加しており、市の財源を圧迫している。

そこで第1に、憲法で保障されている「健康で文化的な最低限度の生活」とは一体どのようなものか。第2に、「最後のセーフティーネット」と呼ばれる生活保護は、どのように行政の事務がなされているのか。以上の2つの主要テーマを市民に理解してもらえよう、個々のケースの実態も混じえながら、倉敷市における生活保護に関する事務の執行が、生活保護法の原理・原

則を遵守し、適正かつ厳正な保護が行われているか否かを検証することは有意義と考え、包括外部監査の対象に選定した。

3. 監査の着眼点

生活保護制度とは何か

倉敷市における生活保護の現状分析

被保護者の実態調査

申請から保護開始に至る手続は適切か

保護受給中における指導援助は適切か

保護費の支給は適正に実施されているか

保護費の返還と徴収事務は適正か

その他

4. 監査の方法

必要に応じ、下記の監査手続及びその他の監査手続を採用して、監査を実施した。

福祉事務所視察及びケース記録の閲覧等

関係者からの説明聴取・関係者への文書または口頭による質問

内部承認文書・内部管理文書等の閲覧

法令等への準拠性調査、関連証憑との突合及び保管状況等の調査

会計帳簿・各補助簿・各台帳・会計伝票の閲覧・吟味

倉敷市一般会計決算書及びその他の資料の閲覧・分析

倉敷市特別会計及びその他の決算書、その他の資料の閲覧・分析

その他

5 . 監査の実施期間

平成 18年 7月 10日 から 平成 19年 2月 20日 まで

6 . 監査の補助者

公認会計士	高見	太平
公認会計士	小川	洋一
公認会計士	小野	雅之
公認会計士	山形	昌弘

第2章 テーマ 生活保護に関する事務の執行

第1 生活保護に関する制度

1 生活保護制度の概要

日本国憲法に規定されている「国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という理念に基づき生活保護法（以下、「法」という）が制定されている。法第1条に「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と規定されており、現在の生活保護制度は生活に困窮している者に対して、最低生活を保障するだけでなく、積極的に保護を受ける者の自立の助長をはかることも目的としている。

法には4つの基本原理及び制度を実施するうえでの4つの原則が定められている。

(1) 生活保護の基本原理

1) 最低生活保障の原理

国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障することである。

2) 無差別平等の原理

生活保護は専ら生活に困窮しているかどうかという経済的状态だけに着目して無差別平等に実施されなければならない。

3) 最低生活保障の原理

法により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

4) 補足性の原理

生活保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。また、扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべて生活保護に優先して行われるものとする。

(2) 生活保護の原則

1) 申請保護の原則

保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始される、但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

2) 基準及び程度の原則

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基

とし、そのうちその者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行い、この基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。

3) 必要即応の原則

保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。

4) 世帯単位の原則

保護は、原則として世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。

以上に述べた原理原則をふまえた上保護を受けようとする者の収入が厚生労働大臣の定める生活保護基準により計算された最低生活費を下回る場合その不足分のみ保護が受けられる。

2. 生活保護の内容

最低生活費を計算する生活保護基準は法により8種類の扶助に定められている。

(1) 生活扶助

衣食その他日常生活の需要をみたすために必要なもの
移送

(2) 教育扶助

義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品
義務教育に伴って必要な通学用品
学校給食その他義務教育に伴って必要なもの

(3) 住宅扶助

住居
補修その他住宅の維持のために必要なもの

(4) 医療扶助

診察
薬剤又は治療材料
医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
移送

(5) 介護扶助

居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。）
福祉用具
住宅改修
施設介護
介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。）

介護予防福祉用具

介護予防住宅改修

移送

(6) 出産扶助

分べんの介助

分べん前及び分べん後の処置

脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料

(7) 生業扶助

生業に必要な資金、器具又は資料

生業に必要な技能の習得

就労の為に必要なもの

(8) 葬祭扶助

検案

死体の運搬

火葬又は埋葬

納骨その他葬祭のために必要なもの

3 . 保護費の算定方法

保護は厚生労働大臣の定める基準（以下、「保護基準」という。）により算定された最低生活費とその者の収入とを比較して収入が最低生活費を下回る場合、その不足分に相当する保護費が支給される。倉敷市の生活保護基準表と平成17年度標準世帯（男33歳、女29歳、子4歳、児童養育加算含まず。）の生活扶助基準額は、次のとおりである。

平成17年度の倉敷市の生活保護基準表

最低生活費基準表(平成17年4月1日 第61次基準改訂)

1類(1級地-2)

年齢	基準
0～2	19,960
3～5	25,160
6～11	32,540
12～19	40,190
20～40	38,460
41～59	36,460
60～69	34,480
70歳以上	31,120

2類(1級地-2)

	基準	冬期加算
1人	41,480	2,950
2人	45,910	3,820
3人	50,890	4,580
4人	52,680	5,170
5人以上	+440	+200
入院	23,150	1,000
介護施設入所	9,890	1,000

各種加算(1級地-2)

妊産婦加算	妊婦6月未満	9,140
	妊婦6月以上	13,810
	産婦2～6月	8,490
老齢加算	72歳以上	3,760
	67歳以上身障123	3,130
	70歳以上72歳未満起居動作に重度障害	3,130
	70・71歳(上記以外)の経過的加算	0
	介護施設入所者加算	9,890
障害者加算	身障1級～2級	26,850
	国年1級	22,340
	身障3級	17,890
	国年2級	14,890
	重度障害者加算	14,430
	家族介護人	12,090
在宅患者加算	6月ごと	13,290
放射線障害者加算	告6-(1)	42,760
	告6-(2)	21,380

その他の一般生活費

被服費	布団(新規)	18,400
	被服(平常着)	12,500
	災害(2人世帯で冬)	31,900
	出産準備金	46,000
	ねまぎ	3,900
紙おむつ等	23,000	
家具什器費	39,600	
移送費	実費	
入学準備金	小学校	39,500
	中学校	46,100
その他	配電設備費	117,000
	水道, 下水道設備費	117,000

期末一時扶助(居宅, 入院)

1級地-2	13,540
2級地-1	12,900
2級地-2	12,270
3級地-1	11,630
3級地-2	10,990

収容保護基準

	級地	基準	冬期加算
救護施設	1	64,240	2,280
	2	61,030	2,070
	3	57,820	1,870
更生施設	1	68,050	2,280
	2	64,650	2,070
	3	61,250	1,870

期末一時扶助(収容保護)

1級地	5,070
2級地	4,610
3級地	4,160

教育扶助

	小学校	中学校
要保護	2,760	4,920
準要保護	1,560	2,810
給食費	4,200	4,800

住宅, 葬祭扶助(1級地-2)

住宅	基準額	35,000
	特別基準	46,000
	7人以上	55,000
	住宅維持費	117,000
葬祭	大人	193,000
	小人	154,400

母子加算 -- 要件I 15歳到達日以後最初の3/31まで

要件II 20歳未満の障害児

要件III 15歳到達日以後最初の4/1から18歳到達日以後最初の3/31まで

要件I・IIに該当児童のみ養育

母子加算	児童1人につき	23,260
		19,380
	児童2人の場合に 加える額	+1,840
	3人以上1人 増すごとに	+1,560
		+940

要件IIIに該当児童のみ養育

母子加算	児童1人につき	15,510
		12,920
	児童2人の場合に 加える額	+1,230
	3人以上1人を 増すごとに	+1,040
		+630

生業扶助

生業費		45,000以内	
技能修得費	技能修得費(高校修学費を除く)	66,000以内	
	高校修学費	基本額(月額)	5,300
		教材代	小・中学と同じ内容
		授業料・入学科・入学考査料	県条例に定める額
	通学の交通費	通学費用	
就職支度費		28,000以内	

要件I・II・III該当児童を養育

母子加算	最も年齢が低い児童	23,260	
		19,380	
	2番目に年齢 が低い児童に 加える額	要件I・II 該当 要件III 該当	+1,840 +1,560
	上記以外の 児童1人につ き加える額	要件I・II 該当 要件III 該当	+1,230 +1,040
		+940	
		+770	
		+630	
		+510	

平成17年度標準世帯生活扶助基準額

世帯人員(3人)	男(33歳)	女(29歳)	子(4歳)	合計
第1類	38,460	38,460	25,160	102,080
第2類	50,890			50,890
冬季加算	1,900			1,900
合計				154,870

(注) 児童養育加算は除外した。

4. 被保護者の権利と義務

(1) 被保護者の権利

1) 不利益変更の禁止

被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。

2) 公課禁止

被保護者は、保護金品を標準として租税その他の公課を課せられることがない。

3) 差押禁止

被保護者は、既に給付を受けた保護金品又はこれを受ける権利を差し押えられることがない。

(2) 被保護者の義務

1) 譲渡禁止

被保護者は、保護を受ける権利を譲り渡すことができない。

2) 生活上の義務

被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければならない。

3) 届出の義務

被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。

4) 指示等に従う義務

被保護者は、保護の実施機関が、被保護者を救護施設、厚生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な場合必要な指導又は指示をすることができ、被保護者は、保護の実施機関からこれらの指導又は指示を受けたときは、これに従う義務がある。

5) 費用返還義務

被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

第2．倉敷市における生活保護の現状

1．福祉事務所及びケースワーカー（現業員）

（1）福祉事務所の設置及び所掌事務

社会福祉法第14条第1項の規定に基づき、福祉に関する事務所を設置する。福祉事務所は、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、及び母子及び寡婦福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のほか、社会福祉について市長が必要と認める事務をつかさどる（倉敷市社会福祉事務所設置条例第1条及び第2条）。

（2）福祉事務所の所管区域

倉敷市の福祉事務所は、以下のとおり5か所設置されている（倉敷市社会福祉事務所設置条例第1条別表）。

1）倉敷市倉敷社会福祉事務所

倉敷市西中新田640番地

所管区域：倉敷市水島支所、倉敷市児島支所及び倉敷市玉島支所の所管区域を除く区域

2）倉敷市水島社会福祉事務所

倉敷市水島北幸町1番1号

所管区域：倉敷市水島支所の所管区域

3）倉敷市児島社会福祉事務所

倉敷市児島小川町3681番地の3

所管区域：倉敷市児島支所の所管区域

4）倉敷市玉島社会福祉事務所

倉敷市玉島阿賀崎1丁目1番1号

所管区域：倉敷市玉島支所及び倉敷市船穂支所の所管区域

5）倉敷市玉島社会福祉事務所真備分室

倉敷市真備町箭田1141番地1

所管区域：倉敷市真備支所の所管区域

（3）ケースワーカー

生活保護開始の手續と就労指導等はケースワーカーによりなされることになる。

倉敷市のケースワーカーの数は、被保護世帯の数が240以下であるときは3とし、被保護世帯数が80を増すごとに、これに1を加えた数を標準として定められている（社会福祉法第16条第2号）。

1）ケースワーカー1人当たりの担当世帯数等の推移

平成6年度から平成17年度までの各福祉事務所の被保護世帯数等及び平成13年度から平成17年度までのケースワーカーの数、ケースワーカー1人当たりの担当世帯数等は、以下の表のとおりである。

表 2-1 被保護世帯・人員の推移(各年度月平均)

年度	地区	被保護世帯	指 数	被保護人員	指 数	保護率(‰)(注)							
						市	県	国					
6	倉敷	960	100	100	3,155	100	100	7.4	7.0	7.1			
	水島	486									100	770	100
	児島	291									100	429	100
	玉島	267									100	451	100
7	倉敷	911	98	98	3,055	97	97	7.1	6.9	7.0			
	水島	502									103	789	102
	児島	303									104	443	103
	玉島	256									96	408	90
8	倉敷	900	99	99	3,020	96	96	7.0	6.8	7.1			
	水島	523									108	793	103
	児島	317									109	454	106
	玉島	244									91	378	84
9	倉敷	888	100	100	3,008	95	95	7.0	6.9	7.2			
	水島	551									113	831	108
	児島	322									111	456	106
	玉島	236									88	354	78
10	倉敷	921	105	105	3,142	100	100	7.2	7.1	7.5			
	水島	607									125	919	119
	児島	334									115	466	109
	玉島	235									88	328	73
11	倉敷	991	112	112	3,407	108	108	7.9	7.4	7.9			
	水島	661									136	1,010	131
	児島	346									119	480	112
	玉島	245									92	351	78
12	倉敷	1,053	120	120	3,650	116	116	8.4	7.8	8.4			
	水島	719									148	1,093	142
	児島	367									126	508	118
	玉島	259									97	374	83
13	倉敷	1,140	128	128	3,935	125	125	9.0	8.4	9.0			
	水島	768									158	1,149	149
	児島	377									130	523	122
	玉島	286									107	426	94

14	倉敷	1,239	2,745	129	137	2,003	4,190	133	133	9.8	9.5	8.2	9.8
	水島	805		166		1,178		153		12.9			
	児島	380		131		522		122		6.7			
	玉島	321		120		487		108		7.6			
15	倉敷	1,350	2,952	141	147	2,207	4,538	147	144	10.7	10.3	9.2	10.5
	水島	874		180		1,277		166		13.9			
	児島	386		133		526		123		6.7			
	玉島	342		128		528		117		8.2			
16	倉敷	1,403	3,057	146	153	2,262	4,663	150	148	10.8	10.5	9.6	11.1
	水島	901		185		1,307		170		14.3			
	児島	399		137		545		127		7.0			
	玉島	354		133		549		122		8.5			
17	倉敷	1,425	3,156	148	157	2,278	4,767	151	151	10.8	10.3	9.9	11.6
	水島	910		187		1,302		169		14.2			
	児島	408		140		559		130		7.2			
	玉島	413		155		628		139		7.4			

年度	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
世帯	2,004	1,972	1,984	1,997	2,097	2,243	2,398	2,571	2,745	2,952	3,057	3,156
人員	3,155	3,055	3,020	3,008	3,142	3,407	3,650	3,935	4,190	4,538	4,663	4,767

保護率

市	7.4	7.1	7.0	7.0	7.2	7.9	8.4	9.0	9.5	10.3	10.5	10.3
県	7.0	6.9	6.8	6.9	7.1	7.4	7.8	8.4	8.2	9.2	9.6	9.9
国	7.1	7.0	7.1	7.2	7.5	7.9	8.4	9.0	9.8	10.5	11.1	11.6

(注)‰(パーミル)は1/1000

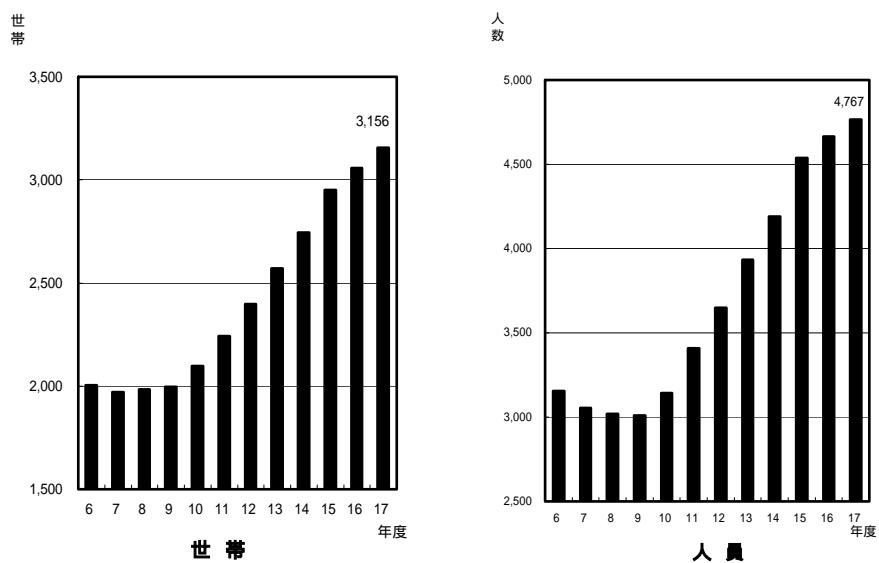


表 2 - 2 被保護世帯・人員の推移(各年度月平均)

表 2 - 3 ケースワーカー数の推移

(単位:人)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
倉敷	16	17	17	18	17
水島	11	11	12	12	12
児島	6	6	5	6	6
玉島	4	4	4	4	5
真備		-	-	-	1
合計	37	38	38	40	41

表 2-4 ケースワーカー 1 人当たりの被保護世帯数

(単位:世帯)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
倉敷	71.3	72.9	79.4	77.9	83.8
水島	69.8	73.2	72.8	75.1	75.8
児島	62.8	63.3	77.2	66.5	68.0
玉島	71.5	80.3	85.5	88.5	77.4
合計	69.5	72.2	77.7	76.4	77.0

真備分室分を含む。

表 2-4 によれば、平成 14 年度から平成 16 年度の玉島社会福祉事務所及び平成 17 年度の倉敷社会福祉事務所のケースワーカーが、定数標準をオーバーしている。特に、玉島社会福祉事務所は 3 年間も定数オーバーが継続している。このことは、ケースワーカー増員の必要性を示しているものである。ケースワーカー増員により、現状よりも生活保護費の不正受給を未然に防止し、事後的にも不正受給を可及的速やかに是正でき、さらに保護世帯の稼働能力を十分調査して充実した就労指導を行うことが出来る可能性が高まることとなろう。さらに、生活保護の目的である生活保護世帯の自立の助長を図るためにも必要と考える。

2. 生活保護人員・世帯数・保護率の推移

(1) 倉敷市扶助別被保護人員・世帯の動向(表 2-5)

1) 年度合計

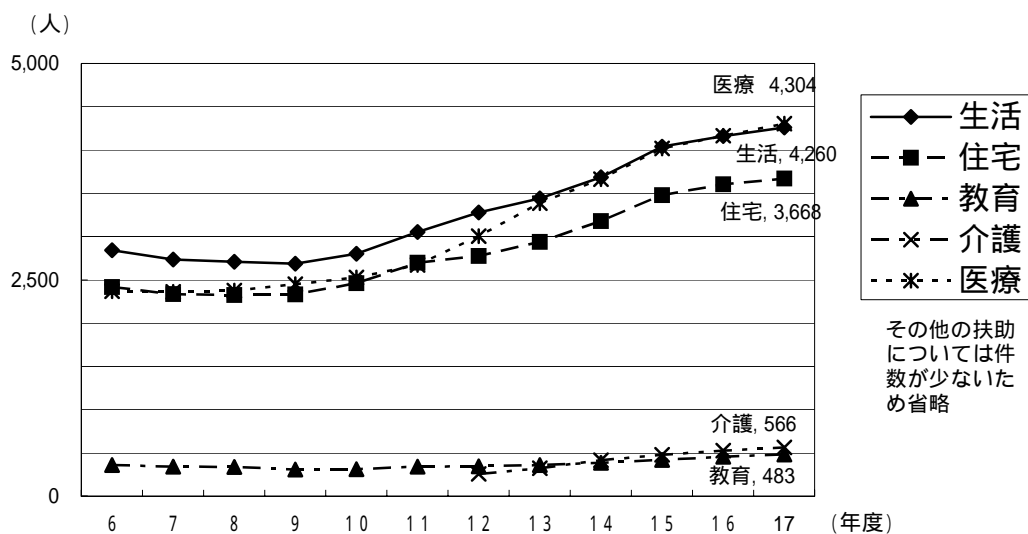
年度	区分	生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭	計
6	世帯	20,762	17,224	2,801		21,222	2	258	37	62,306
	人員	34,084	29,010	4,360		28,402	2	258	37	96,153
7	世帯	20,366	16,965	2,523		21,195	1	0	25	61,075
	人員	32,803	28,012	4,138		28,333	1	0	26	93,313

8	世帶	20,564	17,223	2,429		21,505	3	4	33	61,761
	人員	32,488	27,905	4,077		28,525	3	4	33	93,035
9	世帶	20,669	17,502	2,235		21,970	1	4	28	62,409
	人員	32,235	27,986	3,737		29,410	1	5	29	93,403
10	世帶	21,622	18,503	2,320		22,945	4	14	27	65,435
	人員	33,617	29,538	3,773		30,322	4	15	27	97,296
11	世帶	23,162	20,025	2,589		24,165	2	9	41	69,993
	人員	36,628	32,387	4,113		32,053	2	9	41	105,233
12	世帶	25,083	21,134	2,627	2,999	26,375	1	214	26	78,459
	人員	39,345	33,327	4,156	3,122	36,037	1	226	26	116,240
13	世帶	25,989	22,486	2,674	3,750	28,661	3	221	32	83,816
	人員	41,299	35,244	4,335	3,921	40,610	3	234	32	125,678
14	世帶	27,878	24,410	2,883	4,773	30,742	6	240	34	90,966
	人員	44,235	28,122	4,648	5,008	43,964	6	252	34	126,269
15	世帶	30,541	26,748	3,289	5,500	33,345	1	248	30	99,702
	人員	48,455	41,733	5,058	5,773	48,187	1	265	30	149,502
16	世帶	31,763	27,849	3,559	5,984	34,550	2	236	43	103,986
	人員	49,945	43,224	5,509	6,331	49,956	2	248	43	155,258
17	世帶	32,812	28,835	3,650	6,455	35,967	3	363	41	108,126
	人員	51,116	44,021	5,792	6,790	51,652	3	380	41	159,795

2) 倉敷市扶助別被保護人員の推移(各年度月平均)

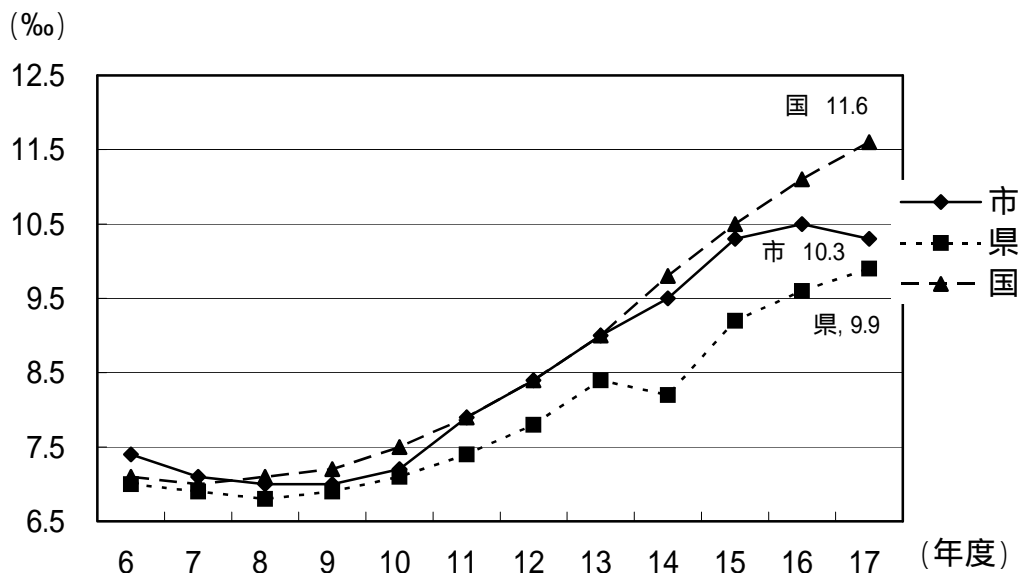
年度	生活		住宅		教育		介護		医療		その他	
	人員	指数	人員	指数	人員	指数	人員	指数	人員	指数	人員	指数
6	2,840	100	2,418	100	363	100			2,367	100	25	100
7	2,734	96	2,334	97	345	95			2,361	100	2	8
8	2,707	95	2,325	96	340	94			2,377	100	3	12
9	2,686	95	2,332	96	311	86			2,451	104	3	12
10	2,801	99	2,462	102	314	87			2,527	107	4	16
11	3,052	107	2,699	112	343	94			2,672	113	4	16
12	3,279	115	2,777	115	346	95	260	100	3,003	127	21	84
13	3,442	121	2,937	121	361	99	327	126	3,384	143	22	88
14	3,686	130	3,177	131	387	107	417	160	3,664	155	24	96
15	4,038	142	3,478	144	422	116	481	185	4,016	170	25	100
16	4,162	147	3,602	149	459	126	528	203	4,163	176	24	98
17	4,260	156	3,668	157	483	140	566	173	4,304	182	35	141

(2) 倉敷市扶助別被保護人員の推移 (表2-6)



3. 保護類型割合

(1) 国・県・市 保護率の推移 (各年度月平均)

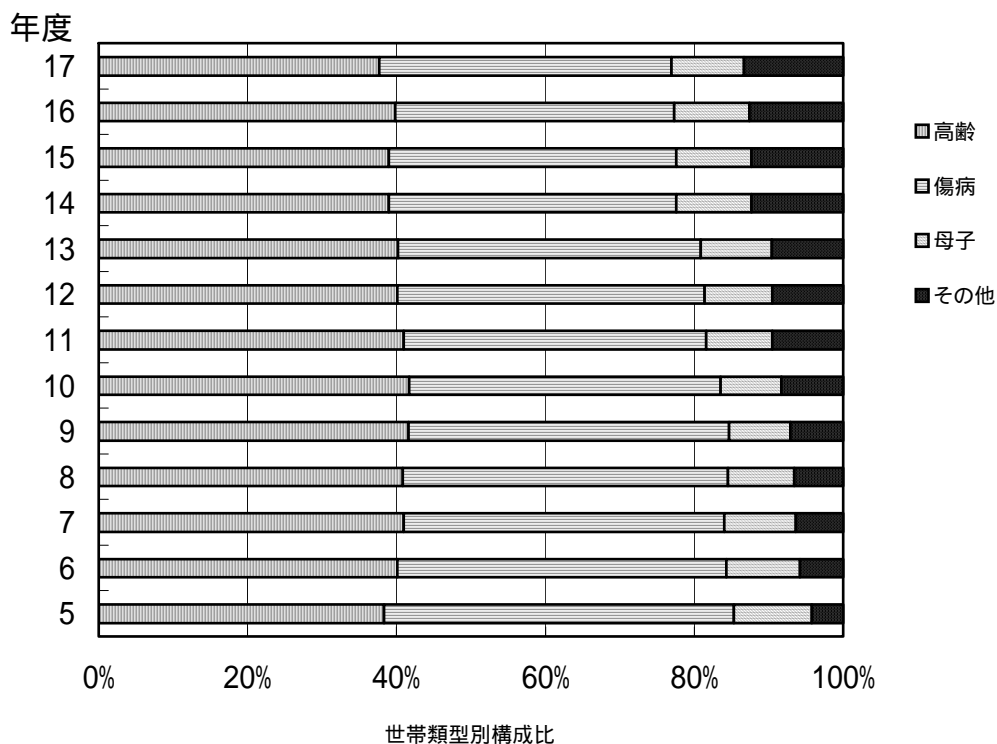


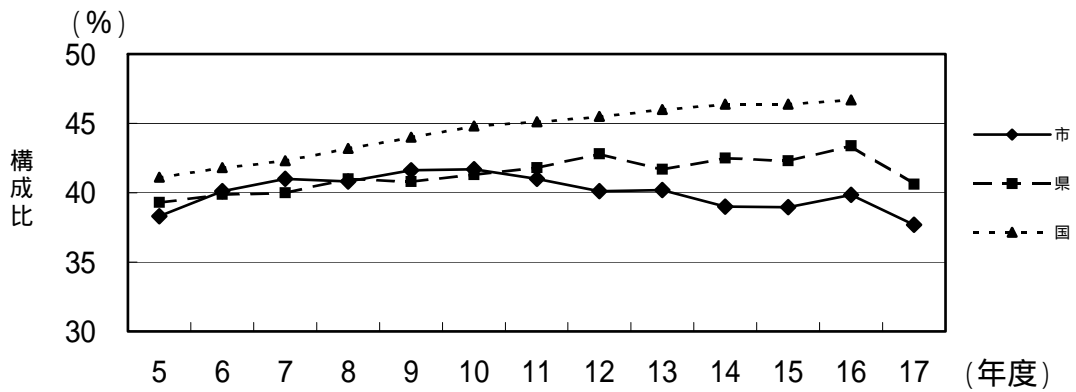
全国的にも県・市においても平成9年頃から急激に保護率が上昇しているが、これは、バブルの崩壊に伴う経済の停滞及びその後続くいわゆる平成不況と深く関係しているように思われる。

保護の動向をまとめれば、平成9年度以降大幅な増加傾向にあったが、平成16年度以降鈍化し、微増傾向を示している

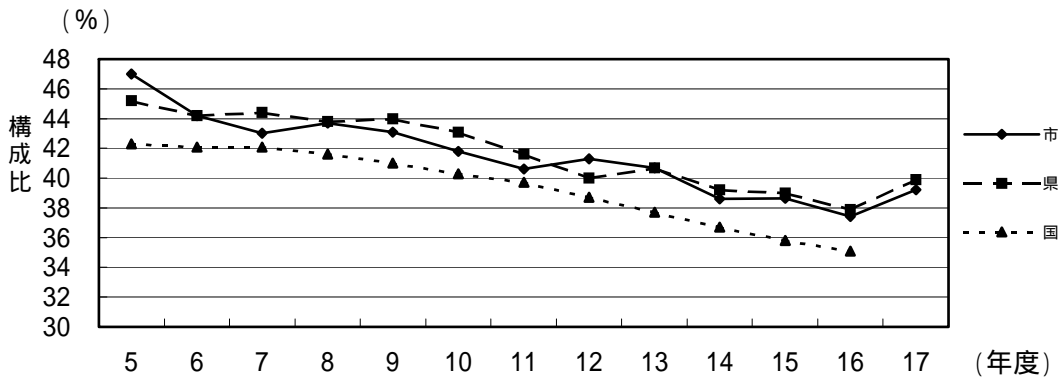
(2) 国・岡山県・倉敷市の世帯類型別構成比の推移

	高齢者世帯			傷病障害者世帯			母子世帯			その他		
	市	県	国	市	県	国	市	県	国	市	県	国
5	38.3	39.3	41.1	47.0	45.2	42.3	10.5	10.1	9.4	4.2	5.4	7.2
6	40.1	39.9	41.8	44.2	44.2	42.1	9.9	9.9	9.0	5.8	6.0	7.1
7	41.0	40.0	42.3	43.0	44.4	42.1	9.6	9.5	8.7	6.4	6.1	6.9
8	40.8	41.0	43.2	43.7	43.8	41.6	8.9	9.2	8.4	6.6	6.0	6.8
9	41.6	40.8	44.0	43.1	44.0	41.0	8.2	9.1	8.2	7.1	6.1	6.8
10	41.7	41.3	44.8	41.8	43.1	40.3	8.2	9.1	8.1	8.3	6.5	6.8
11	41.0	41.8	45.1	40.6	41.6	39.7	8.9	9.3	8.2	9.5	7.3	7.0
12	40.1	42.8	45.5	41.3	40.0	38.7	9.1	9.3	8.4	9.5	7.9	7.4
13	40.2	41.7	46.0	40.7	40.7	37.7	9.5	9.6	8.5	9.6	8.0	7.7
14	39.0	42.5	46.4	38.6	39.2	36.7	10.1	9.6	8.6	12.3	8.7	8.3
15	39.0	42.3	46.4	38.6	39.0	35.8	10.1	9.6	8.7	12.3	9.1	9.0
16	39.8	43.4	46.7	37.4	37.9	35.1	10.1	9.4	8.8	12.6	9.3	9.4
17	37.7	40.6		39.2	39.9		9.8	9.0		13.3	10.5	

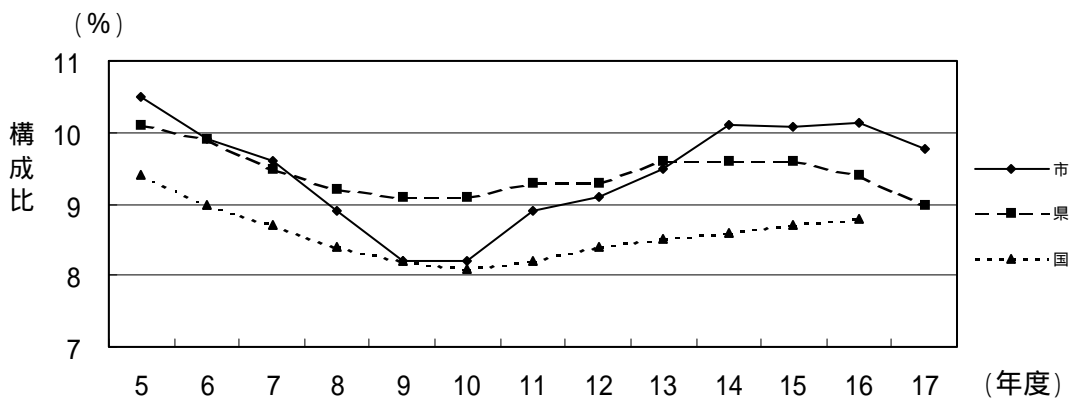




高齢者世帯



傷病障害者世帯



母子世帯

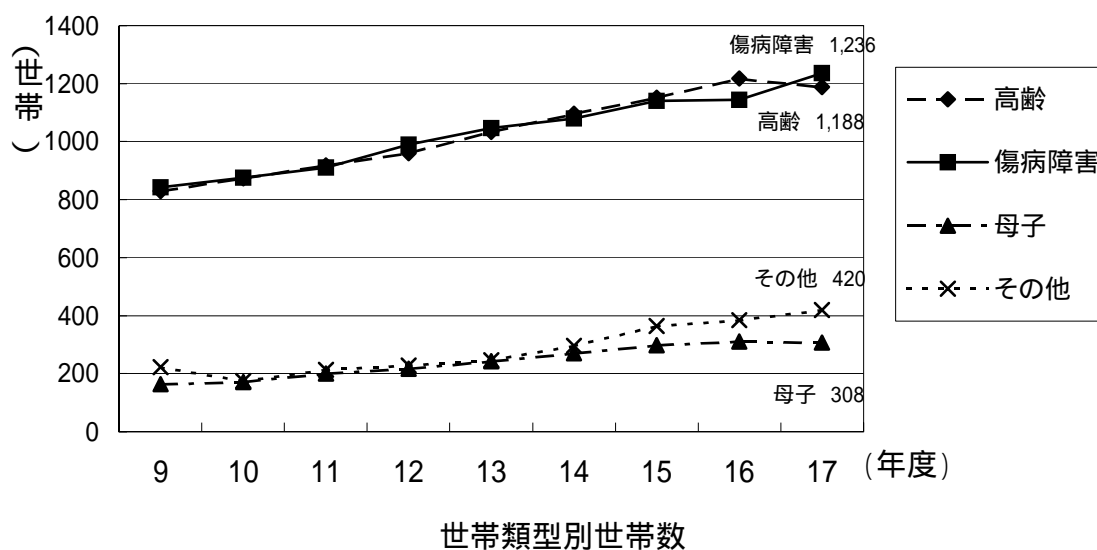
(注)世帯類型別構成比グラフは倉敷市

世帯類型別構成比では、「高齢者世帯」は平成5年度から平成16年度までほぼ一貫して増加し平成17年度に低下した。逆に「傷病障害者世帯」は平成5年度から平成16年度までほぼ一貫して低下傾向にあったが平成17年度に増加に転じた。また、「母子世帯」は平成5年度から平成9年度までは低下し、平成10年度から平成16年度までは増加し平成17年度に低下した。最後に、「その他世帯」は平成5年度から平成17年度までほぼ一貫して増加傾向にあり、特に倉敷市では平成14年度から増加傾向が顕著である。

(3)倉敷市の世帯類型別世帯数の推移(各年度月平均)(表2-7)

年度	地区	高齢者世帯		傷病障害者世帯		母子世帯		その他		計	
9	倉敷	370	830	364	843	70	164	164	222	968	2,059
	水島	216		246		65		25		552	
	児島	144		124		18		17		303	
	玉島	100		109		11		16		236	
10	倉敷	392	874	356	876	76	172	97	175	921	2,097
	水島	228		270		69		40		607	
	児島	148		145		20		21		334	
	玉島	106		105		7		17		235	
11	倉敷	409	918	377	911	92	201	113	213	991	2,243
	水島	238		289		79		55		661	
	児島	150		146		22		28		346	
	玉島	121		99		8		17		245	
12	倉敷	416	961	410	990	103	218	124	229	1,053	2,398
	水島	259		318		84		58		719	
	児島	166		150		23		28		367	
	玉島	120		112		8		19		259	
13	倉敷	451	1,034	436	1,047	122	243	131	247	1,140	2,571
	水島	278		343		82		65		768	
	児島	177		150		26		24		377	
	玉島	128		118		13		27		286	
14	倉敷	478	1,096	457	1,079	139	271	164	297	1,238	2,743
	水島	283		359		85		78		805	
	児島	190		141		25		24		380	
	玉島	145		122		22		31		320	
15	倉敷	496	1,151	488	1,141	161	298	205	364	1,350	2,954
	水島	298		393		93		91		875	
	児島	199		139		23		26		387	
	玉島	158		121		21		42		342	

16	倉敷	553	1,218	467	1,144	165	310	219	385	1,404	3,057
	水島	294		419		94		94		901	
	児島	216		129		27		26		398	
	玉島	155		129		24		46		354	
17	倉敷	521	1,188	499	1,236	162	308	241	420	1,423	3,152
	水島	279		444		89		97		909	
	児島	206		142		28		32		408	
	玉島	182		151		29		50		412	



類型別の世帯数の多い順では「傷病障害者世帯」、「高齡者世帯」、「その他世帯」及び「母子世帯」の順になっている。その中でも「傷病障害者世帯」及び「高齡者世帯」の世帯数が「その他世帯」及び「母子世帯」の世帯数の3倍から4倍になっている。また、平成9年度から平成17年度までの増加率をみると、「その他世帯」及び「母子世帯」が高くそれぞれ1.89倍及び1.88倍で、「傷病障害者世帯」及び「高齡者世帯」が低くそれぞれ1.47倍及び1.43倍である。

以上をまとめれば、世帯類型別では、高齡者・傷病障害者・母子世帯に加え、失業等のその他世帯が増加傾向にあり、全体に占める割合を増している。

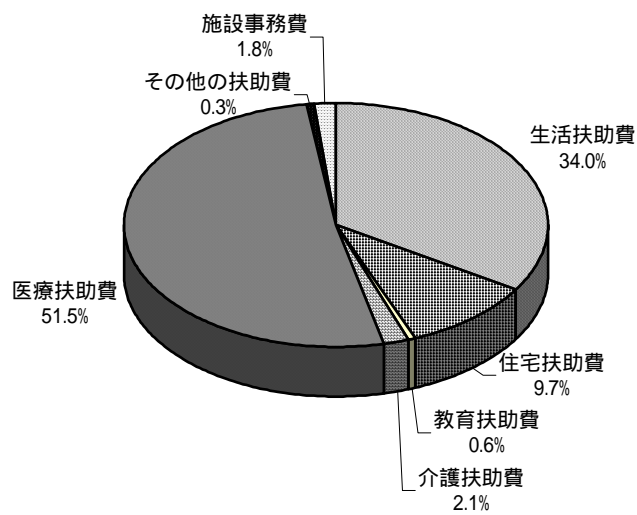
4. 扶助費の実態

(1) 扶助別保護費

(単位:千円)

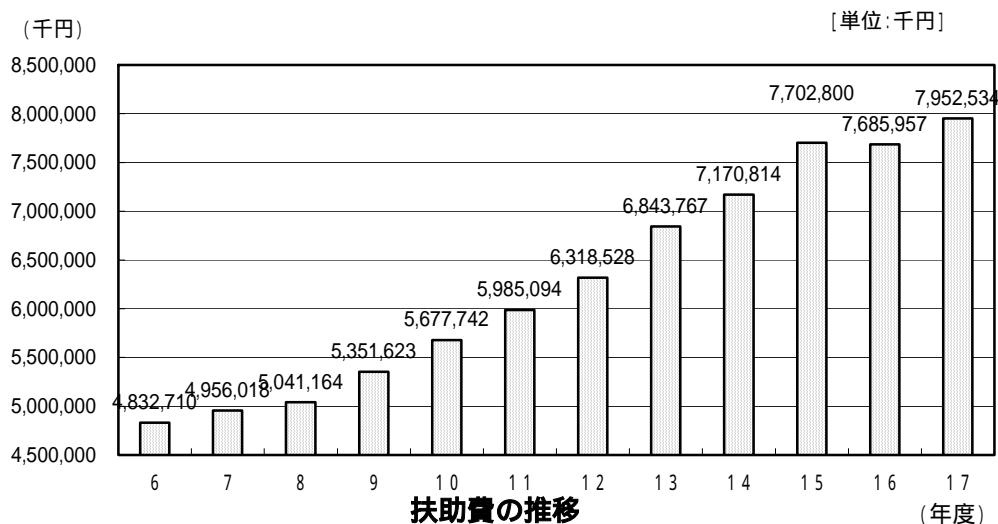
年度	生活		住宅		教育		介護		医療		出産		生業		葬祭		合計	
	金額	指数	金額	指数	金額	指数	金額	指数	金額	指数	金額	指数	金額	指数	金額	指数	金額	指数
6	1,685,006	100	317,832	100	32,951	100			2,790,794	100	612	100	581	100	4,934	100	4,832,710	100
7	1,633,957	97	326,152	103	30,602	93			2,960,827	106	4	1	0	0	4,476	91	4,956,018	103
8	1,666,490	99	341,131	107	30,252	92			2,998,021	107	318	52	236	41	4,716	96	5,041,164	104
9	1,759,141	104	369,887	116	29,828	91			3,188,710	114	359	59	138	24	3,560	72	5,351,623	111
10	1,891,459	112	410,518	129	31,075	94			3,339,310	120	22	4	544	94	4,814	98	5,677,742	117
11	2,041,872	121	456,865	144	32,731	99			3,447,070	124	710	116	320	55	5,526	112	5,985,094	124
12	2,227,189	132	505,391	159	32,813	100	66,560	100	3,480,944	125	232	38	306	53	5,093	103	6,318,528	131
13	2,402,446	143	559,616	176	35,053	106	116,733	175	3,723,507	133	714	117	378	65	5,320	108	6,843,767	142
14	2,577,493	153	628,985	198	36,748	112	132,996	200	3,786,939	136	531	87	401	69	6,721	136	7,170,814	148
15	2,758,749	164	709,994	223	40,058	122	160,579	241	4,025,537	144	345	56	958	165	6,580	133	7,702,800	159
16	2,751,815	163	750,170	236	42,279	128	170,389	256	3,959,379	142	415	68	581	100	10,929	222	7,685,957	159
17	2,755,628	164	788,110	248	45,799	139	167,727	252	4,169,118	149	26	4	14,539	2,502	11,587	235	7,952,534	165

年度	施設事務費		
	延人数	金額	指数
6	1,001	118,323,728	100
7	1,098	124,991,027	106
8	1,094	126,949,832	107
9	1,037	125,790,498	106
10	996	126,425,812	107
11	942	118,271,618	100
12	979	124,651,113	105
13	988	129,127,623	109
14	968	124,105,740	105
15	1,003	127,943,759	108
16	1,044	135,257,984	114
17	1,113	146,137,714	124

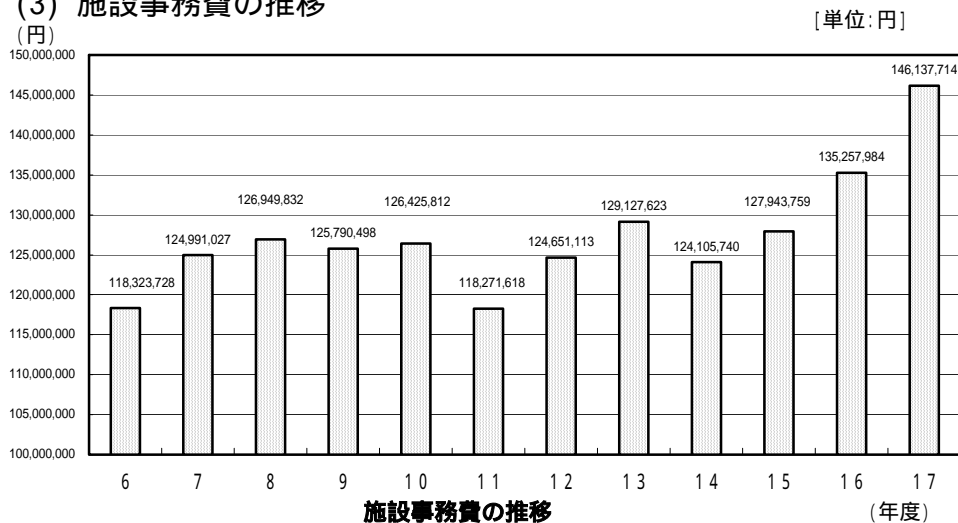


平成17年度生活保護費扶助別支出額内訳

(2) 扶助費の推移



(3) 施設事務費の推移



扶助費とは、生活保護受給者に対して支払われる生活扶助、医療扶助等のいわゆる保護費である。

平成6年度から平成15年度までの間生活扶助費の総額は一貫して増加している。平成16年度に16,843千円ほど減少したが、平成17年度では平成15年度に比べても249,734千円増加している。扶助費の上位は、「医療扶助」、「生活扶助」及び「住宅扶助」の順でこれら3つの扶助費の合計で平成17年度は全体の97.0%を占めている。

以上、上位3者の扶助費は全体の傾向と同じように平成16年度の「医療扶助」及び「生活扶助」が平成15年度より合計で73,092千円減少し、また「医療扶助」は平成17年度には平成15年度よりも143,581千円増加している。

5. 保護開始・保護廃止等の動向

(1) 保護申請状況等の推移

年度	申請件数	申請取下げ 件数	却下件数	決定件数	保護廃止	
					世帯数	人員
6	441	63	65	329	348	559
7	466	87	58	349	379	580
8	503	105	50	366	334	503
9	481	61	66	371	352	521
10	655	97	64	498	347	514
11	684	97	86	522	387	534
12	699	90	64	564	403	604
13	694	96	65	558	404	578
14	808	93	64	675	452	658
15	716	89	51	612	434	645
16	604	81	50	502	460	665
17	680	111	32	541	463	671

以上の表からわかるように、申請件数及び決定件数ともに平成14年度をピークに減少傾向になっているが平成17年度に少し増加した。

(2) 保護開始理由状況

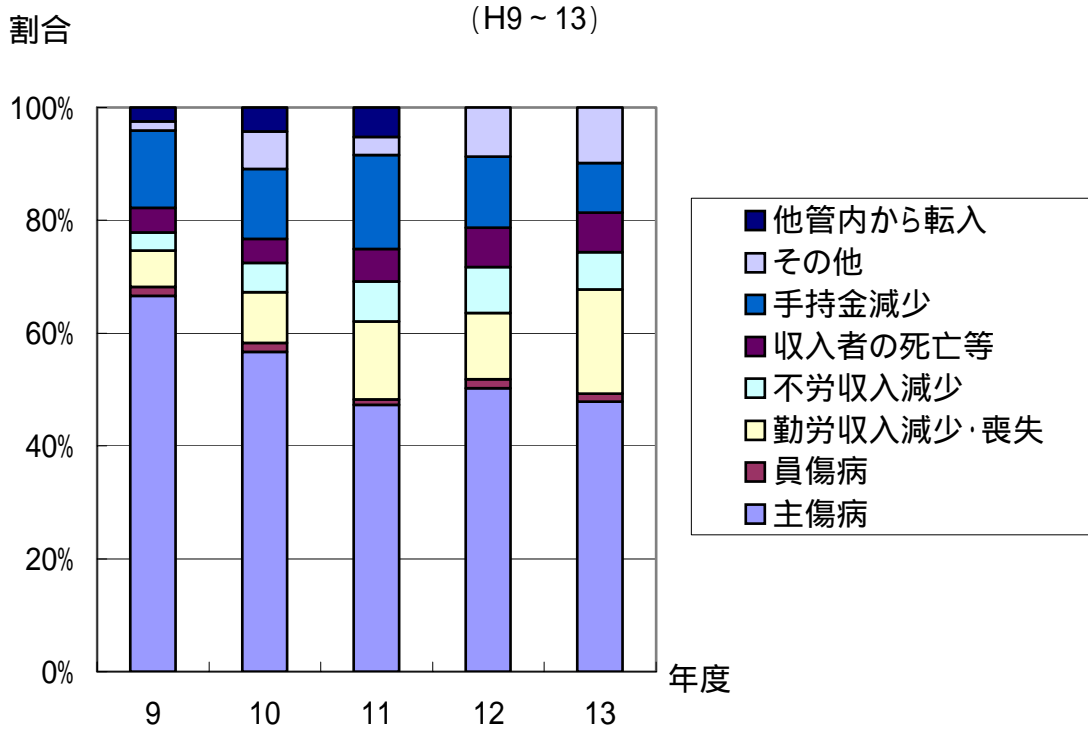
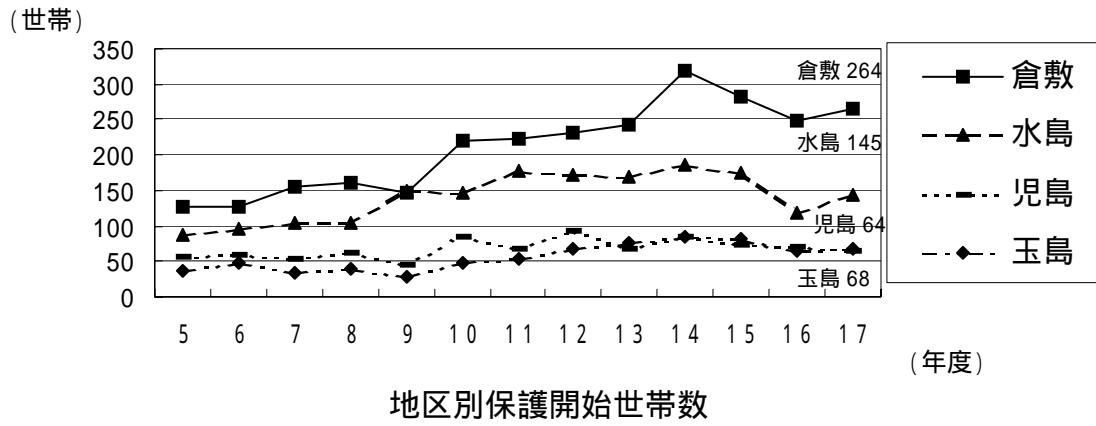
年度	主傷病	員傷病	勤労収入減少・喪失	不労収入減少	収入者の死亡・離別・離婚・転出	手持金減少	その他	他管内から転入	合計
9	247	6	24	12	16	51	6	9	371
10	282	8	45	26	21	62	33	21	498
11	247	5	72	37	30	87	17	27	522
12	283	9	66	46	39	71	49		563
13	267	8	103	37	39	49	55		558

平成14年度より項目変更

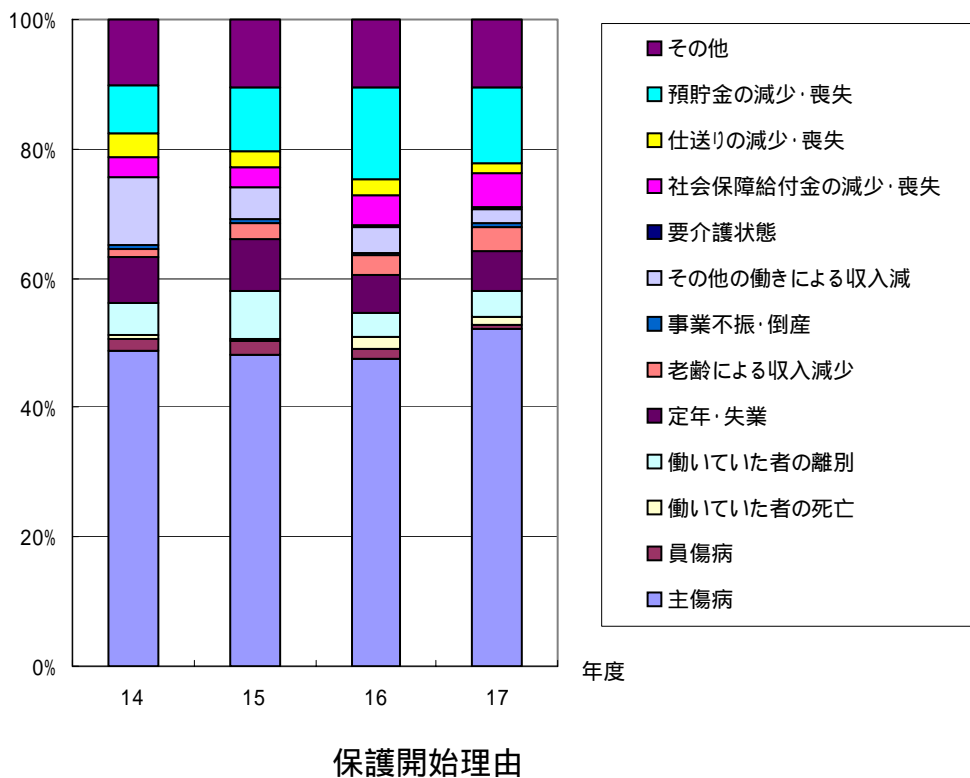
年度	傷病による		働いていた者の死亡	働いていた者の離別	定年・失業	高齢による収入減少	事業不振・倒産	その他の働きによる収入減少	要介護状態	社会保障給付金の減・喪失	仕送りの減少・喪失	貯金等の減少・喪失	その他		計
	主傷病	員傷病											急迫(再掲)		
14	329	14	3	33	48	9	5	70	1	19	26	50	69		676
15	294	13	2	45	49	15	4	30	1	19	15	59	65	8	611
16	239	8	8	20	28	16	2	20	2	22	13	71	53	15	502
17	283	2	8	21	33	20	4	12	1	28	9	64	56	19	541

(3) 地区別保護開始世帯数の動向
(年度合計)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
倉敷	128	127	156	161	148	220	223	231	244	318	282	249	264
水島	88	97	105	104	150	147	178	173	169	187	175	118	145
児島	56	58	55	62	45	84	68	93	69	85	74	70	64
玉島	36	47	33	39	28	47	53	67	76	85	81	65	68
計	308	329	349	366	371	498	522	564	558	675	612	502	541



割合 (H14～17)

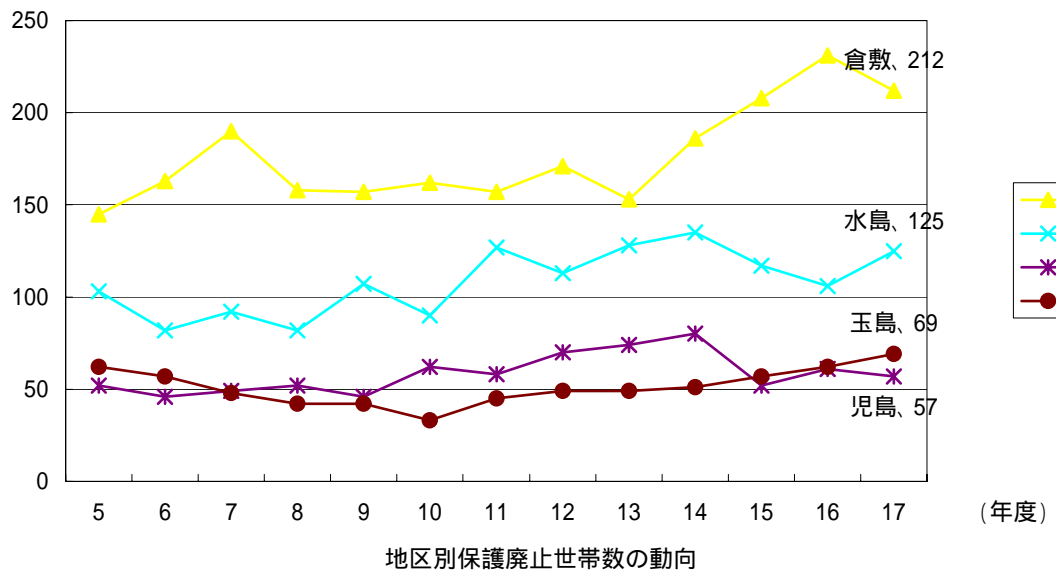


保護開始理由状況では、傷病によるものが圧倒的に多く平成17年度で全体の52.7%となっており、預貯金の減少によるもの及び定年・失業によるものが続いており全体のそれぞれ11.8%及び6.1%となっている。

(4) 地区別保護廃止世帯数の動向(年度合計)

	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
倉敷	145	163	190	158	157	162	157	171	153	186	208	231	212
水島	103	82	92	82	107	90	127	113	128	135	117	106	125
児島	52	46	49	52	46	62	58	70	74	80	52	61	57
玉島	62	57	48	42	42	33	45	49	49	51	57	62	69
計	362	348	379	334	352	347	387	403	404	452	434	460	463

(世帯)

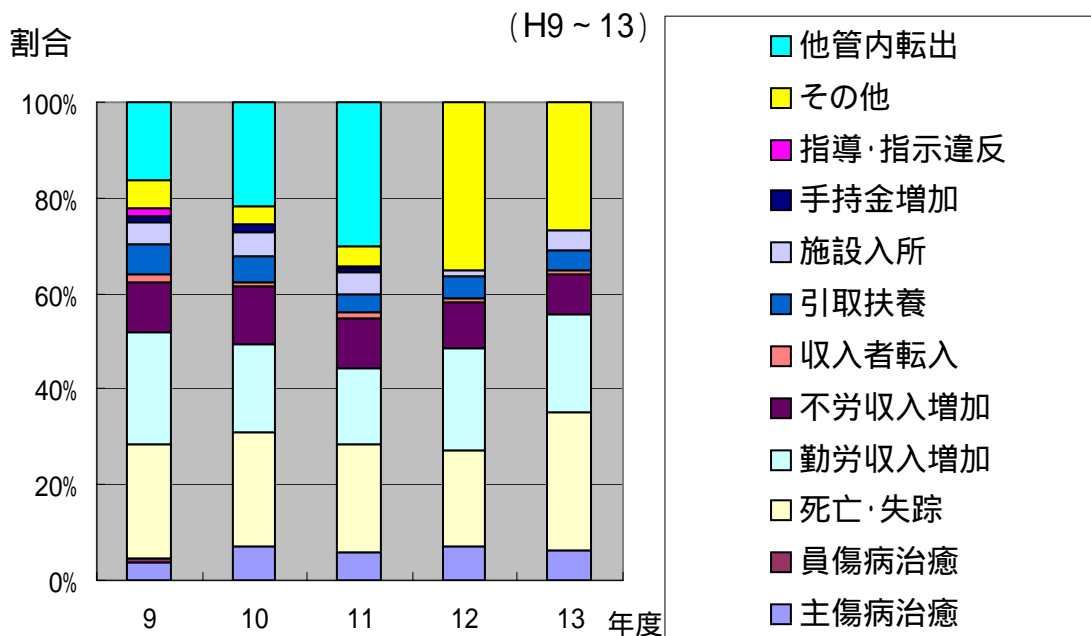


(5) 保護廃止理由状況

年度	主傷病 治癒	員傷病 治癒	死亡失踪	勤労 収入 増加	不労 収入 増加	収入者 転入	引取扶 養	施設入 所	手持金 増加	指導・ 指示違 反	その他	他管内 転出	合計
9	14	2	85	83	37	6	22	16	5	6	20	58	354
10	24	1	83	64	42	3	18	18	5	0	13	76	347
11	22	1	87	62	40	5	15	18	3	2	15	117	387
12	29	0	80	86	39	3	19	6			141		403
13	25	0	117	82	34	4	17	16			109		404

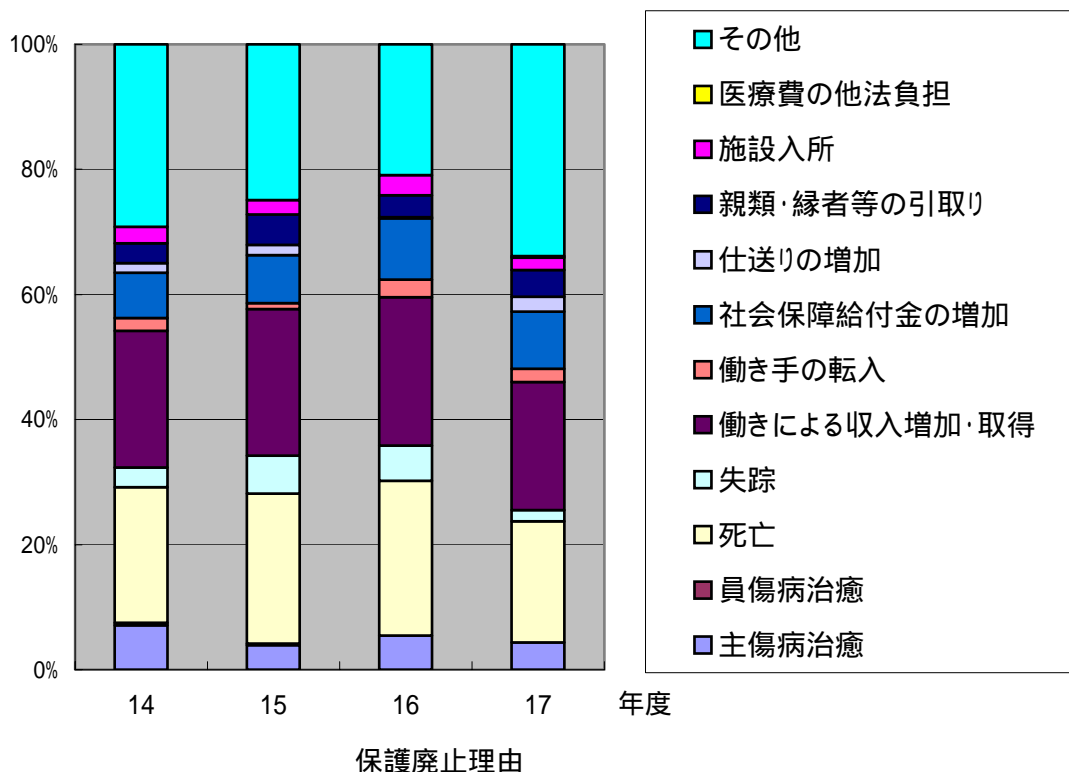
平成14年度より項目変更

年度	傷病による		死亡	失踪	働きによ る収入の 増加取得	働き手 の転入	社会保 障給付 金の増 加	仕送り の増加	親類・縁 者等の 引取り	施設入 所	医療費 の他法 負担	その他		計
	主治癒	員治癒										急迫 (再 掲)		
14	32	2	98	14	99	9	33	7	14	12		132	5	452
15	17	1	103	26	101	4	33	7	21	10		107	7	430
16	25	0	114	26	109	13	45	1	16	15		96	13	460
17	20	0	90	8	95	10	42	11	20	9	1	157	15	463



割合

(H14～17)



保護廃止理由では、多い順に「労働による収入増加」が平成 17 年度で全体の 20.5%、「死亡によるもの」が 19.4%、「社会保障給付金の増加」が 9.1%となっている。また、年度別推移でみると平成 10 年度及び 15 年度にやや減少したもののそれ以外は一貫して増加しているが、それ以上に保護開始世帯数が増加したことにより保護費総額も増加している。

高齢者世帯の増加および不況による就労の困難さ等のため、いったん保護が開始されてしまうと被保護世帯がなかなか保護から脱却できない状況を、上記の表は示しているものと考えられる。

第3．生活保護に関する監査及び結果

1．監査の目的及び方法

(1) 監査の目的

監査対象として選定した理由に記載のとおり、

憲法で保障されている「健康で文化的な最低限度の生活」とは、一体どのようなものか。

「最後のセーフティーネット」と呼ばれる生活保護は、どのように行政の事務がなされているのか。

以上の2つの主要テーマを外部監査結果報告書の読者である一般市民に理解してもらえるよう、個々のケースの実態も混じえながら、倉敷市における生活保護に関する事務の執行が、生活保護法の原理・原則を遵守し、適正かつ厳正な保護が行われているか否かを検証した。ただし、「健康で文化的な最低限度の生活」のうち、金銭的な点については、第2の4．「扶助費の実態」において詳述しているため割愛する。

まず、生活保護に関する事務の概要を読者に理解していただくため、次頁に平成17年度の倉敷市生活保護運営方針について記載したので御覧頂きたい。

それぞれ重要な項目ではあるが、行政の事務は(1)の「保護の適正実施の推進」にほとんどの時日を費やしているところから、監査人としても(1)が主な監査対象となる。その中で、特に の「不正受給防止対策の徹底」については行政側の努力に反して不正受給が後を絶たないため、別途、第4．「保護費の返還と徴収」において個々の不正受給のケースの実態を明らかにするとともに、今後の課題について検討を行った。

平成17年度の倉敷市生活保護運営方針

(1) 保護の適正実施の推進

保護の相談時における助言指導

保護の申請・開始時調査の徹底

保護受給中における受給要件の確保と指導援助の推進

ア 資産及び収入の把握

イ 扶養能力調査の徹底

ウ 処遇方針の樹立

エ 計画的な訪問調査活動等の推進

オ 個別具体的な指導援助の充実

不正受給防止対策の徹底

(2) 医療扶助の適正運営の確保

必要に応じた主治医及び囑託医の意見聴取

病状を把握した上で生活指導、就労指導又は療養指導の徹底

全レセプトの点検を実施し、遅滞なく過誤調整

頻回受診者に対する適正な受診指導

長期入院者に対する適正な指導援助

(3) 介護扶助の適正運営の確保

(4) 組織的な運営管理の推進

実施体制の確保

ア 適正な職員配置

イ 職員の職務能力の維持向上

計画的な運営管理の推進

査察指導機能の充実

(2) 監査の方法

生活保護世帯の個々のケースの実態を把握するための方法として、以下の抽出件数について次頁のケース記録ワークシートにより監査を行った。当該ワークシートは、監査人がサンプルで監査したケース記録や生活保護手帳等を参考にして独自に作成したものであり、必ずしも完成形とは言い難い。しかし、今回の外部監査日数の多くを当該ワークシートの作成及びデータ処理に要していることから、参考のために2)に掲載した。

1) 抽出件数

	倉敷社会福祉事務所	水島社会福祉事務所	児島社会福祉事務所	玉島社会福祉事務所 (旧船穂町・真備町含む)	計
保護率(平成17年11月)(‰は1/1000)	10.9‰	14.3‰	7.3‰	6.9‰	
A ケース(年12回以上訪問)	3	22	6	16	47
B ケース(年6回以上)	79	116	10	12	217
C ケース(年4回以上)		33	27	10	70
D ケース(年2回以上)		10	6	0	16
E ケース(年1回以上)		5	6	1	12
計 (抽出率)	82 (5.8%)	186 (20.5%)	55 (13.5%)	39 (9.5%)	362 (11.5%)
上記のうち不動産保有ケース	7	21	32	14	74
全体 (平成17年度月平均)	1,423	909	408	412	3,152
監査所要日数 (往査実績のみ)	16	20	4	6	46

倉敷市には福祉事務所が4ヶ所あるため、各福祉事務所の保護率等を勘案しながら、主に生活保護世帯の訪問格付分類に基づいて抽出した。上表において水島社会福祉事務所の抽出件数が突出して多いのは、主に同福祉事務所の保護率が他の福祉事務所よりも著しく高いためである。また、不動産保有ケースの件数の全体の抽出件数に占める割合が高いのは、不動産保有の状況を確認するため作為的に抽出を試みたためである。

2) ケース記録ワークシート

(注) 被保護者の氏名は記録せず、イニシャルのみとした。

(社会福祉事務所)

ケースワーカー(地域)	()	世帯類型	高齢者・母子・障害・傷病・その他
ケース番号(イニシャル)		処遇方針	
開始年月日	S・H . .	訪問格付け	A・B・C・D・E
世帯人数・男女・年齢		年間訪問回数	OK・NG
		格付けの妥当性	OK . NG ()
資産保有状況	不動産・車・保険・その他	所得調査(マッチング)	OK . NG ()
・土地(時価)		求職活動状況報告書 (就労意欲の有無)	OK . NG ()
・建物(時価)		扶養義務の履行	有(親・子・兄弟)・無
・車(車名・年式)		他の制度の活用	精保・年金・雇用保険・その他
・保険(種類・解約返戻金)		保護費の受領(直近)	窓口・口座振替
・その他		検印の状況	OK・NG
借入金の状況	有()・無		
担保の状況	有()・無		
売却の可否	可・否		
モーゲージ・ローン活用の可否	可・否		
高額家賃世帯か否か	該当・否		
63条・78条適用の有無	有・無		
医療頻回受診者か否か	該当・否		
長期入院者か否か	該当・否		
保護の必要性	必要		
	不要		
	疑問あり		
是正または改善を要する事項			

2. 生活保護申請から開始に至るまでの手続きの状況

(1) 補足性の原理

生活保護法第4条では、以下のように規定している。

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、また民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われる

つまり、本人が資産を使い果たし、どんなに努力しても生活できない場合や親兄弟等の扶養等が見込めない場合にのみ生活保護は受けられるのであり、この点から法第4条は補足性の原理と呼ばれており、大きく分けると以下の4項目になる。

- 稼働能力の活用
- 資産の活用
- 扶養義務
- 他法他施策の活用

当該原理は面接相談時から保護廃止時まで一貫しており、我々の外部監査も補足性の原理に反した保護がなされていないかが主な監査要点となっている。

(2) 生活保護の基本原則

また、既述のとおり、生活保護法には制度を具体的に実施する場合の原則として「申請保護の原則(法第7条)」「基準及び程度の原則(法第8条)」「必要即応の原則(法第9条)」「世帯の原則(法第10条)」の4つが定められている。これらのうち、特に法第8条以下は、補足性の原理の4項目と同様に生活保護を開始する前に十分検討されることとなる。なぜなら、生活保護は、いったん開始されるとなかなか自立できない現状があるため、開始前の時点で必要十分な調査を行い、適正な処遇方針を決定しておく必要があるからである。

(3) 保護申請から決定までの流れ

以下は生活保護申請から開始に至るまでの手続きの流れであるが、特に重要と思われる 面接相談と 資力調査について検討を行った。

- 福祉事務所来所
- 面接相談
- 申請受付

資力調査
保護の要否決定
保護の決定

1) 面接相談時における対応と事務処理

生活保護の相談を受けた際に記入する面接記録票の項目は以下のとおりである。そのうち は法第4条の「資産」について、 は「能力その他」について、 は「扶養義務者の扶養」について、各々保護開始の要件を満たしているか検討がなされる。

(面接記録票)

来所の目的
保護の経歴
ケースの特性及び他法関係の状況
資産及び負債の状況
住居の状況
稼働者の状況
要保護者の家庭の状況
扶養義務者の状況
面接結果
面接員の所見
交付した必要書類名

- ・ 保護新規申請書
- ・ 資産申告書
- ・ 収入申告書(働いて得た収入(前3ヶ月)・働いていない者・恩給・年金等による収入)
- ・ 同意書
- ・ 給与証明書
- ・ 家賃証明書
- ・ 医療要否意見書

A 監査結果

倉敷社会福祉事務所の平成18年3月度における面接記録票のうち、保護開始とならなかったものを入手して精査を行ったが、新聞等におけるいわゆる「水際作戦」と思われるような門前払いに該当するケースはなく、適切に対応がなされていた。もっとも「水際作戦」と思われるようなコメントを書類に残すとは考えられず、また面接室での相談に同行することはプライバシーの観点から不可能である。したがって、書類だけの監査では「水際作戦」の有無を検討することには自ずと限界があると考え、面接記録票についてこれ以上の監査は行わないこととした。

B 監査意見

会計検査院が平成 18 年 10 月にまとめた生活保護調査では、平成 16 年度に受け付けた相談件数に対する申請件数の割合は全国平均で 30.6%となっており、新聞記事によると 70%近くが相談だけで門前払いされたとある。実際、保護申請書は相談者全員に渡されることはなく面接官が保護を必要と認めた者だけに渡されているようであり、面接相談時における対応に恣意性が介入することは否定できず、北九州市や秋田市では不幸な事件も起きている。申請書の交付を希望する全ての相談者に申請書を渡すのが理想であり、相談者間の公平性も保たれるとは考えるが、保護開始時の調査は後述するとおり、相当な労力と時間を要するため、現状の対応を追認することもやむを得ない場合もあると推察される。また、相談相手は生活困窮者であり、相対する職員はそれだけ真剣に対応しなければならず、決して易しい仕事ではない。最前線の現場職員の御苦勞は理解するが、しかしながら法では、自治体は申請を必ず受理し保護に該当するか否かを審査しなければならない、申請自体を拒むことは違法であるから、適正な制度の運用が必要なのである。

なお、70%近くが相談だけで門前払いされたという新聞報道については、生活保護の対象となる条件を満たしているにもかかわらず門前払いされた相談者が 70%の相談者のうち何パーセントいたかについては言及しておらず、そうであるとすれば、この点の説明不足は否めない。

2) 保護開始時における資力調査

保護を開始するに当たりケースワーカーは、以下の項目を調査することになっている。

- 要保護者の居住地
- 世帯構成
- 収入・稼働の状況
- 稼働能力の活用
- 資産保有の状況
- 扶養義務者の有無及びその資力
- 他法他施策の適用
- 要保護者の生活歴

については戸籍謄本等を入手、については所得証明を入手、については生活圏内の関係先(金融機関・保険会社・社会保険事務所等)に預金残高や生命保険の加入状況等についての回答を、また運輸局から自動車車検証等を各々入手、については扶養義務者に扶養届出書(扶養意思の有無・扶養の程度・世帯の状況(家族構成・収入等の状況・資産の状況・支出の状況・健康保険等の加入状況)・その他)を送付し、回答してもらうことにより調査を行う。

また、については世帯のうち就業年齢に達している子等があれば世帯分離等を行うことにより被保護人員を減らすことができるか否かを検討するほか、必要

があれば医療要否意見書を入手し、就業の可否について検討を行う。

これらの調査を行うことについてプライバシーの侵害ではないかという見方もあるようだが、生活保護世帯に多額の血税を投入している現状から必要十分な調査は不可欠であると考ええる。

A 監査結果

保護開始時の調査における監査結果は、抽出した 362 件のケースについて問題となるケースはなかった。行政側としては、財政負担の観点から 1 件でも生活保護世帯を減らしたいのが本音である。しかも、保護開始時は所内ケース診断会議を開き、上記の調査事項について十分協議を行っていることから開始時の調査について監査人が指摘できることは少ない。むしろ保護の開始の申請のあった日から 14 日以内に保護の要否等を決定し、申請者に対して書面をもって通知しなければならない（法第 24 条）にもかかわらず、これほど多くの調査を行っているのかというのが実感である。ただし、調査内容が多岐にわたるため 14 日以内の通知は厳守されておらず、30 日以内を目標としているのが実情のようである（法第 24 条 3 項）。

以下に所内ケース診断会議の協議事項・調査事項および保護台帳の記載事項を列記した。

所内ケース診断会議協議書

（協議事項）

- ・ 保護歴
- ・ 世帯の氏名等
- ・ 保護申請理由
- ・ 協議事項（問題点）
- ・ 協議結果
- ・ ケース格付
- ・ 開始時の法第 63 条（資力ある者の費用返還義務。100 頁参照）適用の有無
- ・ 処遇方針

（調査事項）

- ・ 資産
- ・ 負債
- ・ 稼働能力等
- ・ 他法活用状況
- ・ 扶養
- ・ 収入
- ・ 民生委員の意見聴取

保護台帳

- ・ 保護歴
- ・ 家族構成
- ・ 緊急時の連絡先
- ・ 民生委員
- ・ 社会資源の状況（年金・社会保険等）
- ・ 免許・資格の状況
- ・ 身体障害者手帳等
- ・ 他法他施策の活用指導状況
- ・ 資産の状況（固定資産・生命保険・自動車等・事業用資産）
- ・ 負債の状況
- ・ 住居の状況
- ・ 要保護世帯の家庭の状況

3．訪問調査の意義と実態

(1) 訪問調査の意義

局長通知によると、訪問調査とは以下のものである。

要保護者の生活状況等を把握し、処遇に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うことを目的として、世帯の状況に応じ、訪問を行うこと

訪問調査は、生活保護の実施上、極めて重要な意味を持っている。ケース記録を作成する上で電話や来所時の面談内容の記載もなされるが、最も顕著な記載が当該訪問時の面談内容である。

訪問調査は、以下の 申請時等の訪問、 訪問計画に基づく訪問、 臨時訪問の3つに区分される。

申請時等の訪問

保護の開始又は変更の申請等のあった場合は、申請書等を受理した日から1週間以内に訪問し、実地に調査すること

訪問計画に基づく訪問

家庭訪問の場合は、少なくとも1年に2回以上訪問すること、入院入所者訪問の場合は、少なくとも1年に1回以上訪問すること

臨時訪問

申請により保護の変更を行う場合、生業扶助により就労助成を行った場合等については、臨時訪問を行うこと

上記の3区分のうち、 については、ほぼ間違いなく実施されており、監査上問題となるのは の訪問計画に基づく訪問である。

生活保護世帯には、病気や障害といった健康面の不安を抱えているか、幼児を抱えた母子世帯、あるいは過去に自堕落な生活を送り親兄弟からも見放された人も多い。もちろん、健康であり、特別な家庭の事情がないにもかかわらず学歴等の能力不足でやむを得ず保護を受けている人も中にはいるが少数派である。そこで、1人でも多くの保護受給者が自立していくためには、ケースワーカーが訪問計画に基づき定期的に訪問し、病院への通院指導や生活面での指導等を行うことが必要となる。したがって、監査人はケースワーカーの訪問が訪問計画に基づき適正になされているか否かについて検討した。

以下は、支援票・ケース記録・ケース記録票の記載事項である。

支援票

- ・ 年月日
- ・ 訪問格付
- ・ 支援方針
- ・ ケースの特性（問題点）

ケース記録

- ・ 保護申請の理由と経緯
- ・ 実態調査
- ・ 世帯及び居住地の認定
- ・ 世帯の状況
- ・ 医療（疾病）の状況（面接の状況・医療機関・傷病名及び症状・医療要否意見書・検診命令書による検討）
- ・ 介護の状況（面接の状況・医療機関・身体状況・日常生活動作・家族介護の可能性）
- ・ 収入の状況（本人の申立・申立、収入申告書、給与証明書等の検討調査結果）
- ・ 収入認定（就労収入・就労以外の収入）
- ・ 関係機関、関係者等の意見（民生委員・近隣者・事業主・職安等）
- ・ 要否判定と総合意見
- ・ 世帯分離の状況
- ・ 程度の決定（就労収入(未払い給与等)、就労以外の収入（年金・手当・仕送り等）・手持ち金（預貯金を含む）収入）
- ・ 措置の状況
- ・ 今後の処理処遇方針
- ・ その他（問題点・特記事項）

ケース記録票

年月日ごとに記事（来所記事・訪問記録・所内協議・変更等）

A 監査の方法

課長通知では、被保護世帯の世帯類型や助言指導の必要性等に応じた統一的な訪問基準を作成し、それに基づいて訪問計画を策定することが認められており、既述のとおり、倉敷市の訪問基準では生活保護世帯の訪問格付分類をAからEまで区分している。

監査人の監査でも訪問格付分類の妥当性を検証するとともに、当該分類のとおり訪問がなされているか否かについて抽出した362件のケースについて調査を行った。

ただし、我々の訪問回数のカウント対象期間は監査対象年度である平成17年4月1日から18年3月31日までの間とし、また、訪問したにもかかわらず不在だった場合（訪問は通常、抜き打ちでなされるため）や生活保護世帯の世帯主

が福祉事務所を来所した場合は含んでいない。なぜなら、訪問調査の意義は「要保護者の生活状況等を把握し」となっているにもかかわらず、不在の場合についても訪問回数としてカウントするのは趣旨に反していると考えたためである。

以下は、監査人が抽出した 362 件のケースについての訪問調査の監査結果である。

B 監査結果
要約

福祉事務所	倉敷社会福祉事務所	水島社会福祉事務所	児島社会福祉事務所	玉島社会福祉事務所 (旧船穂町・真備町含む)	計
問題なし (OK)	9	20	42	11	82
問題あり (NG)	58 (86.5%)	127 (86.4%)	5 (10.6%)	23 (67.6%)	213 (72.2%)
小計	67	147	47	34	295
開始年月日が平成 17年4月1日以降 (N/A)	15	39	8	5	67
抽出件数	82	186	55	39	362

訪問格付	A	B	C	D	E	計
年間所要訪問回数	12	6	4	2	1	
問題なし (OK)	7	27	28	10	10	82
問題あり (NG)	28 (80.0%)	148 (84.6%)	30 (51.7%)	5 (33.3%)	2 (16.7%)	213 (72.2%)
計	35	175	58	15	12	295

全般的に訪問回数の妥当性について問題あり (NG) のケースが圧倒的に多い (全体で 72%)

社会福祉事務所別では倉敷・水島の訪問回数が極端に少なく、児島は 90% 程度達成されている

訪問格付分類では A および B に問題あり (NG) のケースが圧倒的に多く、C 以下は徐々に少なくなる

訪問回数ゼロのケースが下表のとおり 15 件もある

	倉敷社会福祉事務所	水島社会福祉事務所	児島社会福祉事務所	玉島社会福祉事務所	計
A					
B	3	6		1	10
C		3			3
D					
E		1	1		2
計	3	10	1	1	15

C 監査意見

保護受給者の自立助長のためには、訪問調査は行政事務の中で最も重要であるにもかかわらず、上表のとおり 72%ものケースにおいて年間訪問計画に基づく訪問が達成されていない。しかも、A・B・C は稼働能力を有しながら十分能力が発揮できていないケースが多く、D・E に比べ就労指導が必要であるにもかかわらず訪問回数が達成されていないケースが多いのは問題である。

また、既述のとおり、ケースワーカーの配置基準は保護世帯数によって決められているため、本来、社会福祉事務所別では顕著な差は生じないはずであるが、児島のみが 90%程度達成されている。ケースワーカーの業務量は、担当している保護世帯数によってのみ決まるわけではなく、訪問時の調査内容が膨大なため新規の開始件数の多寡によっても大きく影響を受ける。新規の開始件数は、既述のとおり、倉敷・水島が圧倒的に多いため、その影響が訪問回数に顕著に現れていると考えられる。

厳しい財政事情の中、ケースワーカーの数を増やすことは短期的には生活保護費の底上げになる恐れもあるが、生活保護の目的が保護世帯の自立の助長である以上、適正な訪問計画が少なくとも 90%以上は達成されるような人員配置を行うべきであると考ええる。なお、訪問回数ゼロのケースが有効抽出件数 295 件中 15 件もあり、いかにケースワーカーが多忙とはいえ問題外である。特に、年間訪問回数 6 回以上の B の格付において 10 件もあり、今後は少なくとも半年に 1 回は訪問回数をチェックする等の方法を十分検討していただきたい。

詳細は、後記資料編に掲げている。

4. 課税調査の意義と実態

(1) 課税調査の意義

1) 局長通知によると、課税調査とは以下のものである。

被保護者の収入の状況を客観的に把握するため、年1回、税務担当官署の協力を得て被保護者に対する課税の状況を調査すること

この調査は、被保護者から提出された収入申告書の年間合計と市民税課が作成した課税台帳を照合するところから、一般にマッチングと呼ばれている。収入申告書の記載内容は以下のとおりである。

(収入申告書)

- ・ 日付別に勤務先(会社名)
- ・ 収入額(日当等)
- ・ 月間の就労日数
- ・ 合計収入額
- ・ 必要経費額

A 監査結果

生活保護費の増大が市の財政を逼迫させる一方、不正受給が後を絶たない状況において、マッチングは電話等による通報を除けば、唯一とっていい不正受給発見の手段である。不正受給の実態は、第4「保護費の返還と徴収」において個々の不正受給のケースの実態を明らかにしているため、ここではマッチングと呼ばれる事務処理が適時・適正に行われているか否かについて検証した。

以下は、我々が抽出した362件のうち、マッチングの検討結果、問題あり(NG)となったケースのみを表にしたものである。ただし、市民税課の課税台帳は平成17年6月20日に打ち出されたものを使用しており、マッチングの対象となる所得年度は暦年の平成16年である。

社会福祉事務所	世帯主の年齢	年間訪問回数	NGの内容	処理状況(注)
倉敷	51	0	未申告	78(H17)
倉敷	42	2	未申告	78(H18)
倉敷	59	3	未申告	78(H18)
倉敷	47	2	未申告	78(H18)
倉敷	49	1	未申告	78(H18)

倉敷	63	0	未申告	78
倉敷	64	2	調査中	
倉敷	55	3	未申告	78
水島	56	1	過少申告	78(H18)
水島	82	6	未申告	78(H18)
水島	62	3	未申告	78(H18)
水島	47	12	未申告	78(H18)
水島	63	2	調査中	
水島	59	3	未申告	78(H18)
水島	49	1	未申告	78(H18)
水島	43	2	過少申告	78(H18)
児島	56	6	未申告	78(H18)
児島	64	4	未申告	78(H18)
児島	49	12	未申告	63(H18)
玉島	43	10	過少申告(給与明細書偽造)	78 適用予定

(注1) 78とは、法第78条(不正受給者からの費用徴収。100頁参照)

B 監査意見

社会福祉事務所別では倉敷・水島に問題あり(NG)のケースが多い
世帯主の年齢は40代・50代の稼働年齢層が多い
にかかわらず、実際の訪問調査回数が少ないものがある
法第63条・78条の適用時期が遅い
平成16年度の所得に対して平成18年度に適用しているケースが多い

(2) 倉敷社会福祉事務所のマッチング作業

次に、倉敷社会福祉事務所における所得マッチング作業について、平成17年度の提出を受けたすべての所得マッチング作業表を閲覧した。なお、他の社会福祉事務所は、個々のケースファイルに綴じこんでおり、一覧性がない為、各社会福祉事務所でケース記録を閲覧した先について福祉事務所の調査結果のみ聴取した。

A 監査結果

マッチング作業表を閲覧したところ 8 件の疑問点があったため、説明を求めたところ、以下の問題点があった。

- a 要調査ケースであるにもかかわらず、その後の調査がなされていない。
報告済み収入が所得状況一覧表(マッチングリスト)より少ないにもかかわらず調査追求漏れしていたもの。
- b 78 条適用ケースでマッチング作業が不完全であったもの
本人からの給与証明の提出をまっけていてマッチング作業が遅れていたもの。
- c 事業収入のある方で、支出の正当性を立証できない経費を認めていたもの。
事業収入がある場合には、確定申告につき経験の浅いケースワーカーが指導しても実効性が乏しい為、このケースでは必要経費の妥当性を検証するため所得税の確定申告を指示すべきである。税務署職員等の税務専門家が経費の妥当性を判断してくれるはずである。

d まとめ

我々が倉敷社会福祉事務所の所得マッチング作業を再検証したところ上記のようなチェックミスがあったことから、他の社会福祉事務所でも毎年収入の発見漏れが生じているものと推察される。残念ながら現状のマッチング作業は、不完全と言わざるを得ない。

B 監査意見

a マッチング作業表の保管について

倉敷社会福祉事務所以外のマッチング作業表は、個々のケース記録に綴じてあるとのことであるが、このことはマッチング作業が本人任せで担当者以外の検証を欠く状況を連想させる。即ち、この作業表が生活保護費の不正受給を発見する有力な手段であり重要な検証資料であるなら、ケースファイルに綴じこむ以外にこれを別冊とし、他の者による再検証作業が容易となるよう、倉敷社会福祉事務所のように書類を別途保管すべきである。

b マッチング作業の効率化について

マッチング作業を監査人が検証してみて、これが監査人にとって非常になじむ作業であることを実感した。多くは計数のみを追跡すれば問題点が発見できるからである。現状、この作業は各ケースワーカーに任されているのであるが、ケースワーカーの手の空いた時期に実施しているためその実施時期がバラバラであり、計数に不得意な担当者による発見漏れもあるであろう。そこで、一次作業の段階では定性的な情報は必要ないのであるから、計数に強い担当者に一定の時期に一斉に所得マッチング作業をさせ、担当者はその結果把握された問題点のフォ

ローをするとといった作業分担が可能であり、またその方が効率的である。日常作業に忙殺され重要な課税調査が充分に出来ないケースワーカーの作業軽減と業務の効率性を高めるため、作業分担による一斉作業が有効と考える。

5. 求職活動の状況及び指導状況（稼働能力の活用）

（1）求職活動の重要性

補足性の原理 4 項目のうち、最初に検討すべきなのが稼働能力の活用である。つまり、働けるのに働かないような怠け者では生活保護は受けられないということである。

とはいえ、65 歳以上の高齢者や病気・怪我で十分働けない人、さらには乳幼児を抱えた母子世帯は、一般の人と同様に求職活動を強制するのは問題がある。また、働く意思と能力があり、求職活動を行っていても現実に働く職場がないときには、他の要件を満たせば保護を受けることができる。

そこで、生活保護に関する事務では、被保護者の能力（年齢・性別・学歴・経歴・病気・障害）に応じた求職活動の指導がなされている。以下に生活保護行政を適正に運営するための手引きについてから稼働能力のある者に対する指導指示の内容を抜粋した（平成 18 年 3 月 30 日 保護課長通知）。

1) 稼働能力のある者に対する指導指示

傷病を理由に稼働能力を活用していないか、又は稼働が不十分なケース

- ・本人の訴え、囑託医・主治医からの意見、ケースワーカーからみた生活実態、稼働実態、医療要否意見書、レセプト等から現状を把握し、ケース診断会議において稼働能力を判定する
- ・就労可の場合、口頭による就労指導
- ・口頭指導によっても十分に稼働能力を活用しない場合、法第 27 条に基づく文書による指導指示

傷病以外の理由で稼働能力を活用していないか、又は稼働が不十分なケース

- ・誠実に求職活動等をしているかどうか、日雇い等で仕事の不安定を理由に稼働が不十分なものについては、誠実に稼働しているか、又は能力活用が不十分かどうかをケース診断会議等において判定する。この場合、年齢、能力、健康状態及び地域における雇用の状況等を総合的に判断する
- ・能力活用していないか又は不十分な場合、口頭による就労指導
- ・口頭指導によっても十分に稼働能力を活用しない場合、法第 27 条に基づく文書による指導指示

生活保護を受ける以上、傷病等で働けない者は傷病についての医療要否意見書等、働けるのに働いていない者は誠実に求職活動をしているか否かを証

明する求職活動状況報告書が必要となる。生活保護の制度が市民の血税を財源としたセーフティネットであることから、これらの条件が課せられるのは当然であり、働けるのに働かないような怠け者に血税が使われるようなことがあってはならない。したがって、監査人としても誠実に求職活動がなされているか否かについて抽出した 362 件のケースについて検討した。

A 監査結果

以下の表は、監査人が抽出した 362 件のうち求職活動状況報告書の提出状況・記載内容の検討の結果、問題ありと判断したものである。また、就労意欲の有無については、生活保護受給者の内面の問題であるため、あくまで監査人の判断で求職活動状況報告書・ケース記録等を基に総合的に判定したものである。求職活動状況報告書の記載内容は以下のとおりである。

(求職活動状況報告書)

- ・ 日付別に仕事を探したところ・方法
- ・ 紹介又は連絡をした会社名
- ・ 仕事の内容
- ・ 会社との接触方法
- ・ 結果

ケース番号	世帯類型	主年齢	処遇方針	求職活動状況報告書	就労意欲の有無
	その他	58	主:病状把握により就労指導(ヘルニア) 母:治療継続	NG	無
	その他	49	主-増収指導	NG(記載不十分)	無
	その他	40	主:治療と就労の両立	NG(記載なし)	N/A
	その他	55	通院治療・就労指導	NG(提出なし)	無
	その他	69	主:通院 二男:治療(覚醒剤後遺症)と稼働(引きこもり)	NG	無
	その他	42	主:就労指導(H15.12月出所) 妻:保育園入所後就労指導	NG	無
	その他	59	就労指導	NG	無
	その他	63	就労指導	NG(記載不十分)	無
	その他	55	就労指導	NG(記載不十分)	無
	その他	62	積極的な求職活動・低額住宅へ転居	NG(記載不十分)	無
	母子	40	主-治療専念 子-就労指導	NG(記載不十分)	無

	その他	59	治療・求職	NG(記載なし)	無
	その他	61	就労指導	NG(提出なし)	無
	その他	37	就労指導	NG(記載なし)	無
	その他	60	求職活動	NG(記載なし)	無
	その他	27	主、妹2名-就労指導	NG(記載なし)	無
	障害	56	主:定期通院 員:就労継続	NG	無
	障害	59	反社会行為禁止、届出義務遵守	NG	無
	母子	35	主:就労指導 子:健全育成	NG	無
	その他	54	生活実態把握、就労指導	NG(記載不十分)	無
	母子	33	就労意欲の助長	NG	N/A
	その他	51	主-病状把握・就労指導	NG(記載なし)	無
	その他	58	病状把握・就労指導	NG(記載不十分)	無
	その他	61	主-病状把握・就労指導	NG(記載なし)	無
	傷病	50	主-治療専念	NG(記載不十分)	無
	その他	69	子-適時就労指導	NG(記載不十分)	有
	母子	35	就労指導	NG(記載なし)	無
	傷病	65	主: 二男:うつ病(社会性欠如) 二 女:	NG	無
	母子	51	定期的通院治療・適時就労	NG(提出なし)	無
	傷病	61	定期的通院治療	NG(提出なし)	無
	傷病	56	病状把握・就労指導	NG	無
	母子	31	病状見ながら適職就労(ネフローゼ症候群)	NG	無
	その他	37	就労目標・増収	NG	無
	傷病	41	治療継続・適時就労	NG(記載なし)	無
	傷病	63	主-治療継続・妻-求職活動	NG(記載不十分)	無
	傷病	61	通院治療・就労指導	NG	無
	傷病	58	就労指導	NG	不明
	その他	63	主-適職就労・子-就労継続	NG(記載不十分)	無
	傷病	58	通院継続	NG	無

	傷病	66	主-通院治療・妻-就労指導	NG(提出なし)	無
	傷病	36	治療継続	NG(記載なし)	無
	傷病	61	通院治療・就労指導	NG(記載不十分)	無
	傷病	46	通院治療継続求職活動	NG	N/A
	母子	31	通院治療・就労指導	NG(記載なし)	無
	その他	32	就労開始(引きこもり)	NG	無
	傷病	48	病状回復・就労目指す	NG	不明
	傷病	56	治療継続	NG(記載なし)	無
	傷病	56	通院治療継続・就労指導	NG(提出なし)	無
	傷病	53	通院継続・健康回復	NG	不明
	傷病	49	積極的な求職活動	NG(記載不十分)	無
	その他	58	通院治療継続・就労指導	NG(提出なし)	無
	母子	27	就労目指す	NG	無
	母子	27	就労指導	NG	無
	傷病	51	通院継続	NG	無

(注) ケース番号の記載は割愛する

B 監査意見

稼働能力を活用していないケースは、ほとんどが傷病等の理由である

就職意欲の有無	有	無	該当無し (N/A)	不明	計
ケース数	52	47	260	3	362

上表のうち該当無し(N/A)の260件は傷病・高齢等の理由で現時点において働くことは無理と判断したケースである。全体の約70%を占めており、生活保護世帯の自立の難しさを痛感できる数字である。

また、稼働能力は有しているが就職意欲がないと判断したケースは47件もあった。ケース記録や求職活動状況報告書を見ていると、当初は一生懸命に求職活動を行っていたが、学歴・職歴等の問題により就職を断られ、次第に意欲が低下するケースが多々ある。生活保護受給者の内面の問題であり、また個人差もあるため一概には言えないが、保護を受け続ける以上、自身を鼓舞し職種を問わず就職活動を続ける必要があるのではないだろうか。

病状調査により軽作業可と判定されたケースが多い

本人が病気等を訴えた場合、医師による病状調査が行われるが、その調査結果の多くは軽作業可となっている。軽作業可と判断されると工事現場等の肉体労働は無理である。一方、本人の自筆も何度か見る機会があったが、簡単な漢字ですら満足にかけない人もいる。IT化の進んだ現代社会において、このような人を事務系の仕事で採用する会社は、まずないと思われる。職業訓練による自立支援は当然必要ではあるが、それ以前の能力の人もいることが判った。

市の外部委託先に優先的に斡旋する

市の職員として正規に採用するには、難関の公務員試験が待ち受けるが、外部に委託している市の遊休地の草刈りや市役所の清掃等につき生活保護受給者を委託先に優先的に斡旋するのは可能ではないだろうか。また、非常勤職員として臨時に雇用するのも問題ないと思われる。

監査人の監査では、稼働能力を有しながら十分活用されていないケースが抽出件数 362 件の約 30%あることが分かった。民間企業では、体調や能力の面で雇用されない人でも市の遊休地の草刈り等であれば可能と思われる。傷病以外の理由で保護を受けている人も自宅で毎日を過ごしていることが多いようであるが、保護受給者が額に汗して働く喜びをもう一度取り戻し、将来の自立につなげていく方法を市役所全体で検討していただきたい。

モチベーションの問題

本来、あってはならない事ではあるが、就職して収入を得たとしても全く働かなかった場合と比べて手取り収入はあまり増えないため、保護受給者の求職意欲を阻害している現状がある。この原因は、保護費の算定上、勤労に伴う必要経費が少ないためであるが（例：月收入 5 万円で 15,220 円）、既述のとおり、当該金額は厚生労働省によって決められた金額であり、一市町村が対応できない問題ではある。しかしながら、自立を助長する制度である以上、少なくとも半分程度の必要経費が認められるよう引き続き厚生労働省に働きかけていく必要があると考える。

6 . 扶養義務の履行状況

(1) 扶養義務者について

次官通知は、扶養義務の履行について以下のように規定している。

要保護者に扶養義務者がある場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めるよう、要保護者を指導すること。また、民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させること。

民法上の扶養義務者とは、三親等内の親族であるが、通常は親子兄弟・配偶者等が絶対的扶養義務者とされており、保護開始時の調査でも絶対的扶養義務者に扶養照会がなされている。さらに、この中でも 夫婦相互間及び 未成熟の子に対する親は、極めて強い扶養義務が課せられており、生活保持義務関係にあるとされる。

(2) 扶養義務者の扶養能力

しかし、扶養義務者であっても扶養能力がなくては当然、扶養は不可能である。したがって、扶養義務者の扶養能力の調査も重要となるが、保護開始時の調査のほか、「重点的扶養能力調査対象者に係る扶養能力及び扶養の履行状況の調査は年1回程度は行うこと」(課長通知)とされている。

なお、重点的扶養能力調査対象者とは以下のとおりである。

生活保持義務関係にある者

以外の親子関係にある者のうち扶養の可能性が期待される者

、 以外の、過去に当該要保護者又はその世帯に属する者から扶養を受ける等特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者

また、扶養能力の調査は以下の表を作成することで検討がなされている。

扶養義務者の状況表

調査年月日・調査種別(実調・所得調査・扶養照会)・年収・住民税
所得割課税・扶養控除・扶養能力判定指数・援助額又は援助できない理由

扶養能力判定表

原則として世帯収入÷最低生活費が1を上回るか否かについて判定

局長通知では、「重点的扶養能力調査対象者が十分な扶養能力があるにもかかわらず、正当な理由なくして扶養を拒み、他に円満な解決の徒がない場合には、家庭裁判所に対する調停又は審判の申立をも考慮」するよう指導が

なされている。

その一方で、次官通知では「この民法上の扶養義務は、法律上の義務ではあるが、これを直ちに法律に訴えて法律上の問題として取り運ぶことは扶養義務の性質上なるべく避けることが望ましいので、努めて当事者間における話し合いによって解決し、円満裡に履行させることを本旨として取り扱うこと」となっており、一般に家庭裁判所に対する調停又は審判の申立は行われていない。

A 監査結果

私的に扶養を期待するだけで強制力のない扶養義務については、我々が調査したケースにおいても以下のとおり、ほとんど履行がなされていない結果であった。我々が抽出した 362 件のうち僅か 10 件であり、3%にも満たない状況である。ただし、仕送り等の増加・親類縁者等の引取りにより廃止されたケースは分母の 362 件には含まれていない。

社会福祉事務所	世帯類型	世帯人数	主年齢	処遇方針	扶養義務の履行	誰から	月額
倉敷	その他	1	56	体調に合わせ就労指導	有	子	10,000 円
水島	傷病	2	61	主:通院指導、子:就労継続	有	兄弟	10,000 円
水島	母子	3	37	主:増収(11万円/月) 子:早期就労再開	有	元夫	30,000 円
水島	傷病	2	56	治療継続	有	親	20,000 円
水島	傷病	1	55	病調による就労可否の検討(うつ病)	有	親	3,300 円
児島	傷病	1	55	入院治療継続	有	母	40,000 円
児島	高齢者	1	71	生活維持	有	兄弟	10,000 円
玉島	母子	5	33	就労意欲の助長	有	親	6,000 円
真備	障害	4	53	主-通院治療 妻-就労指導	有	姉	家賃援助
真備	高齢者	1	64	健康管理	有	兄弟	41,480 円

B 監査意見

親子兄弟・配偶者が扶養義務を履行しない理由

362 件のケースの中には、過去において親子兄弟・配偶者に多大な迷惑をかけ、援助を受けられない保護受給者が多数見受けられた。親子兄弟・配偶者からすれば、そのような人が生活に困窮したとしても自業自得であり、民法上の扶養義務

者であっても扶養義務を履行する気にはならないだろう。

しかし、全体の 97%もの人が過去において親子兄弟等に迷惑をかけたとは考えられず、むしろ子供に心配をかけさせないため調査開始時の扶養照会をやめて欲しいと願い出たケースも散見した。このようなケースは心情としては理解できるが、生活保護費が市民の血税で賄われている以上、論外であり、我々が監査した限りにおいて扶養照会は滞りなく行われていた。

厚生労働省の基準である絶対的扶養義務者や生活保持義務関係は明確ではあるが個別の事情が考慮されていない。したがって行政が一方的にこの基準をあてはめようとしても扶養義務者に反発され、しかも強制力がないため、結果として扶養義務の履行はなされない。

全体の 3%しか扶養義務の履行がなされていない現状を受け止めていただき、既に行われていることと思われるが、個別の事情を考慮した上でよりメリハリのある方法で扶養義務の履行を求めていただきたい。

親子兄弟・配偶者の扶養能力の問題

親子兄弟・配偶者が扶養義務を履行しない事情には、これらの親族の世帯収入が最低生活費を下回る人が多く、上記の扶養能力判定表で 1 を下回るため扶養能力の履行を求められないという側面もある。我々の抽出した 362 件のケースにおいても数字は定かではないが、相当程度のケースにおいて民法上の扶養義務者全員が扶養能力なしと判定されていた（平成 17 年度の倉敷社会福祉事務所の調査では扶養調査先 670 件のうち 457 件が扶養不能、未回答が 206 件、扶養義務の履行が 7 件である）。

もちろん、後述するとおり、800 万円以上の収入を稼いでいる子世帯も中には散見されたが、全体から見れば僅かである。一族すべて生活保護受給者という世帯も珍しくはなく、一度、保護を受けるとなかなか抜け出せないのが現状のようである。

7. 資産の保有状況（資産の活用）

（1）資産の活用の意義

生活保護を受けるためには、資産を最低生活維持のために活用しなければならない。原則的な活用方法は、売却し、その売却代金を生活に充てることであるが、一定の基準の下、保有が容認されている。保有を容認される資産は、「現実に、最低生活の維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持および自立助長に実効があがっていると認められるもの（次官通知）でなければならない。

（2）資産の種類別取扱いは以下のとおりである。

資産は、以下の表のとおり種類別に保有の取扱いが異なっており、またケース・バイ・ケースで個々の世帯の実態や地域の実情に応じて決められる。

	原則的取扱い	例外
宅地・家屋	現に居住の用に供されているもので、処分価値と利用価値を比較して、処分価値が著しく大きいもの以外については保有が認められる ただし、ローン付住宅保有者からの保護の適用が制限される	処分価値が著しく大きいものについては認められない
田畑	現に耕作している等利用価値が高いもので当該地域の平均耕作面積までは保有が認められる	同上
自動車	保有は認められない（たとえ売却価値がゼロでも維持管理費用が多額となるため処分が指導される）	障害者や山間へき地に居住する者等が通院・通勤等をする場合は認められる
生命保険	解約返戻金のある生命保険は解約処分	返戻金が少額であり、かつ、保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失しない場合に限り、保護適用後保険金又は解約返戻金を受領した時点で法第63条を適用することを条件に保有を認める
生活用品	当該地域の普及率が70%を超えるものについては、地域住民との均衡などを勘案の上、保有が認められる	貴金属・債券は保有が認められない

A 監査結果

以下のとおり、土地・建物・車・保険を保有しているケースは 105 件であり、全体の約 29%であった。ただし、不動産保有ケースについては意図的に抽出しているため、全体に占める割合は残念ながら推計できない。

社会福祉事務所	世帯類型	資産保有状況	土地 (固定資産税評価額)	建物 (固定資産税評価額)	車 (車名・年式・処分状況)	保険 (種類・解約返戻金・処分状況)
倉敷	その他	不動産	8,598,636 円	322,040 円	-	
倉敷	その他	不動産	2,983,889 円	1,588,438 円	-	
倉敷	その他	車			ミニカ 3 年式 (処分済)	
倉敷	その他	不動産	3,878,313	117,464	-	
倉敷	その他	不動産・車	亡父名義 7,059,221 円	亡父名義 469,026 円	シルビア 2000cc H3(処分済)	
倉敷	その他	車			ボンゴ 2 年式 H15.6.13 抹消済	
倉敷	母子	その他			原付 50cc 処分済	
倉敷	その他	不動産	10,158,825 円	60,734 円	-	アメリカンファミリー 解約返戻 0 円 (保有容認)
倉敷	その他	その他			原付 50cc 保有中	
倉敷	その他	車			スバル H7 年式 660cc H19.1.1 廃止	
倉敷	その他	不動産	9,388,554 円	1,665,292 円	-	
倉敷	その他	不動産	3,357		-	
倉敷	その他	車			クラウン H4 他 2 台 (処分済)	
倉敷	その他	車			ハイエース S60 式 (処分未)	
水島	傷病	不動産		860,245		
水島	傷病	不動産	18,353,984	5,863,000	-	
水島	その他	不動産	0		-	
水島	高齢者	不動産	3,873,084	1,158,393	-	
水島	その他	不動産	3,495,435	815,455	-	
水島	その他	不動産	6,048,238	-	-	
水島	傷病	不動産	6,210,935	1,682,951	-	

水島	母子	保険			-	教育保険 4300 解約済
水島	高齢者	不動産	4,711,905	-	-	
水島	高齢者	不動産	2,630,198	28,130	-	
水島	高齢者	不動産	4,712,922	1,340,785	-	
水島	その他	不動産	H18.10.1 保護廃止	H18.10.1 保護廃止	-	
水島	高齢者	不動産	10,904,741	2,311,804	-	
水島	傷病	その他			原付 50cc 保有中	
水島	母子	保険			-	積立終身 22,376 保有容認
水島	高齢者	不動産・ 車	26,192,653	3,718,362	-	
水島	その他	不動産	6,878,670	2,490,014	-	
水島	母子	保険			-	積立終身 22,683 保有容認 特定疾病保障保険 0 処分済 県民共済 0 処分済
水島	傷病	不動産	19,096,237	196,138	-	
水島	その他	車			デリカ H6 H16.3.29 登録抹消	
水島	高齢者	不動産	7,238,960	3,976,099	-	
水島	傷病	車			カローラ H8 課税保留現物なし	
水島	高齢者	不動産	97,445	2,222,303	-	
水島	傷病	不動産	7,912,038	615,950	-	
水島	傷病	車・保険			マーチ (確認中) H17.11.8 廃車	積立終身 117,275 保有容認 学資保険 133,042 保有容認
水島	母子	車・保険			ワゴン R ワイド H10(容認) H18.12.1 保護廃止	H18.12.1 保護廃止
水島	障害	車			50cc スクーター 施設入所中 保有容認	
水島	高齢者	不動産・ その他	5,386,017	534,136	125cc 原付 H17.10 廃車済	

水島	傷病	不動産	-	1,165,954	-	
水島	傷病	保険			-	県民共済 0 保有容認
水島	その他	車			マーク 7 年式 H18.6.28 処分済	
水島	傷病	不動産・ 車・保険	1,670,900	3,386,998	軽四1台、トラック3 台(否認) 名義変更指導中	県民共済 0 保有容認
水島	高齢者	不動産	4,250,813	966,962	-	
水島	その他	車			ミニカH5 H18.9.1 保護廃止	
児島	障害	不動産	2,152,735	689,147	-	
児島	高齢者	不動産	4,534,784	72,671	-	
児島	高齢者	不動産	709,645	68,763	-	
児島	高齢者	不動産	356,524	-	-	
児島	高齢者	不動産	430,081	467,307	-	
児島	高齢者	不動産	628,140	382,849	-	
児島	高齢者	不動産	859,134	120,909	-	
児島	高齢者	不動産	1,455,192	-	-	
児島	障害	不動産	980,494	1,337,905	-	
児島	高齢者	不動産	2,616,160	2,305,415	-	
児島	高齢者	不動産	2,632,756	1,029,109	-	
児島	障害	不動産	-	452,197	-	
児島	障害	不動産	5,637,334	269,067	-	
児島	高齢者	不動産	5,152,103	436,809	-	
児島	高齢者	不動産	6,050,115	488,016	-	
児島	高齢者	不動産	4,507,022	1,013,627	-	
児島	その他	保険			-	県民共済 H13.12.31 解約
児島	高齢者	不動産	3,433,456	-	-	
児島	高齢者	不動産	577,469	142,444	-	
児島	高齢者	不動産	2,484,869	632,789	-	H18.10.1 付廃止
児島	その他	不動産	-	385,916	-	

児島	その他	不動産	2,577,740	118,297	-	
児島	高齢者	不動産	H18.3.31売買 により所有権移転	同左	-	H19.1.1 付廃止
児島	高齢者	不動産	39,364	-	-	
児島	その他	不動産	7,555,540	307,419	-	
児島	高齢者	不動産	49,772	-	-	
児島	その他	不動産	1,271,078	1,550,936	-	
児島	高齢者	不動産	2,070,666	48,868	-	
児島	高齢者	不動産	7,237	-	-	
児島	障害	保険			-	該当なし H18.12.1 付廃止
児島	高齢者	不動産	737,728	32,989	-	
児島	高齢者	不動産	15,600	-	-	
児島	高齢者	不動産	575,388	-	-	
児島	高齢者	不動産	5,379	-	-	
玉島	その他	不動産・ 車	779,223 円(共有)	-	スバル軽四 処分済	-
玉島	傷病	不動産	-	67,905 円	-	-
玉島	障害	不動産	459,3595 円(専有) 213,226 円(共有)	645,711 円	-	-
玉島	その他	その他	-	-	原付 50cc 保有中	-
玉島	その他	不動産・ 保険	504,610 円(共有)	-	-	個人年金保険 306,123 円・返還
玉島	その他	不動産	亡母名義 3,357,396 円	亡母名義 31,331 円	-	-
玉島	傷病	車	-	-	日産4年式 H15.7 車検切れ 乗用不能状態	-
玉島	母子	車	-	-	ダイハツ4年式 H15.5 母に名義変 更	-
玉島	その他	不動産	3,444,607 円(共有)	-	-	-
玉島	母子	車	-	-	スズキ2年式 H15.10 車検証返納 確認	-
玉島	その他	その他	-	-	原付2台 保有中	-
玉島	その他	不動産	2,799,764 円	-	-	-
玉島	その他	不動産	5,061,769 円	98,746 円(共有)	-	-
玉島	その他	その他	-	-	原付 50cc 処分済	-

玉島	その他	車	-	-	マツダ 保有中	-
玉島	その他	不動産	5,898,012 円(共有)	483,107 円(共有)	-	-
玉島	傷病	不動産	-	143,222 円	-	-
玉島	その他	保険	-	-	-	簡保・231,526 円 処分・返還済み
玉島	その他	不動産・ 車	3,245,299 円(共有)	48,985 円(共有)	軽四 8 年式 処分済み	-
玉島	母子	保険	-	-	-	岡山県民共済 保有中
玉島	その他	不動産	35,004 円(共有)	861,919 円	-	-
真備	傷病	不動産・ 車	1,818,499	76,226	三菱軽四 H9年式・使用中	-
真備	その他	不動産	2,008,556	1,607,450	-	-

B 監査意見

土地・建物の固定資産税評価額の合計が 1 千万円を超えるケースが不動産保有ケース 74 件中、以下のとおり 7 件あった。自宅として保有しているケースは、厚生労働省の基準（最上位級地の標準 3 人世帯の生活扶助基準額に同住宅扶助特別基準額を加えた値におおよそ 10 年を乗じる）に基づき容認・否認が判断されており、当該基準額は 2 千万円を超えるため、ほとんどのケースで保有が容認されている。

しかし、世帯主が死亡した後に扶養義務を果たさなかった親族らが相続するケースもあるため、不公平感が強い。平成 19 年度はリバースモーゲージ（土地や建物を担保に生活資金を貸し付ける制度）を生活保護世帯に適用することが検討されており、早期の検討が期待される。

社会福祉事務所	指導状況	摘要
倉敷	相続財産の処分を指導中	平成 16 年 12 月保護開始以降、処分がなされていない。自宅ではないため、早期の処分が望まれる。
倉敷	自宅は保有容認 田は 63 条適用	
水島	自宅は保有容認 その他(貸家7棟)は 63 条適用	母ほか 5 名の共有状態であるが、登記簿謄本を平成 2 年 9 月以降入手しておらず、その後の権利関係が不明確である。早期に調査し、保有が認められないものについては法第 63 条を適用すべきである。
水島	保有容認	
水島	自宅は保有容認 田は 63 条適用	10 . 個別ケースの監査結果参照 主名義の土地・家屋について、課税照会及び登記簿謄本を徴収し確認したところ、主の妹の婿と思われる人が銀行から借金をして買い取り、所有権を移転している(ただし、根抵当権設定あり)。 早期に調査し、必要があれば法第 63 条の適用を検討すべきである。
水島	保有容認	借入金 3200 万円あり
水島	保有容認	借入金 400 万円あり

車(原付除く)については以下のとおり、現在、処分未了が 4 件あった。うち 1 件は適切な理由があり保有を容認しているが、他の 3 件は現在、廃車等を指導中であることから、早急に処分することが必要である。

社会福祉事務所	指導状況	使用状況
倉敷	否認(口頭指導中)	車検切れしており、放置状態(粒江団地内)
水島	否認(名義変更指導中)	自宅内に保管しており、稼働可能であるが譲渡手続き中
玉島	否認(廃車を指導中)	10 . 個別ケースの監査結果参照 車検切れしており、主宅近くに放置常態
玉島 (旧真備)	容認	身体障害者の母の通院に使用中

保険については保有容認か解約済みであり、特段問題はなかった。

8 . 他法他施策の活用状況

何度も繰り返しになるが、生活保護は「最後のセーフティーネット」である。したがって、他法他施策において活用できる制度があれば、当然、生活保護に優先して活用しなければならない。

(1) 他法他施策の活用事例

以下に、主な他法他施策の活用事例を記載した。

- 国民年金（老齢・遺族・障害）
- 厚生年金（老齢・遺族・障害）
- 厚生年金基金
- 介護保険
- 雇用保険
- 児童扶養手当
- 傷病手当金
- 結核予防法
- 緊急援護資金貸付金
- 母子寡婦福祉資金貸付金
- 社会福祉協議会の生活福祉資金貸付
- 同協議会のリバースモーゲージ

A 監査結果

他法他施策を活用しているのは以下のとおり 121 件であり、全体の 33% 程度である。しかも、そのほとんどが高齢者の年金・母子世帯の児童扶養手当である。

他の市町村の数字が不明のため、当該数字の妥当性を検証することはできないが、世帯類型を高齢者に絞った場合、47 件中 18 件しか年金制度を活用できておらず、年金受給資格のない保護受給者が多い実態が分かる。

社会福祉事務所	世帯類型	世帯人数	主年齢	処遇方針	他の制度の活用
倉敷	その他	1	60	病状把握(難聴)	年金
倉敷	その他	2	58	主:病状把握により就労指導(ヘルニア) 母:治療継続	年金
倉敷	その他	2	72	主・長男:あさひ園通所継続	年金
倉敷	その他	1	61	主:就労指導	精保
倉敷	その他	3	49	主-増収指導	その他
倉敷	その他	2	49	就労指導	年金
倉敷	母子	4	44	主:治療専念、子:健全育成	児童手当
倉敷	その他	2	54	自営増収による自立指導	児童扶養手当
倉敷	その他	6	55	求職及び就労指導	その他
倉敷	その他	3	59	主:転職を含めた増収指導	児童扶養手当
倉敷	その他	1	67	定期通院・借金の禁止	年金
倉敷	その他	1	67	定期通院・借金の禁止	年金
倉敷	その他	1	60	主:通院治療(糖尿病) 就労不可 体調に合せた就労指導	年金
倉敷	その他	4	47	主-求職活動	その他
倉敷	その他	1	55	通院治療・就労指導	精保
倉敷	その他	6	42	主:就労指導(H15.12月出所) 妻:保育園入所後就労指導	児童手当
倉敷	その他	2	63	主:就労指導(糖尿、肝炎) 妻:通院治療	年金
倉敷	母子	4	39	主: 就労継続	児童手当
倉敷	その他	3	54	就労指導	年金
倉敷	その他	1	64	求職指導(身障者)6級	年金
倉敷	その他	1	60	就労指導	年金
倉敷	その他	2	63	主:就労指導、借金状況の把握	年金
倉敷	その他	5	34	主:病状把握の上、就労指導 妻:保育所入所後、就労指導	児童手当
倉敷	その他	6	59	積極的な求職活動	その他
倉敷	母子	4	41	主-増収指導・子-就労指導	その他
倉敷	母子	2	40	主-治療専念 子-就労指導	年金・その他

倉敷	その他	2	59	治療・求職	年金
倉敷	その他	3	57	主:定期通院により就労支援	年金
倉敷	その他	2	61	主:求職活動を指導、相続財産の処分	年金
倉敷	その他	1	61	就労指導	年金
倉敷	その他	6	37	就労指導	その他
倉敷	その他	1	64	就労指導、通院による病状把握	年金
倉敷	その他	2	77	長女:転職による増収指導、転居指導	年金
倉敷	その他	5	27	主、妹2名-就労指導	その他
倉敷	その他	2	50	主:就労指導、母:通院による健康管理	年金
児島	高齢者	2	73	主:施設入所 妻:生活維持	年金
児島	高齢者	1	71	施設の処遇に従う	年金
児島	高齢者	1	78	入所者(GH)	年金
児島	高齢者	4	68	主:治療専念(精神病) 長女:増収 二女:就労継続 三女:生活改善	年金
児島	障害	1	62	治療継続(精神分裂症)	年金
児島	高齢者	1	81	在宅生活の維持	年金
児島	高齢者	1	66	通院治療	年金
児島	高齢者	1	83	入所者(GH)	年金
児島	高齢者	2	76	両名とも介護サービスの検討	年金
児島	高齢者	1	70	治療継続、生活実態把握	年金
児島	高齢者	2	85	通院介護サービス利用(パーキンソン)	年金
児島	その他	2	62	通院・デイ利用	年金
児島	その他	2	71	主:通院・うつ病 妹:通院・統合失調症	年金
児島	高齢者	1	73	通院	年金
児島	高齢者	1	66	入所の検討	年金
児島	その他	1	63	就労継続	年金
児島	その他	2	74	主:定期通院 子:脳神経	年金
児島	高齢者	2	68	治療継続	年金

児島	高齢者	1	71	生活維持	年金
玉島	その他	4	67	治療による体調の維持	厚生年金
玉島	傷病	5	62	治療継続	年金
玉島	障害	3	73	治療専念	その他
玉島	その他	3	74	健康状態の維持	年金
玉島	その他	2	78	健康状態の維持	老齢・障害年金
玉島	その他	2	17	求職活動の促進	遺族年金・特別児童手当
玉島	その他	5	74	現在の健康状態維持	児童扶養手当
玉島	母子	3	34	就労収入の増加	その他
玉島	母子	3	33	生活実態の把握、就労指導	児童・児童扶養手当
玉島	母子	3	32	通院指導、就労支援	児童・児童扶養手当
玉島	その他	2	46	主・生活実態把握、就労指導	年金
玉島	その他	5	82	治療継続	精保
玉島	その他	2	61	主・病状把握、就労指導	年金
玉島	その他	2	82	保健衛生・生活指導	年金
玉島	傷病	1	63	最低生活の維持向上	年金
玉島	その他	1	64	治療継続、病状を把握しての就労指導	厚生年金基金
玉島	その他	2	65	健康留意	年金
真備	その他	3	69	子・適時就労指導	年金
水島	その他	2	71	治療継続	年金
水島	その他	2	75	通院治療・在宅生活維持	その他
水島	傷病	2	49	通院継続・病状回復	年金
水島	その他	2	71	定期通院治療に専念	遺族年金
水島	その他	2	67	在宅維持	年金
水島	傷病	1	63	定期的通院治療	年金
水島	母子	2	31	病状見ながら適職就労(ネフローゼ症候群)	児童手当
水島	その他	3	72	定期通院・健康回復	精保
水島	その他	3	53	主：適職就労	年金

水島	その他	2	56	主:父が施設入所後就労指導	父の公害補償費
水島	その他	3	69	通院治療継続	年金
水島	母子	3	31	就労継続、収入増	児童手当
水島	その他	2	70	通院治療継続病状回復	年金
水島	その他	3	39	主:就労継続 子: " 子: 学業	児童手当
水島	その他	2	67	主:主の不正就労に注意 妻:通院継続	公害補償
水島	母子	2	45	通院治療専念病状安定	その他
水島	母子	4	28	転職も含め収入増	児童手当
水島	母子	2	32	収入増加・転職の可否	その他
水島	母子	2	29	心療内科受診・求職検討	その他
水島	その他	2	63	主-適職就労・子-就労継続	年金
水島	母子	3	33	適職探し就労開始計る	その他
水島	母子	2	26	主:通院治療(統合失調症)	児童手当
水島	母子	5	35	家庭状況の安定	児童手当
水島	高齢者	2	69	通院治療専念	厚生、老齢基礎年金
水島	傷病	2	66	主-通院治療・妻-就労指導	年金
水島	母子	3	37	主:増収(11万円/月) 子:早期就労再開	児童手当、養育費
水島	母子	3	38	就労継続	その他
水島	その他	2	63	通院治療継続健康回復	年金
水島	傷病	1	45	通院治療・健康回復、就労目指	精保
水島	母子	2	37	主:通院治療(パセドー病)	児童手当
水島	母子	5	34	主:就労継続	児童手当
水島	その他	10	59	病状を見て就労検討	その他
水島	その他	2	55	主:就労継続、子:入院治療専念	精保
水島	傷病	2	77	介護活用、子精保	精保
水島	母子	4	39	主:通院治療(自殺未遂)	児童手当
水島	高齢者	2	86	定期通院治療により健康回復を	厚生年金

水島	母子	2	37	内職継続、リハビリに励む	児童扶養手当
水島	傷病	1	63	治療継続(糖尿病)	年金
水島	その他	2	66	定期的通院治療	年金
水島	母子	2	41	転職含め増収指導	児童扶養手当
水島	母子	3	35	前夫の支援状況と長男の状況把握	年金
水島	障害	1	46	入院治療に専念し病状回復に努める	障害年金
水島	高齢者	2	65	通院治療継続	年金
水島	高齢者	1	67	定期的通院治療	年金
水島	傷病	5	64	通院治療を継続し、病状の回復安定を	厚生年金
水島	傷病	2	59	通院治療	年金
水島	傷病	3	58	主:生活実態の把握	児童手当
水島	母子	2	20	積極的な求職活動により早期就労	児童・児童扶養手当
水島	傷病	1	55	病気治療専念	年金
水島	その他	3	36	当面は妻のケアサポートに専念	児童扶養手当

9 . 医療扶助の状況

(1) 医療扶助費の状況

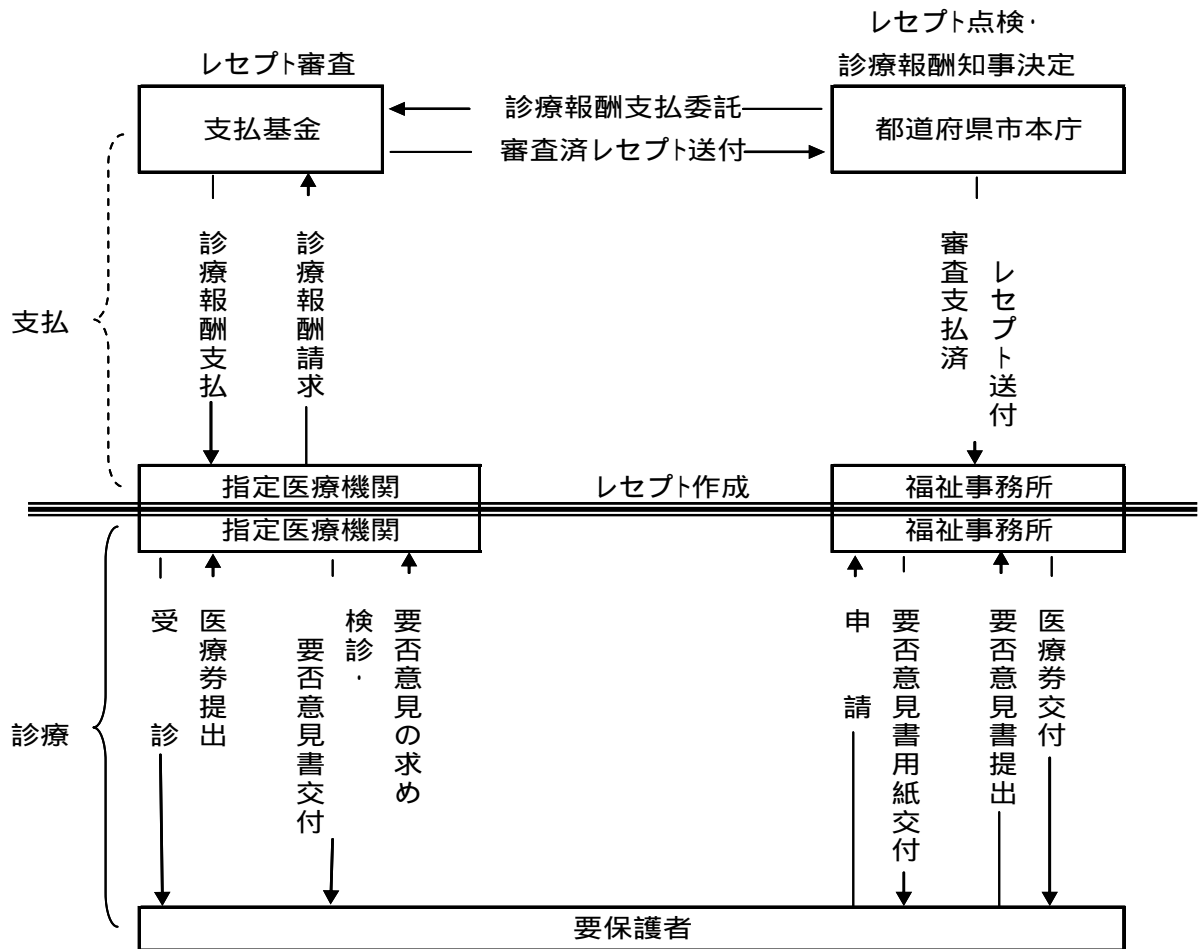
平成 17 年度医療扶助費は以下のとおり、4,169,118 千円で、扶助費 8,098,671 千円の 51%と非常に大きな割合を占めている。

(円単位)

医療扶助			
	基金支払分		4,146,809,155
	直接支払分		22,309,261
		治療材料	9,153,980
		施術	974,790
		訪問看護	462,300
		移送	4,338,832
		検診費	3,321,869
		その他	4,057,490
	医療扶助費合計		4,169,118,416

(2) 医療扶助の手続

医療扶助の手続きは次頁の通りである。



<説明>

要保護者が、福祉事務所に医療扶助の申請を行う。
 福祉事務所が、要保護者に対し、要否意見書用紙を交付する。
 要保護者が、指定医療機関等に対し、要否意見を求める。
 指定医療機関等が、要保護者の検診を実施する。
 指定医療機関が、要保護者に対し、要否意見書を交付する。
 要保護者が、福祉事務所に対し、要否意見書を提出する。
 福祉事務所が、要保護者に対し、医療券を交付する。
 要保護者は、医療券を提出して、受診する。

<支払>

指定医療機関は、レセプトを作成し、支払基金に対し、診療報酬を請求する。
 支払基金は、レセプトを審査し、都道府県市本庁あて審査済レセプトを送付する。
 都道府県市本庁は、レセプト点検及び診療報酬の知事決定を行う。
 都道府県市本庁は、支払基金に対し、診療報酬の支払を委託する。
 支払基金は、指定医療機関に診療報酬を支払う。
 都道府県市本庁は、福祉事務所あて審査支払済レセプトを送付する。

要保護者が福祉事務所に対して医療扶助の申請をし、交付を受けた「要否意見書用紙」を医療機関に提出し、検診の結果入手した要否意見書を福祉事務所に提出すると、医療券が交付される。要保護者はこれを医療機関に持参し受診する。この際、要否意見書は後日、福祉事務所の嘱託医が意見書の内容を閲覧し、医療機関の判断をチェックする。また、医療機関の作成したレセプトは、医療費支払基金で審査され、倉敷市で点検され診療報酬の支払い決定がなされた後、各福祉事務所に送付される。この審査済み支払済みレセプトは各福祉事務所において、再度検証される。この作業は、ニチイ学館に業務委託している。

(3) 医療扶助費の分析

平成18年3月現在での、倉敷市内での4社会福祉事務所での前述のとおり、被保護世帯は3,156世帯、4,767人である。一方平成17年度での医療扶助の額は4,169,118千円であり、被保護者一人当たりの医療扶助は874,578円となる。この金額の水準について、一般の国民全体の医療費との比較において検討を試みた。現時点で入手可能な資料は厚生労働省の公表している「平成16年度国民医療費の概況」である。それによれば、平成16年度国民一人当たり医療費は、251,500円である。従って、被保護者の一人当たり医療費は国民一人当たり医療費の約3.5倍である。

次に、平成17年度の資料がないこと、及び生活保護世帯の年齢構成も考慮して以下のように平成17年度の数値を推定した。まず、被保護者の年代別人数を入手してその構成割合を算出した。本来、被保護者の年代別医療扶助額があれば一人当たりの年代別医療扶助額が算出できるため、それと国民医療費の年代別統計資料(厚生労働省 平成16年度国民医療費の概況について)との比較によることで、年代別医療扶助の検討ができる。しかし、医療扶助については年間の扶助額のデータしかないため、全体の比較を行った。倉敷社会福祉事務所の被保護者の年代別人数・構成割合は次のとおりである。

統計時 2,209人 (H18/3時は2,278人) (表3-1)

年代	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳
人数	106人	95	193	119	66	194	188
構成割合	4.8%	4.3%	8.7%	5.4%	3.0%	8.8%	8.5%
年代	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上	計	
人数	327	252	194	181	294	2,209	
構成割合	14.8%	11.4%	8.8%	8.2%	13.3%	100.0%	

次に、国民医療費の年代別一人当たり医療費は次のとおりである。

(厚生労働省資料 表3-2) 千円単位

年代	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳
一人当たり医療費	178.2	97.3	69.7	62	84.4	110.65	145.7
年代	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上	計	
一人当たり医療費	239	345.5	458.7	621.8	815.1	3,228	

表 3-1 の年齢構成割合に表 3-2 の一人当たり医療費を乗じて求めた、被保護者の年代別構成割合を考慮した一般国民の平均医療費は、308,914 円となる。

(表 3 - 3) 千円単位

年代	0～4 歳	5～9 歳	10～14 歳	15～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳
一人当たり医療費	8.551	4.184	6.090	3.340	2.522	9.718	12.400
年代	50～59 歳	60～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75 以上歳	計	
一人当たり医療費	35.379	39.414	40.284	50.949	108.483	308.914	

A 監査意見

a 平均医療費比較の結果として

国民一人当たり平均医療費 251,500 円又は 308,914 円と上記の被保護者一人当たり医療費 874,578 円を比較すると、2.8 倍から 3.5 倍であり、明らかに被保護者の医療費が高額であることがわかる。確かに生活保護世帯 3,156 世帯のうち 1,236 世帯(39%)が傷病世帯であり、この世帯については医療費が多額にかかっていることは確かであるが、(4)に記載した嘱託医の意見にもあるとおり、治療が長期化する傾向は否めない。また、後記個別監査の結果でも記載しているが、過去から世帯員全員が入退院を繰り返されている例もある。生活保護者は、医療費の自己負担が不要である。医療扶助費が生活保護費の 51%を占める現実を受け止め、安易な受診がないか、真剣に治療に専念しているのか等々を、今後も厳格に判定していただきたい。

b 医療扶助費管理の問題点について

医療扶助費は扶助費の中で非常に大きな割合を占めている為、我々は生活保護者の個別医療費を分析しようと試みたが、レセプト以外資料がない為これを断念した。現状、社会福祉事務所は生活保護者ごとの個別医療費を把握できていない。厚生労働省の指導がないとはいっても医療扶助費の重要性に鑑みれば、生活保護者個々の医療費を金額により把握し、医療扶助費の無駄がないか常時監視する仕組みが必要である。

(4) 児島社会福祉事務所嘱託医との面談

平成18年12月21日、児島市民病院2階応接室において児島社会福祉事務所の嘱託医と面談した。

まず、「生活保護法施行事務監査事項」を網羅した自主監査チェックリスト(後記参考資料に全文を掲載している)の医療関係部分を元に質疑応答した。その内容は以下のとおりである。

1) 保護開始時におけるかかわり

平成17年度は新規がほとんどなかった。関係医療機関との連携については、児島地区の約半分は、主治医が児島市民病院の為、連携は容易である。

2) 保護受給中における指導援助

処遇方針の設定

個別具体的な指導援助の充実

ケースワーカーはよく相談に来る。ケースへの同行訪問はなかったが、主治医に確認するようアドバイスすることはある。

3) 医療扶助の適正運営

医療扶助者に対する指導援助

社会的入院は、児島地区の場合はない。

重複受診 注意している

頻回受診 あれば意見している

4) レセプト点検

嘱託医は実施していない。

5) 嘱託医の配置及び活動状況

月に3回から4回児島社会福祉事務所へ行き、1回に平均1時間程度費やして「要否意見書」を吟味している。

ケースワーカーの医療研修については、研修会は設けたことがないがケースワーカーから、質問を受けることは多い。

6) 180日を越えて入院している人の給付

長くて2から3ヶ月で、180日超の方は今までないと思う。

7) 次に生活保護者の診療について全般的な感想を聞いた。

先生の意見は、以下のようである。

生活保護の患者の方は、病気を治すことのモチベーションが低いのではないかとと思われる。守る家族がいる人は病気を治す気になるが、特に独り身

のアルコール依存症の人は病気が長期化する傾向があるのではないか。

生活保護の患者の方には、生活習慣病が多い。その治療には食事、運動、最後に薬が必要であり、薬より節度ある生活が重要。ところがこれが苦手な方が多い。したがって、治療費が継続的に発生し病気は治りにくく、これが医療費の嵩む原因のひとつであろう。生活保護者には節度ある生活が求められている。しかしそれが指導できない場合には、この制度がかえって生活習慣病を助長する場合もある。

適切な主治医についていない為に治療が長期化する場合もある。たとえば、高年齢の外科医が主治医の場合、内科治療の最新知識に乏しい一方、患者の立場からは食事指導など口うるさい指導がない為、被保護者が通院しやすい。ほとんどの慢性病にはガイドラインがあって、これにしたがって最新の治療を要するところ、知らないか、守らない主治医もいるのではないか。

ケースワーカーへの注文

これからも、患者にまじめに治療継続するように指導してほしい。

A 監査結果

児島福祉事務所の嘱託医との面談との結果、適切な医療扶助支出のため、嘱託医が機能していることが口頭により確認できた。特に児島地区では生活保護者が児島市民病院で受診することが多いため、その院長が要否意見書を点検することは、市民病院の経営的側面に着目すれば利害関係があるため問題無しとしないが、嘱託医と医療機関の連携がとりやすいというメリットもある。また、院長の立場から、主治医に対して意見しやすい環境にあるとも言える。嘱託医から聴取した範囲では、生活保護者の立場から見れば、迅速な医療扶助の提供体制ができていると思われる。

10. 個別ケースの監査結果

監査人がケース記録について質問した内容およびケースワーカーの回答は、以下のとおりである。

社会福祉事務所	ケース番号	監査要点	監査人の質問内容	ケースワーカーの回答
倉敷		訪問調査・扶養義務	S61.5月生長男とS62.9月生三女に扶養照会・所得調査していない。保護開始当時未成年であったが、成年後適時に行うべきでは？ 訪問(不在含む)・来所もゼロ(H17.4.1～18.3.31)	平成18年度においては定期的な訪問を実施している。長男、三女については現住所を再確認し、扶養照会および所得調査を実施する。
水島		訪問調査	訪問回数ゼロ、主の父は暴力団員？	監査後は2カ月連続で訪問しました。今後は計画的に訪問します。 主の父は暴力団を脱退しています。
水島		訪問調査	訪問回数僅少	主、月25日以上就労中であり、休日でなければ面接不能であるため、訪問面接の機会が限られています。訪問日を調整し面接できるよう努力します。
(監査人のコメント)				
<p>訪問回数については、訪問調査の章で述べたとおり、倉敷・水島社会福祉事務所は計画通り、達成できていないケースが多い。ケースワーカーとしても訪問できていない状況を十分感じていると思われるが、新規開始の調査等で多忙のあまり、訪問がおろそかになっているのが現状のようである。</p> <p>今後は、訪問回数を定期的にチェックすることはもちろん、ケースワーカーの増員も考慮し、できる限り訪問計画通りに調査する体制が必要である。</p>				
倉敷		稼働能力	主が仮に病気等で就労不可(病調で普通労働可であるが外来通院が週3回必要)としても主が幼児の面倒を見れば妻は就労可であり、指導も不十分では？また、ケース記録からは保育園の手続きを積極的に行っている様子もない。	平成18年12月5日、主の妻来所時の面談。二女については、4月から 幼稚園に入所させる手続きをとることになっているとのこと。二男については来年度から保育園入所の手続きを必ずとり、妻に就労するよう指導した。
倉敷		稼働能力	H17.3.30の病調は慢性肝炎・胃炎(中程度)であり軽作業可となっているが、本人は高血圧など体調不良を訴え、18/1月～求職活動をしていない。再度病調を行い、就労指導すべきでは？	本人が通院していた「 医院」が医師死亡により廃院となってしまったため、平成18年11月より受診している「 医院」への病状調査を12月中に予定している。

倉敷		稼働能力 ・資産の保有	ケースワーカーの再三の指導にもかかわらず、開始以来、就労していない(妻は出産後不就労)。主が病気を主張するのであれば、主が子の面倒を見て妻は働くべきである。 月 21 万円超の保護費 保護なれしており、打ち切りを前提に指導することが必要では？ 車の売却指導も必要	主は、喘息発作があるため度々救急外来を受診しています。病状によっては短期入院の場合もあります。 神経症もあるため心療内科にも通院していますので、強い就労指導は困難な状況です。 また、 妻は指導の結果、平成18年11月1日より近所のスーパーにてパート就労を開始しました。 その間、子供は主が面倒を見ています。 車については、原付バイクを所有しています。四輪は所有していません。 よって、処分指導はしていません。
水島		稼働能力	病調では就労可。 勤労意欲なく、覚醒剤で前科あるため就職困難となっているが、就労指導を強行に指導すべきでは？	現在入退院を繰り返しており、実質就労不可であるため、治療に専念するよう処遇を変更した
水島		稼働能力	軽作業可であるが就労意欲なし。文書指導を要す	主は喘息発作の持病あり。4/29～6/17 自転車で転倒し右大腿部骨折により入院手術を行った。術後も足腰の痛みが強く 寝たり起きたりの状態 が続いており、家事等も娘が行っている。このため、早急な就労は困難であると判断し、回復を待っての就労指導を行うこととする。
水島		稼働能力	日雇いから定職へ強力指導すべき	主、現在の職場は送迎があるため就労が継続しています。自宅からは 通勤手段がないため転職困難 となっており、 就労支援員に相談するも適職は見つかっていません。
水島		稼働能力	主就労可能も意欲無	主の就労意欲の低さは、うつ病からのものとも思われたが、病院での受診を行わないため、検診命令では身体的な病状の把握しかできず、就労可能との判断になったのではと考えており、 現在精神科治療を行いたいとの申し出あり通院治療 を行っている。しばらく通院により状況を見た上での病状把握を検討しています。
水島		稼働能力	軽作業可であるが就労意欲なし。生保後に就労実績なし。 文書指導が必要では。	病状調査の結果では、 軽作業は可能 であるが早急な回復は見込まれないとの判断を得ている。主は相変わらず 膝痛と腰痛 を患っており、今後も病状を見ながら適職就労が適当と判断します。

水島		稼働能力	厳格な就労指導要する。就労5名可能	現在、主・子(17)・子(11)・子(22)とその子(3)の世帯となっています。子(22)とその子(3)とは来年1月から津山に転出し、この父と一緒に新たに生活を始める予定です。子(17)は 就労支援員に相談 したが、現状での就労は困難と判断され、18歳になれば就労可能な職場も増えるため、18歳になり次第就労支援を行う予定です。この世帯は家庭内の生活状況が不安定であるため、 生活状況の安定を優先的に指導 していくこととしています(18年度県監査においても生活の安定を図るようにとのこと)
水島		稼働能力	夫婦共に軽作業可であるが、就労意欲なし H17/8に妻の収入120万円が調査中で収入未申告の可能性あり。 文書指導等の検討は?	妻より調査に対し同意書を徴収し就労先の所在地の確認を行い現地調査を行いました。転居先不明のため確認できません。 調査を継続し、状況把握できれば78条等の検討 をおこないます。
水島		稼働能力	就労可能も、意欲無。要強力指導	H17.10月の病状調査によれば就労可能であるが、60歳を超える年齢や病状に変動があることから就労は容易でないと判断しています。 就労意識を高め粘り強く求職活動を行うよう指導 していきます。
水島		稼働能力	身障5級も就労は可能	現在、主障害の他に 脳梗塞 の診断あり。病状把握後就労検討します。
水島		稼働能力	主に就労意欲はない、求職活動報告不十分。文書指導等の指導状況はどうなっていますか。	主、現在63歳。職歴はとび等の肉体労働の経歴はあるものの、 年齢的に就労困難 と考えており、適職就労を検討することとした。
水島		稼働能力	2度の78条適用(H14.12.6～15.6.2まで553,600円、H16年48,000円) 本人勤労意欲全くなし 保護の停廃止の検討必要では?	2度の78条適用はあるものの、扶養援助・就労等による生活は困難と判断し、そのことにより保護の停廃止は適当でないと判断。 就労については、ヘルニアの病状調査の結果、 軽作業可 で早急な回復は見込まれないとの判断を得ている。病状も一進一退を繰り返している状況である。今後も 病状を見ながら適職就労を検討・指導 すべきと判断している。
水島		稼働能力	就労指導要す	就労指導の結果、H18.12.1より就労開始し、生活保護辞退 しています。

水島		稼働能力	妻は就労可能であるが、求職報告もなく意欲なし。文書指導等の指導状況はどうなっていますか。	妻は60歳健康面においては就労可能と判断していますが、面談を行っても 能力的に低く 、また 夫(要介護3) で日常生活においても手がかかるため、 適職があれば就労させることとした。
水島		稼働能力	普通労働可であるが、就労意欲がないと思われるが、文書指導等の指導状況はどうなっていますか。	就労支援員を含め面談の結果、求職活動を開始 しており、当面今後の状況を確認しながら文書指導等を検討します。
水島		稼働能力	主の内妻就労可否判断要す	内妻は、内臓疾患多数あり、 入退院を繰り返している 。また足の骨折後完治していないこと、58歳と言う年齢的なこと、能力的に低いことなどから、 就労困難と判断 しています。適職があれば就労するよう指導していきます。
水島		稼働能力	軽作業可能も就労意欲不明	主、歩くにも息苦しさがあるとのことで、肉体的な仕事は困難と判断している。事務作業的な就労を目指しているが、職歴も土木作業員のみで 就労は実質的には困難 と判断しているが、適職があれば就労するよう指導していきます。
水島		稼働能力	早期就労が可能と思われるが、求職活動不十分である。文書指導が必要では。また、訪問指導も年1回では不十分ではないでしょうか。	主12/3交通事故に遭い、全身打撲のため、 当面通院治療に専念 させることとしています。訪問指導も不十分と考えていますので、定期的な訪問を心がけます。
水島		稼働能力	要就労指導	主10月に派遣会社に登録し、 子が保育園 に行っている時間での就労を行う予定であるが、前の職場でも、子が喘息を持っており看病のため度々休むことから会社を解雇されている経緯もあり、 強力な就労指導は適当でない と判断しています。
水島		稼働能力	就労指導要す	主育児や生活不安による精神疲労からくる身体異常あり通院中です。面接の感じも表情は虚ろで不眠症となっているようである。 当面は通院による病状回復を優先 させ、子供の健全育成に努めさせることとする。

水島		稼働能力	就労可能も、意欲無。要指導	主うつ気味、娘は公害認定をうけており、どちらも病状的には軽作業可能と思われるが、一般的な作業を行うには 能力不足 と判断しています。適職があれば就労させることとし、今後も就労指導は続けます。
児島		稼働能力	悪質常習者	精神遅滞(知的障害) に加え、病名に「 人格障害 」がある。また、 身障者(右下肢機能全廃) でもある。就労が困難であり、また、主を雇う者もない。指示違反により保護を廃止しようとする寸前には、指示に従っている。法的に保護が廃止できない以上、継続することも止むを得ない。
玉島		稼働能力	就労可能であるが就労意欲なし。 受給態度が悪く指導困難で取消しの検討を要すのではないのでしょうか。	社会適応能力に欠け 、知人等に依存する求職方法しか無いのが実情です。 生活指導を含め対応継続中ですが、受給態度に改善が無ければ、処遇の所内再検討を要すと思慮しております。
玉島		稼働能力	就労活動不十分	就労指導を継続実行していますが、 本人の就労意欲が薄く 、効果があがっておりません。 本人の能力が低い こともありますが、 幼児 がいることも就労阻害要因の一つとなっており、幼児の保育園への入所手続きを指導しております。 子供4人(5才・小1・小5・小6)の養育中で、保護継続は必要と思われま。
玉島		稼働能力	就労活動を全く行っていない	就労収入確保へ向け、求職活動に励み、就職による自立を果たすよう 保護開始時から指導継続 中です。

(監査人のコメント)

就労指導の結果、就労開始に至ったケースもあるが、個別ケースごとには傷病や幼児の世話・本人の意欲の問題・能力不足等でなかなか就労指導が難しいのが現状のようである。
今後も本人の就労意欲を喚起し、できるだけ多くの保護受給者の自立に結び付けていきたい。

倉敷		稼働能力 ・扶養義務	<p>主の兄は H16、H17 共に給与収入 12 百万円あり。扶養照会はしているが、回答なし(扶養能力 F=2.36)。これについて何か検討していますか。また主の体調は問題ないが、月に数日しか仕事をしていません。文書指導等の指導状況はどうなっていますか。</p> <p>(注)扶養能力については 55 頁参照</p>	<p>主(世帯主の略)の兄に対し12月5日に扶養照会書送付。今回、回答なき場合は主の兄宅を訪問し直接扶養依頼する予定。</p> <p>主の就労状況については体調不良を理由に就労日数が少ない状態が続いているが、実際は、主は病院での受診が無い。通院指導をし、受診確認後、病状調査により主の稼働能力を確認。必要であれば文書指導を実施する予定。</p>
倉敷		稼働能力 ・扶養義務	<p>求職活動なしのため文書指導が必要では？ 妻の兄弟・姉妹への扶養照会がないのはなぜでしょうか</p>	<p>面接時に就労指導を実施中。12/1 に市営住宅へ転居のため、転居先で落ち着いた後に妻も含めて就労指導実施予定。開始時兄弟姉妹へは居住地の確認・所得調査のみで扶養照会は不要との方針であったため実施せず。</p>
水島		扶養義務	<p>妻の長男年収12百万円扶養履行せず</p>	<p>妻の長男は、妻(母)を母と思っておらず、また養子に出されており、養子先に迷惑がかけられないとの申し出がある。現段階では扶養援助は困難と判断していますが、今後も援助依頼を進めていきます。</p>
水島		扶養義務	<p>扶養援助可能</p>	<p>主の子年収840万円あり。扶養親族3名。扶養能力判定を行うと 1.79 の数値となるも、岡山県生活保護事務処理基準によると 2.0 以下は扶養能力なし(老人世帯)と判断される。今後も引き続き扶養援助依頼していきます。</p> <p>(注)扶養能力については 55 頁参照)</p>
水島		稼働能力 ・扶養義務	<p>短期保護が長期化、扶養調査不明</p>	<p>現就労先での就労時間は延長してもらえないとのこと。能力的にはあまり高くなさそうである。転職も含め増収指導は今後も引き続き行います。扶養照会を実施します。</p>
水島		扶養義務	<p>弟扶養能力有</p>	<p>弟は多額の借金があり、主との間に過去に金銭をめぐるトラブル H13・H16 年に扶養照会しているが援助を得るのは困難な状況です。</p>
水島		扶養義務 ・稼働能力	<p>扶養照会が当初のみであるが、定期的に行うべきでは？ 長男 S 電機 888 万/年(夫婦合計) 二男 M 自工 883 万/年(夫婦合計) 開始後、就職実績なし 主は体調良好のため就労指導不十分では？</p>	<p>H18.8 扶養能力調査実施し扶養能力なしと判定した。 主、定期的に就労相談員との面談をおこなっており、求職活動も十分と判断。</p>

児島		扶養義務	主の長男：年収 338 万円・二男：年収 960 万円 (H18. 1.31 調査)、H14 の扶養照会返答なし。二男に対する扶養照会を行うべきでは？	H18.12 中に扶養照会予定。ただ、前回の調査時に扶養照会の返答がないので、過去に何か関係が疎遠になるようなことがあったのではないだろうか。ただ、主は統合失調症・認知症のため、話しができないので不明である。
児島		扶養義務	主に問題あるため長男(地方公務員)からの援助は無理との説明を受けたが、やむを得ないと認められる具体的な事情とは？	長男は、月額8万円の住宅ローンの支払いがあるうえ、高校・中学生・小学生の子供3人の教育費が月額7万円掛かっているとのことであり、主への金銭的な援助は難しいと考えられる。同居についても、うつ病である主の行動に問題があるようで、長男の妻や高校生・中学生の娘に万が一のことが懸念され、難しい状況にある。
(監査人のコメント)				
<p>主の兄宅を訪問して直接、扶養義務の履行を依頼するケースもあれば、子の世帯が 800 万円以上の年収があるのに扶養能力なしと判断しているケースもある。</p> <p>扶養義務の履行は個別の事情があり、年収等を基準に一律に援助を求めるのが難しいのは十分理解できるが、児島のケースのように住宅ローンや子供の教育費に毎月 15 万円も出しておきながら、親への仕送りは一切しないというのは、一般の市民感情からみてどうだろうか。しかも、保護受給者の長男は、本来、公僕であるはずの公務員である。個別事情を考慮しながらメリハリのある方法で扶養義務の履行を求めていくべきと考える。</p>				
倉敷		資産の保有	ミニカ平成 3 年式処分した形跡なし、処分状況はどうなっていますか。	主に問い合わせたところ、指導直後に当時使用していた者の名義になっているはずだが、今は廃車になっていると思うとの申出。当該車両につき、軽自動車検査協会岡山事務所に照会したところ、該当車両がないため回答できない旨の回答。
水島		資産の保有	自宅は容認、遊休分は売却後 63 条適用その後の処分状況は？(土地・建物の固定資産税評価額 29,911 千円)	主名義の土地・家屋について、課税照会及び登記簿謄本を徴収し確認したところ、主の妹の婿と思われる人が銀行から借金をして買い取り、所有権を移転している(ただし、根抵当権の設定がされています。)状況が見られる。主自身は現在認知症があり、状況を聞き出すことは困難な状態である。今後、妻(65歳)より状況を聴取した上で、必要があれば63条の適用を考えていきます。
水島		資産の保有	車両処分？	照会を行い、確認します。

玉島		資産の保有	マツダの車を保有、処分状況を問い合わせた結果について	主名義のままとなっておりますが、既に車検切れです。 [H.18.9.25 長野県岡谷市(税務課)照会済] 現物は自宅近くに放置しており、訪問時に走行距離が増えていないことを確認するとともに、廃車費用を少しずつ工面するよう指導しております。
(監査人のコメント)				
<p>我々が監査した限りにおいて、保護開始時に不動産の登記簿謄本や固定資産税の課税証明はほぼ入手されていたが、その後、必ずしも定期的にこれらの書類を入手しているといえる状況ではなかった。特に登記簿謄本は、保護開始後ほとんど入手されていないといってよい状況である。</p> <p>したがって、上記水島のようなケースが生じるが、これらの書類を読みこなすには専門的な知識が必要である。平成 19 年度は後述のリバースモーゲージの導入もあり、4 つの福祉事務所のケースすべてを管理するような専門職員を設置すべきと考える。</p> <p>また、車両は不動産と異なり異動するものであるため、なかなか保有の実態がつかめないのである。一部には自立につながるとして車両の保有を認める声もあるが、ガソリン代・保険料・自動車税等の維持コストが高いため一律の適用は到底無理な話である。今後は月收入 10 万円以上の世帯に限り、軽自動車のみ所有を認める等、短期間で保護廃止が見込まれる場合に限定して保有容認を検討すべく厚生労働省に働きかけるべきである。</p>				
水島		医療頻回受診	3 名で 23 回受診	H18.4月 主通院3日,内妻通院1日,内妻の子入院8日・通院1日 H18.5月 主通院2日,内妻通院1日,内妻の子通院2日 H18.6月 主入院15日,内妻通院1日,内妻の子通院1日です。
(監査人のコメント)				
<p>頻回受診にも、長期外来ないし長期入院にも該当しないが、過去から入退院を繰り返している世帯。18 年度においても状況は変わらない。勿論、主治医の要否意見書もあり、水島福祉事務所の嘱託医も治療を妥当と判断しており、手続上問題はない。自立助長のためにも、継続治療は必要である。また、長期間病気を患っていることを気の毒に思う。しかしながら、入院の中には検査入院もあったり、主と妻が同時日に入院したものがあったり、子の治療が飲み屋帰りの怪我が原因であったり、と費用を気にすることなく自由に治療できる時間と経済的余裕のある医療環境に恵まれた被保護者の例として、記載した。</p>				
倉敷		その他	過去に不就労と収入未申告で2度指導指示あり、かつ H17 年度も未申告がある。就労意欲にも問題あり。廃止の検討をすべきではないでしょうか。	平成18年度の市民税とのマッチングで不正就労があり、法第78条を適用し、また、文書指示違反が2回目となったので、聴聞し廃止を検討する。(平成18年12月5日事務所で協議済)
水島		その他	病調拒否	定期的に病調を催促し、早期の病調を行いたい。

水島		その他	開始後1年半以上たって二女を出産 前夫は別に家庭をもうけているとのことであるが、未 確認であり事実婚であった可能性があるのでは？	戸籍により、前夫が別家庭をもうけていることは確認 済。前夫は倉敷に転入し現在生活保護申請中。
玉島		その他	まじめに治療をうけず受給態度も悪い	病院への定期的な通院は継続中です。 本人に対し、訪問面接時、処遇方針（医師の指 示に従い治療に専念する）に基づき、指導を行 っております。
玉島		その他	免許取消で生保受給したのだが復活している	免許を再取得し、再就職しましたが、義務教育 中の子があり、収入が保護基準より少なく、保 護継続となっていました。 体調を崩し10ヶ月前に退職、現在求職活動中で、 事務所では就労指導を行っております。 現時点では、保護の停廃止はできないと思われ ます。
(監査人のコメント)				
以上の監査要点のどれにも該当しないケースをその他に区分した。 どのケースも特別な事情があり、ケースワーカーの苦労が感じられる。				

福祉事務所及びケースワーカー

生活保護に関する事務は、国からの法定受託事務であることから、基本的に厚生労働省からの通知等に基づき執行されている。しかしながら、生活保護の事務は他の行政の事務と異なり多岐に渡るため、事務の一部については以下のとおり福祉事務所により差異が見受けられる。

	倉敷社会福祉事務所	水島社会福祉事務所	児島社会福祉事務所	玉島社会福祉事務所
訪問調査	該当なし	ケースワーカーは単独 で訪問調査しない(H18 年度より中止)	該当なし	該当なし
保護開始後の 扶養義務者の 調査	該当なし	該当なし	扶養届出書の送付と所 得調査を隔年とする	該当なし

1.1. 財務の執行状況

(1) 生活保護費の内容

1) 平成 17 年度の生活保護費は合計 8,666 百万円で、8,232 百万円の扶助費と 433 百万円の総務費からなり、いずれも増加傾向にある。

(円単位)

款	節	15 年度	16 年度	17 年度
1. 生活保護総務費				
	報酬	5,631,930	10,063,360	10,131,460
	給料	185,991,025	188,289,000	195,691,887
	職員手当等	132,037,241	132,070,291	137,944,528
	共済費	50,542,925	51,873,079	52,798,272
	報酬費、賃金	8,426,669	5,394,953	53,333
	旅費	972,020	1,073,660	1,286,640
	需用費	1,709,702	1,725,841	1,838,041
	役務費	23,930,763	22,209,003	23,541,673
	委託料	2,570,820	3,779,233	9,483,051
	償還金利子及び割引料他	0		1,094,000
		411,813,095	416,478,420	433,862,885
2. 扶助費				
	委託料	127,943,759	137,987,984	146,137,714
	扶助費	7,702,799,905	7,685,957,031	7,952,533,922
	償還金利子及び割引料	0	3,216,786	134,297,200
	合計	7,830,743,664	7,827,161,801	8,232,968,836
	生活保護費合計	8,242,556,759	8,243,640,221	8,666,831,721

生活保護総務費 433,862,885 円 の中の役務費 23,541,673 円は、郵便料金が大半でそのほか介護給付審査手数料、嘱託医師手数料及び銀行等に対する手数料からなる。

需用費 1,838,041 円はゴム印代等の事務用消耗品、第一法規及び新日本法規出版に対する書籍購入費・追録代及び封筒印刷代等である。

委託料 9,483,051 円は、ニチイ学館に対するレセプト点検委託料と NTT 西日本に対する派遣職員委託料である。

旅費 1,286,640 円は、職員の県内及び県外出張旅費である。

2) 中核市の生活保護費は以下のものである。

平成 16 年度 中核市生活保護費の状況(千円単位)

摘要	倉敷市	岡山市	姫路市	福山市	中核市平均
民生費	41,016,635	64,286,583	42,405,941	41,909,696	42,686,272
うち生活保護費	8,243,217	15,524,565	7,734,526	8,525,728	9,688,092
%	20.1	24.1	18.2	20.3	22.7

平成 15 年度中核市生活保護費の状況(千円単位)

摘要	倉敷市	岡山市	姫路市	福山市	中核市平均
民生費	39,526,493	59,691,970	40,697,943	38,211,015	39,775,686
うち生活保護費	8,242,087	15,056,435	7,309,455	7,947,249	9,163,375
%	20.9	25.2	18.0	20.8	23.0

倉敷市の生活保護費は、中核市の平均よりもやや低い水準にあるが、近隣の中核市との比較では、岡山市を除外すればほぼ同じ水準にあると考えられる。支出額はいずれの中核市も増加している。

(2) 扶助費の内容

平成 17 年度扶助費の内訳は以下のとおりである。

(円単位)

生活扶助費			
	一般分		2,722,902,435
	一時扶助分		32,725,790
		被服費	14,476,040
		家具費	1,352,968
		移送費	10,010,792
		入学準備	4,951,800
		家財保管	1,433,890
		妊婦検診	500,300
	生活扶助費合計		2,755,628,225
住宅扶助			
	一般分		755,738,625
	一時扶助分		32,371,128
		敷金	29,452,799
		住宅維持費	2,918,329
	住宅扶助合計		788,109,753
教育扶助			
	一般分		20,169,478
	一時扶助分		25,629,375
		教材費	4,928,822
		交通費	627,490
		その他	20,073,063
	教育扶助費合計		45,798,853

介護扶助			
	連合会支払分		164,871,918
	直接支払分		2,855,267
		福祉用具購入	548,722
		住宅改修	1,266,205
		その他	1,040,340
	介護扶助費合計		167,727,185
医療扶助			
	基金支払分		4,146,809,155
	直接支払分		22,309,261
		治療材料	9,153,980
		施術	974,790
		訪問看護	462,300
		移送	4,338,832
		検診費	3,321,869
		その他	4,057,490
	医療扶助費合計		4,169,118,416
出産扶助費			25,800
生業扶助費			
	技能修得費		229,080
	就職支度金		33,600
	高等学校等就学費		14,275,987
	生業扶助費合計		14,538,667
葬祭費			11,587,023
施設事務費			146,137,714
			7,952,533,922
	総合計		8,098,671,636

扶助費 7,952,533,922 円の中の施設事務費 146,137,714 円 は、援護施設である玉島寮、恵風荘、矢掛寮、広済寮、三楽園、浦安荘、あさひ園、ヨハネ寮及び授産場への支払である。

(3) 監査の方法

平成 17 年度倉敷市一般会計決算書の生活保護費につき、3 年間の推移を分析した。次に、生活保護総務費 433,862,885 円のうち、旅費、需用費、役務費及び委託料について「歳出月別整理表」を入手し、支出の内容を閲覧した。委託料については、ニチイ学館との業務委託契約書を入手し業務内容及び成果につき検討した。施設事務費 146,137,714 円については、施設別支払一覧表を閲覧した。扶助費について平成 18 年 3 月の歳出予算整理表を閲覧し、任意に 5 件を抽出し、支出命令書と照合した。その中から生活保護窓口払、生活保護個人口座振込及び生活保護新規追加(倉敷分)について、「保護費支給明細書」(保護費の個人別一覧表)と照合した。さらに、その中から任意に 30 人分の被保護者を抽出し「保護費算定書」を計算チェックし、保護の基準表と照合した。

A 監査結果

上記の監査手続実施の結果、特に指摘事項はない。

B 監査意見

a 保護費の返納金等着服事件について

平成 18 年 12 月 29 日の新聞報道によると、福祉部の 30 歳男性主事が、2 件の生活保護費を着服し、懲戒免職となった。生活保護世帯から預かった 5 件の返納金 254,469 円を市に納付せず自宅に保管していた。また、市役所に郵送されてきた扶養者の仕送り金 23 万円を生活保護者本人に渡さず自宅に持ち帰った、というもの。ケースワーカー本人が心身症を理由に療養休暇に入り、他の職員がケース記録を見直したところ発覚した。福祉部の調査の結果、問題があったのは上記 2 件のみであったとの事である。

保護費の支給は、窓口で金券を手渡し本人が銀行で換金する場合と口座振込みの場合がある。平成 18 年 3 月の場合、支給額ベースで約 78%が口座振替で、22%が窓口受け取りであり、出納担当以外は現金を取り扱わないことになっている。しかしながら、保護費以外でケースワーカーが生活保護者の現金を例外的に扱う場合は、日常起こりうることである。そこで、以下の対策を検討すべきである。

やむを得ず現金を預かる場合の、例外処理マニュアル作成

大阪市では、受給者にかわって保護費を持ち出す場合には、係長以上のチェックを義務付けたり、相馬市では現金を預かる場合には複数職員体制としたり、唐津市では、保護費の返還は翌月の保護費からの天引きにするといった対策を採っているようである。複数職員体制は必須であり、また、現金を扱える場合が限定されるような方法を考慮すべきであり、そのことをマニュアル化する必要がある。

ケースワーカーのローテーション方法の再検討

法第 63・78 条の返還金残高確認を定期的を実施すること
(現時点では現金の受取り等につきマニュアル作成済み)

b 給食費(教育扶助費)について

最近、公立小中学校の給食費を資力があるにもかかわらず滞納する保護者が増加しているとの報道がよく見受けられるが、モラルの欠如であり、非常に嘆かわしいことである。そこで、倉敷市の生活保護世帯が給食費を滞納している事実がないか検討したが、倉敷市の場合、原則として教育扶助(給食費含む)は生活保護世帯に支給されることなく、直接、市から小中学校に振り込まれており、報道されているような事実は生活保護世帯に関しては該当がなかった。

12. 指導指示書の閲覧結果

平成17年度の各福祉事務所の指導指示書をすべて閲覧した。その結果は以下のとおりである。

摘 要	倉敷	水島	児島	玉島	合計
就労指示	14	5	2	1	22
収入申告	12	4	6	0	22
借入禁止	10	5	0	0	15
自動車使用禁止	8	2	9	12	31
来所指示	6	3	0	1	10
病状調査	2	0	1	0	3
求職活動状況報告	2	0	0	0	2
提出書類期限厳守	2	0	1	0	3
世帯員異動報告	2	4	0	0	6
通院治療他	1	0	0	1	2
反社会的行動禁止	1	0	0	0	1
飲酒禁止等生活態度	1	0	1	1	3
指導指示遵守	0	1	0	0	1
家賃支払指導	0	2	2	0	4
転居指示	0	1	0	0	1
暴力的言動禁止	0	1	0	0	1
63条通知	0	1	1	0	2
聴聞指示	0		6	0	6
損害賠償保障法遵守	0		1	0	1
計	61	29	30	16	136

平成17年度に発行された指導指示書は136件で、倉敷61件、水島29件、児島30件、玉島16件であった。最も多い指導内容は、自動車の使用禁止で31件、次いで就労指示、収入申告が各22件で続いている。年金担保借入も15件と多い。来所指示が多いのは、同じ人が何度も指示を無視するケースがあったためである。

A 監査意見

倉敷社会福祉事務所では、61件出された文書指示の結果3件の生活保護廃止となっている。指示書を閲覧すると、口頭指示を何度も無視された拳句の文書指示となっている印象であるが、文書指示の効果を考えて、もっと早期に文書指導すべきであったと思われる。

また、指導指示書はケース記録に綴じ込まれるのは当然として、指示書のみをファイルしている福祉事務所は少ない。担当者以外が文書指示事項の内容及び結果を早期に把握する為に、指導指示書ファイルを設けるべきである。

13. 生活保護法施行事務自主点検監査結果

「生活保護法施行事務監査実施要綱」別紙に掲げられている「生活保護法施行事務監査事項」をチェックリスト形式にして、各社会福祉事務所へ自己点検を依頼した。その結果以下の事務作業が実施されていないか問題ありという結果が出た。特に何処の福祉事務所かを明示しないが、倉敷市としては改善をしていかなければならない事項である。次頁には、問題のあったチェック項目についてのみ掲げているため、項目番号が不連続となっている場合がある。全文は資料編に掲載した。

点 検 項 目	問 題 事 項
<p>保護の適正実施の推進</p> <p>保護の相談、申請、助言、指導及び調査の徹底</p> <p>1 面接相談時における適切な対応と事務処理</p> <p>(5)生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう生活保護制度の周知や民生委員、各種相談員との連携保健福祉関係部局及び水道、電気の事業所等との連絡・連携体制がとられているか。</p> <p>2 保護開始時における調査の徹底</p> <p>(1)資産等の把握状況 (4)扶養義務履行の指導状況</p> <p>イ 扶養義務者について、職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性が調査されているか。また、精神的な支援の可能性についても確認しているか。</p> <p>ウ 重点的扶養能力調査対象者が管内に居住している場合には、実地に調査されているか。</p> <p>オ 重点的扶養能力調査対象者に対する扶養義務照会に対して未回答となっているケースの処理は適切に行われているか。</p> <p>力 重点的扶養能力調査対象者に対する扶養能力調査の結果を踏まえ、必要に応じ、家庭裁判所への調停又は審判の申立てについての指導は行われているか。</p> <p>保護受給中における指導援助の推進</p> <p>2 資産及び収入の把握</p> <p>(1)資産の把握</p> <p>ア資産(不動産、預貯金、生命保険等)の申告内容は、関係先調査等により的確に確認されているか。 また、資産の申告内容に変化はないか。特に、処分価値が大きいと認められる不動産については、評価替えの時点に併せて評価額が的確に把握されているか。</p> <p>(2)収入の把握</p> <p>就労可能と判断された被保護者については毎月(収入が安定している場合は3か月ごと)、就労困難と判断された被保護者については定期的に収入申告書が徴取されているか。</p> <p>ウ課税状況調査の実施状況</p>	<p>水道電気事業所との連携が出来ていない</p> <p>扶養調査で回答なしの場合有</p> <p>一部のみ実施</p> <p>一部のみ実施</p> <p>実施していない</p> <p>不十分</p> <p>遅れている場合がある</p> <p>住民基本台帳が市外の</p>

<p>毎年、全ケースの世帯員全員について、一斉点検を実施し、調査結果と収入申告書の内容の照合が行われているか。 また、その調査結果を決裁するなど適切に処理及び把握がなされているか。</p>	<p>場合実施できていない</p>
<p>3 処遇方針の設定</p> <p>(3) 処遇方針は、ケースの実態の変化に即して適切に見直しがなされているか。</p>	<p>不十分</p>
<p>4 訪問調査活動の充実</p> <p>(1) 訪問計画の策定</p> <p>イ 個別のケースに対する訪問計画は、ケースの実態、訪問調査活動の目的に応じて適切なものとなっているか。 また、ケースの実態の変化に応じて適時適切な見直しが行われているか。</p>	<p>不十分</p>
<p>(2) 訪問調査活動の状況</p> <p>ウ 世帯主のみならず、必要に応じて世帯員と面接を行い、適切な指導援助が行われているか。</p>	<p>不十分</p>
<p>エ 面接すべき者の不在が続く等の場合には、訪問方法を工夫する等適切な対応措置がとられているか。また、民生委員、親族等からも、生活状況等の聴取を行う等、不在理由を確認し、家庭内面接を行うよう努力しているか。</p>	<p>不十分</p>
<p>オ 長期にわたって来所による面接が続き、訪問調査活動の目的が達成されていないケースはないか。</p>	<p>1ケース発生した</p>
<p>カ 訪問調査結果は、査察指導員等に速やかに報告されているか。 また、早期にケース記録に明確に記録され、その都度決裁されているか。</p>	<p>不十分</p>
<p>5 就労阻害要因の把握</p>	
<p>(1) 就労阻害要因が的確に把握され、就労意欲の助長、生活習慣の形成等、必要な指導援助が適切に行われているか。</p>	<p>不十分</p>
<p>(2) 傷病を理由に就労していない者の傷病の程度、就労の可否等については、直近のレセプトの活用、主治医訪問、囑託医協議、必要に応じ検診命令等によりの確に把握されているか。 また、検診命令に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置が適切に行われているか。</p>	<p>不十分</p>
<p>7 自立助長ケースの選定</p>	
<p>自立助長選定ケースは、稼働能力の活用を指導する必要があるケースについて組織的に評価検討の上選定し、自立に向けた積極的かつ重点的な指導援助が行われているか。 不正受給防止対策等の推進</p>	<p>組織的でない</p>

<p>1 収入申告内容の確認等の状況</p> <p>(2)再三にわたる収入申告書の提示の指示に対して、正当な理由もなく従わない場合は、文書指示等の措置が行われているか。</p> <p>3 不正受給等の原因分析及び再発防止対策</p> <p>(1)不正受給等の未然防止を図り、適切な指導援助を行う観点から、法第63条及び法第78条適用ケースの発生原因が十分に把握、分析されているか。特に、定期的な訪問調査活動や関係先調査等による世帯の実態把握に問題がないか等、福祉事務所として取り組むべき問題点の有無が検討されているか。</p> <p>医療扶助の適正運営の確保</p> <p>医療扶助受給者に対する指導援助の状況</p> <p>(1)被保護者の病状は、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等によりの確に把握され、その結果に基づき就労指導、療養指導等が適切に行われているか。</p> <p>(3)医療機関の選定は、真に止むを得ない場合を除き、患者の居住地に近い医療機関となっているか。</p> <p>レセプトの点検、活用状況</p> <p>(4)医療券交付処理簿とレセプトの照合が行われているか。</p> <p>移送給付等の状況</p> <p>(1)移送給付</p> <p>ウ移送給付は、現物給付を原則として行われているか。</p> <p>嘱託医等の配置及び活動状況</p> <p>(3)ケースワーカー等の医学知識の研修に当たって、嘱託医等が効果的に活用されているか。</p> <p>他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況</p> <p>(2)患者の病状等に応じ、障害者自立支援法、結核予防法等の活用について、保健所等関係機関との連携が十分図られているか。特に次の点について、関係機関と連携が図られ、確認がされているか。</p> <p>イ精神科の通院について、障害者自立支援法第58条の適用について検討が行われているか。</p>	<p>文書指導時期が遅い場合がある</p> <p>分析が出来ていない</p> <p>病調が完全に実施は出来ていない</p> <p>本人の意思を優先している</p> <p>未実施</p> <p>現金交付の場合有</p> <p>研修制度がない</p> <p>不十分</p> <p>不十分</p>
---	---

<p>頻回受診者に対する適正受診指導状況</p> <p>(3)頻回受診の指導にあたっては、保健師の同行訪問を行うなど、適切に実施されているか。</p> <p>組織的な運営管理の推進</p> <p>計画的な運営管理の推進</p> <p>1 理事者等の現状認識</p> <p>(2)理事者及び所長等は、福祉事務所の抱えている特別な問題点等の要因の分析を行い、具体的な改善計画の策定等、その対応措置を講じているか。</p> <p>(3)所長等幹部職員は、個別ケースの問題から福祉事務所全体として取り組むべき問題について把握し、その対応策を講じているか。</p> <p>Ⅰ 問題解決のために必要な職員研修を実施し、あるいは、自主的内部点検や適正化対策事業等を実施する等、その対応策を講じているか。</p> <p>2 運営の方針及び事業計画の状況</p> <p>(1)生活保護の運営については、所長等幹部職員及びケースワーカー等関係職員が参画し、本庁が福祉事務所に対して示した指針当該地域の実情、保護の動向、福祉事務所の抱える問題点及び指導監査結果等を十分踏まえた上で基本的な実施方針が決められているか。</p> <p>また、問題点に対する具体的な改善策が盛り込まれているか。</p> <p>3 自主的内部点検及び適正化対策事業の実施及び活用状況</p> <p>(2)実施した自主的内部点検及び適正化対策事業の結果を集計するとともに、実施結果について、福祉事務所としての評価がされているか。また、運営方針等に反映されているか。</p> <p>(3)自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているにもかかわらず、指導監査等において、依然として、同じ事項が指摘又は指示を受けている場合、その実施方法の適否について検討されているか。</p> <p>査察指導機能の充実</p> <p>1 現業活動の掌握体制の確保</p> <p>訪問計画の策定等計画的な訪問のための取組や訪問調査活動の実施について査察指導員が把握でき、かつ必要な指示・助言ができる体制が確保されているか。また、必要に応じ個々のケースを掌握するための査察指導台帳が作成されているか。</p>	<p>未実施</p> <p>不十分</p> <p>不十分</p> <p>不十分</p> <p>不十分</p> <p>不十分</p> <p>不十分</p> <p>ケースが多く不十分</p>
--	---

<p>2 訪問の進行管理等</p> <p>(2)長期間未訪問ケース等について、ケースワーカーに対して必要な指導が行われているか。</p> <p>3 ケース審査及び助言,指導</p> <p>(2)ケースワーカーに助言,指導した事項,その経過及び結果について,査察指導台帳に記録される等,何らかの形で記録されているか。 実施体制の確保</p> <p>1 職員の配置状況</p> <p>(1)査察指導員,ケースワーカーが不足して事務処理に支障を来していないか。 (2)査察指導員は原則として生活保護業務経験者等で,適切な助言,指導ができる者となっているか。</p> <p>3 経理事務の処理状況</p> <p>(1)保護金品の支給手続,返還金の返納手続等は,関係法令等に照らし適切なものとなっているか。 特に,金品等の授受に当たっては,ケースワーカー等が現金を取り扱っていないか。真にやむを得ない場合は,複数の職員で当たるなどの体制がとられているか。 (2)保護金品の支給については,定期的又は随時に関係帳簿との照合,点検を行っているか。また,現金の保管状況は,適切に行われているか。 (4)法第63条による返還金及び法第77条又は法第78条による徴収金の債権管理について,</p> <p>工 生活保護を廃止した者の返還金等について,引き続き同返還金等の債権について適切な管理が行われているか。 オ 被保護者(廃止した者を含む)が転出した場合,転出先を把握し引き続き債権管理が行われているか。 カ 被保護者(廃止した者を含む)が死亡した場合,相続人の有無について調査が行われているか。 ・ 相続人がいる場合は,相続人に対して引き続き債権管理が行われているか。 ・ 相続人が債務を相続しない場合は,裁判所による相続放棄の証明書の有無について確認しているか。</p> <p>福祉事務所の実情に応じた重点的な指導の徹底</p> <p>1 福祉事務所の実情に応じた取組状況</p> <p>(3)前年度監査結果による指摘事項について福祉事務所は,その原因についての分析を行い,具体的な改善策が講じられているか。</p>	<p>ケースファイルの回覧が遅い</p> <p>不十分</p> <p>基準を上回るケースを抱え職員不足</p> <p>不十分</p> <p>不十分</p> <p>不十分</p> <p>未実施</p> <p>不十分</p>
--	--

14. 法外援護の状況

倉敷市の単独事業として生活保護世帯・重度心身障害者援護金給付事業を行っており、平成17年度は70,237千円を支給し、そのうち生活保護世帯援護金は19,568千円である。

生活保護世帯に対する平成18年度の倉敷市更生援護金支給方針は以下のとおりである。

対象者	生活保護世帯		
支給金額	世帯全員入院	3,000円	
	1人以上在宅	1～2人	3,000円
		3～4人	4,000円
		5～6人	5,000円
		7人以上	6,000円
対象予定数	約3,227世帯		
基準日	平成18年12月1日現在生活保護受給対象者		
支給予定	12月中		
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・重度心身障害者がいる場合でも重複受給できる ・医療扶助単給者は支給しない ・施設入所者は支給しない 		
支給事務	生活福祉課・各福祉事務所		

(1) 監査意見

当該事業は、市の資料によると生活保護世帯の自立の助長を図り、経済的な生活の安定を促進することを目的として昭和47年のオイルショックの際、臨時的に支給したのが始まりである。その後、平成8年度において年2回支給（夏・冬）を年1回支給（冬）に改正し、平成9年度においては他施策の充実を図り、支給対象者の見直しを行った結果、長期入院患者・在宅長期療養者・社会福祉施設入所者を支給廃止とした。また、平成12年度においては生活保護世帯のうち施設入所者も支給廃止としている。

他方、他の中核市における同様の事業の調査結果（平成17年度末）は以下の表のとおりである。また、近隣においても平成17年度に表中の岡山市が支給廃止しているほか、岡山県及び総社市も平成18年度から支給を廃止している。

当該援護金は、越年資金として支給されている期末一時扶助（13,540円/人（1級地-2））の追加の位置づけであり、市のいわば温情として支給されていると考えられる。しかしながら、既述のとおり市の財政は他の市町村と同様に昭和47年当時と比べると著しく悪化しており、他の中核市のほとんどが事業を実施していないか、あるいは廃止を予定している状況において倉敷市が当該事業を継続する理由は乏しいのではないだろうか。

一方の生活保護世帯にとっては、平成18年度から老齢加算の廃止や母子加算の削減など厳しい状況下であり、年間数千円と僅かではあっても当該更生援護金が廃止されることについて理解を得るのは難しいと思われる。しかしながら、保

護率は年々増加傾向であり、民生費のうち生活保護費の金額は 8,666,831 千円と巨額である。これらは全て市民の血税であることを考慮すれば、追加の越年資金を支給している現状に市民の理解を得ることはさらに難しいのではないだろうか。いずれにしても当該事業の存廃については委員会等で十分議論を尽くしていただきたい。

(平成 17 年度末時点)

中核市	事業名	対象者	主な内容	方針
旭川市	なし			
秋田市	生活困窮者見舞金	被保護世帯と結核予防法に基づく命令入所患者	夏季：3,200 円 冬季：3,900 円	廃止
郡山市	なし			
いわき市	なし			
宇都宮市	なし			
川越市	歳末見舞金	被保護世帯	4,000 円 / 世帯	廃止
船橋市	なし			
横須賀市	なし			
相模原市	被保護者等慰問金	被保護世帯	夏季：5,000 円 年末：6,000 円	廃止
新潟市	夏期・年末見舞金品	在宅の被保護世帯	夏季：8,000 円 冬季：8,000 円 その他見舞品券あり	縮小廃止 検討
富山市	なし			
金沢市	被保護者等見舞金	被保護者	夏季：3,000 円 歳末：3,000 円	継続
長野市	なし			
岐阜市	なし			
浜松市	なし			
豊橋市	なし			
岡崎市	なし			
堺市	なし			
高槻市	なし			
東大阪市	なし			
姫路市	自立見舞金	被保護世帯(居宅世帯)	夏季：4,000 円 冬季：4,000 円	廃止
和歌山市	なし			
岡山市	長期入院患者見舞金	被保護世帯で6ヶ月以上の入院者	夏期：5,600 円 冬期：5,750 円	廃止
倉敷市	自立更生援護金	重度心身障害者及び被保護世帯	重度心身障害者：7,000 円 保護世帯：6,500 ~ 9,500 円	継続

福山市	なし			
高松市	夏季・冬季見舞金	被保護世帯	夏季：4,500円 / 人ほか 冬季：4,400円 / 人ほか	廃止
松山市	夏季・年末見舞金	被保護世帯	夏季：1,500～5,000円 年末：1,500～5,000円	減額予定
高知市	なし			
長崎市	なし			
熊本市	夏季・年末・年始 見舞金	被保護世帯	夏季：2,200～5,150円 年末：2,200～5,810円 年始：4,200円	廃止
大分市	なし			
宮崎市	なし			
鹿児島市	夏期・年末見舞金	被保護世帯	夏期：4,200円 年末：7,900～8,200円	継続

第4．保護費の返還と徴収

1．法第63条による返還金（資力がある者の費用返還義務）

生活保護法第63条では、返金について次のように規定している。

保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

生活保護は、最低生活を満たし得る資力（資産・収入）があればそれを活用することが前提となっている。例外的に、次のような場合には、法63条の費用返還の対象とすることを前提として、必要な保護を行っている。

要保護者が急迫状態にあつて直ちに保護を必要とする状況にあるケース
資力はあるが、これを最低生活の維持のために充てることができない特段の事情のあるケース

つまり、本来は、生活保護の対象とならない資力をもっているが、それを生活のために活用できないため、生活困窮して保護を必要とする場合において、まず保護をおこなつて、その資力が活用できるようになったときに、支給された保護費用の返還を行うものである。

費用返還額については、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるが、当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合には、実施機関が認めた一定の範囲内の額を要返還額から控除してよいこととなっている。

2．法第78条による徴収（不正受給者からの費用徴収）

生活保護法第78条では、不正受給者からの徴収について次のように規定している。

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又他人をして受けさせた者があるときには、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用全部又は一部を、その者から徴収することができる。

保護開始後において被保護者は、法第61条により、収入、支出その他生計の状況に変動があつた場合は届出の義務がある。しかし、故意に申告を怠つたり、虚偽の申告を行うなど、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合は、保護費の不正受給となり、保護の実施機関は支給した保護費を徴収できるものである。つまり、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又他人をして受けさせた者は刑法該当条文（詐欺等）又は法第85条の規定によって処罰される。しかし、これだけでは、実施した保護費に対する損失は填補されないため、係る

不法行為により不正に保護を受けたものから保護費を返還させるものである。

費用徴収額については、不正受給を全額決定するものであり、法第 63 条のような実施機関の裁量の余地はない。生活保護法第 85 条では、次のように規定している。

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又他人をして受けさせた者は、3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

3．法第 77 条第 1 項による徴収（扶養義務者からの費用徴収）

生活保護法第 77 条第 1 項では、扶養義務者からの費用徴収について次のように規定している。

被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用全部又は一部を、その者から徴収することができる。

法第 4 条第 2 項に民法に定める扶養義務者の扶養は保護に優先して行われるものとされている。また、同条第 3 項で急迫した事由がある場合に必要な保護を行うことを妨げないとされている。よって、十分な収入・資産を有しており扶養能力がある扶養義務者が、扶養の義務を果たしていない場合において、保護の実施機関は実施した保護費の全部又は一部を徴収できるものである。

さらに生活保護法第 77 条第 2 項では、次のように規定している。

前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、保護の実施機関の申立により家庭裁判所が、これを定める。

この扶養義務者からの徴収額について、保護の実施機関と扶養義務者とで協議が調わないときは、保護の実施機関の申立により家庭裁判所が定めることとしている。

4．返納金

保護費の返還は、保護費の支給後に保護費の再計算を行い、遡及変更した場合に生じるが、通常は年度中の保護費から調整されて返還され、年度末等で生じた場合など当年度中に返還されなかったものについて、翌年に再度歳入調定されたものである。保護費の再計算は、稼動収入の収入認定、保護基準の変更、その他の過誤修正等の場合に行われる。よって、上記 1 から 3 までの返還金・徴収金とは性格が異なるものである。

5 . 返還金・徴収金・返納金の適用状況

(1) 法第 63 条の適用状況

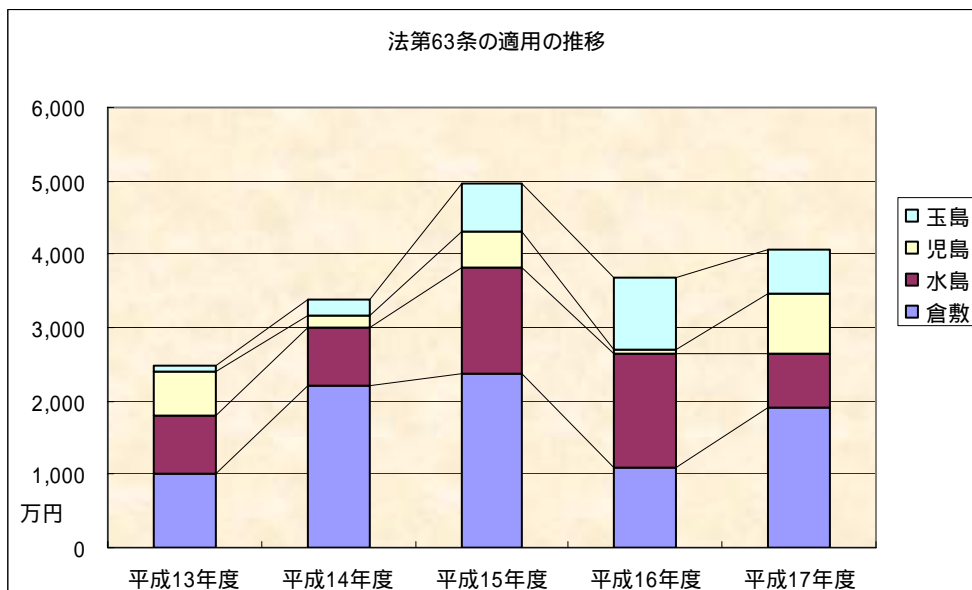
1) 年度別の状況

平成 1 7 年度までの過去 5 年間（平成 1 3 年度～平成 1 7 年度）における法第 63 条の適用状況の推移は表 4 - 1 のとおりである。平成 1 5 年度が最も多額の約 5,000 万円となっており、これ以降は 4,000 万円で推移している。事務所別では倉敷社会福祉事務所が最も多くなっている。

表4 - 1
法第63条の適用状況

単位 円

福祉事務所	平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	件数	決定額	件数	決定額	件数	決定額	件数	決定額	件数	決定額
倉敷	28	10,135,438	50	22,011,595	32	23,752,701	32	10,893,213	54	19,139,938
水島	35	7,853,680	35	7,853,680	22	14,531,653	26	15,579,669	26	7,378,099
児島	16	5,934,853	9	1,764,372	10	4,848,161	8	624,149	13	8,140,501
玉島	9	879,454	8	2,224,643	15	6,571,072	20	9,742,786	19	6,015,241
計	88	24,803,425	102	33,854,290	79	49,703,587	86	36,839,817	112	40,673,779



2) 内容別の状況

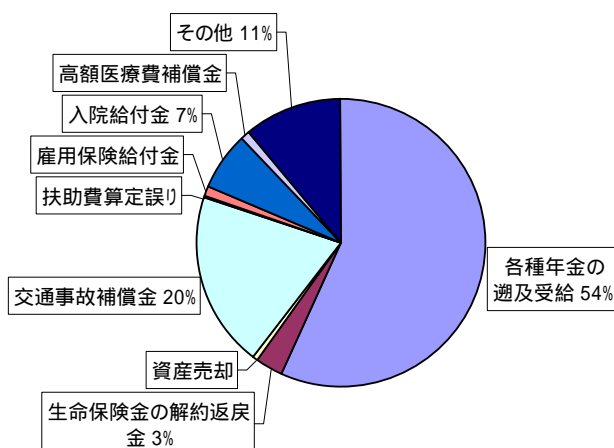
平成17年度における法第63条適用の主な内容は表4-2のとおりである。内容別では、各種年金を遡及して受給したものが金額の割合で54%と半分以上を占めており、次いで交通事故の補償金の受領が20%となっている。この2つで全体の74%と大部分を占めていることがわかる。

表4-2 平成17年度法63条適用の主な内容

単位 円

	倉敷		水島		児島		玉島		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
各種年金の遡及受給	15	13,075,404	7	2,048,858	3	7,006,309	6	920,973	31	23,051,544
生命保険金の解約返戻金	10	1,096,664	2	13,320			2	96,933	14	1,206,917
資産売却	1	200,000			1	68,653			2	268,653
交通事故補償金	8	1,754,415	8	3,894,320			1	2,395,998	17	8,044,733
扶助費算定誤り	1	23,250	1	12,000			1	83,069	3	118,319
介護保険給付金									0	0
雇用保険給付金	1	410,130							1	410,130
入院給付金	3	996,850					4	1,741,462	7	2,738,312
高額医療費補償金			1	83,091	1	229,560			2	312,651
その他	15	1,583,225	7	1,326,510	8	835,979	5	776,806	35	4,522,520
計	54	19,139,938	26	7,378,099	13	8,140,501	19	6,015,241	112	40,673,779

法第63条適用の金額別の主な内容



3) 法第63条の決定通知から適用までの状況

所有の認められない資産や保険金等がある場合には、法第63条の決定通知を出して、まず保護を開始する。その後に資産処分や保険金の確定により収入があったときに法第63条の適用通知が交付される。よって、決定通知から適用になるまでの状況について検討を試みた。

結果として、前年度繰越分については資料がなく不明であったが、かなり多数あるものと推測される。平成17年度の現年分については、次のとおりであった。

表 4 - 3

福祉 事務所	通知	適用		0円&廃止	繰越
	件数	件数	決定額	件数	件数
倉敷	52	18	2,495,642	11	23
水島	13	3	399,803	4	6
児島	18	0	0	0	18
玉島	10	2	283,805	6	2
計	93	23	3,179,250	21	49

この表からわかるように、決定しても適用されるのは一部分であり、大部分は適用されず繰越されている。

A 監査結果

決定後の管理・把握ができていない

適用となった場合の集計はしているが、決定の集計は行っていないため、年度末で未適用のケースの集計をするためには、個々のケース記録の全部を拾う必要がある。長期間未適用のケースは資産処分の指導を行い、早期に適用とすべきであるが、現行では、どの程度未適用となっているか判断できず、管理・指導もできない状況である。このようなケースの総点検を行い、今後は管理できる体制にする必要がある。

B 監査意見

保護廃止後の法第 63 条適用について

現行の扱いでは、保護開始後に資産処分をせず、法第 63 条が未適用のまま期間が経過して結局保護廃止となった場合において、保護廃止後に資産が処分されても法第 63 条は適用しないこととなっている。この扱いでは、保有が認められない資産を所有する者としては、まず資産を処分せず法第 63 条の決定を受けて、保護を開始し、保護費を当分の間受給して、資産を処分する必要があるときは、その前に保護辞退により保護廃止をすれば、資産処分後に法第 63 条を適用されず、返還金の義務が生じないこととなる。これでは、資産処分のインセンティブが生じないばかりでなく、指導に従い資産処分した者が、指導に従わないものより不利益を受ける結果となる。よって、保護廃止後に資産処分があった場合にも法第 63 条の適用をすべきと考える。

(2) 法第78条の適用状況

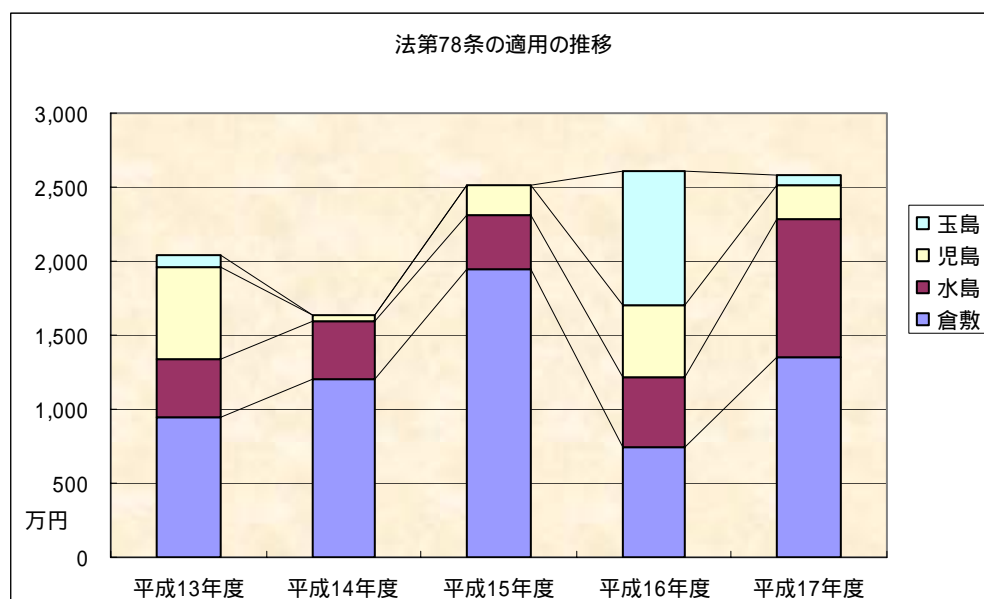
1) 年度別の状況

平成17年度までの過去5年間(平成13年度～平成17年度)における法第78条の適用状況の推移は表4-4のとおりである。

平成14年度は1,600万円と少なくなっていたが、平成15年度以降は約2,500万円で推移している。玉島社会福祉事務所で平成16年度において多額となっているのは、金額の大きなものが2件420万円(就労収入の無申告)と350万円(不動産売却収入の無申告)があったためである。

表4-4
法第78条の適用状況

福祉事務所	平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	件数	決定額	件数	決定額	件数	決定額	件数	決定額	件数	決定額
倉敷	18	9,519,549	20	12,072,704	28	19,431,672	20	7,387,314	23	13,465,519
水島	9	3,810,949	9	3,810,949	10	3,644,808	15	4,722,787	25	9,313,479
児島	10	6,207,214	5	483,608	7	2,007,730	4	4,931,381	4	2,318,081
玉島	2	913,352	1	21,000	0	0	5	9,056,146	4	717,786
計	39	20,451,064	35	16,388,261	45	25,084,210	44	26,097,628	56	25,814,865



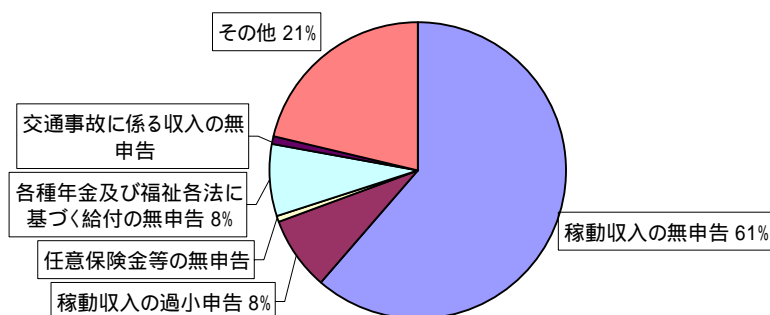
平成17年度における法第78条適用の主な内容は表4-5のとおりである。内容別としては、稼働収入(就労収入)の無申告が圧倒的に多く61%を占めている。次に稼働収入(就労収入)の過少申告が8%であり、稼働収入の不正が69%と大部分となっている。その他として、年金給付の無申告が8%を占めている。

表4 - 5 平成17年度法78条適用の主な内容

単位 円

	倉敷		水島		児島		玉島		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
稼動収入の無申告	12	8,837,549	18	5,587,982	1	785,291	3	644,744	34	15,855,566
稼動収入の過小申告	3	181,800	2	719,650	1	1,177,790			6	2,079,240
労災補償金等の無申告									0	0
任意保険金等の無申告	1	131,310							1	131,310
各種年金及び福祉各法に基づく給付の無申告	2	520,545	2	1,516,530					4	2,037,075
預貯金等の無申告									0	0
資産収入の無申告									0	0
交通事故に係る収入の無申告					1	210,000			1	210,000
その他	5	3,794,315	3	1,489,317	1	145,000	1	73,042	10	5,501,674
計	23	13,465,519	25	9,313,479	4	2,318,081	4	717,786	56	25,814,865

法第78条適用の金額別主な内容



(3) 法第77条の適用状況

平成13年度～17年度まで適用は無い。

6. 個別事例の検討

(1) 法第 63 条の返還金の場合

1) 監査の方法

平成 17 年度までの過去 5 年間（平成 13 年度～平成 17 年度）において、法第 63 条が適用されたケースで、返還額が 100 万円以上のものは下記表 4-8 のとおり 31 件ある。このうち、平成 17 年までの過去 2 年間（平成 16 年度～平成 17 年度）の 16 件および年金の遡及受給 5 件の計 21 件について、関連資料（法第 63 条適用検討表、返還額決定通知書、履行延期の場合の履行延期申請書、同決定通知書、保護廃止の場合は廃止決定通知書）を閲覧し、次の要点を検討した。

- 法第 63 条は所定の手続きを経て正しく適用されているか。
- 決定額の算定は正しく行われているか。
- 発生の状況および発見の状況を検証して法第 63 条の適用が妥当であるか。
- 適用時期は妥当であるか。
- その他問題点はないか。

2) 監査の結果

年金の遡及受給のケース

表 4-8 の 31 件のうち 15 件が年金の遡及受給であった。年金の内訳は、老齢厚生年金 10 件、障害年金 3 件、遺族年金 2 件、国民年金 1 件の 16 件である。ただし、複数年金の受給があるため合計は合わない。

< ケース 1 > 老齢厚生年金の遡及受給のケース

水島社会福祉事務所

世帯類型	高齡	世帯構成	主 67 歳
保護開始	H8.11.9	63 条設定時期	H17.3.3
返還決定額	4,777,981 円	年金の遡及受給の期間	H11/10-H17/1
年金の請求権の消滅時効による切捨ての期間			H9.9-H11/9
保護の廃止	H17.4.1 廃止		

状況

主は 60 歳となる平成 9 年 9 月から厚生年金受給の資格があったが、脳梗塞のため体調が悪く申請の手続きにいけなかった。そこで、ケースワーカーが代理手続きを行い老齢厚生年金を平成 17 年 2 月に遡及受給した。

A 監査結果

a 生保開始時での受給資格の確認の不十分

生活保護の開始時点で、主は翌年に 60 歳となるため老齢厚生年金の受給資格の調査を十分に行う必要があったが、不十分なまま受給資格なしと判断して、生保開始としてしまったものである。さらに、保護開始から 8 年以上もの間、受給資格の再確認がされていなかったことも問題である。

b 消滅時効により切捨てられた年金請求権がある。

年金の請求権の消滅時効(5 年)によって切り捨てられている期間が H9.9 から H11/9 まで 2 年間分も発生しているものである。本来であれば当然に受給できた年金であり、その分は保護費として本来支給せずにしたものである。また、法第 63 条の返還金として回収が不能となってしまったものである。社会保険庁の資料によりこの金額を計算すると 1,801,658 円もの高額になる。このようなケースを生じることがあってはならないと考える。

B 監査意見

a 年金知識習得のための研修会等の実施について

ケースワーカーとして被保護者からの年金についての指導・指示を行うためには、年金制度の十分な理解が不可欠である。しかし、年金制度は種類も複数あり、また様々な例外事項があるため、制度内容を理解するためには困難が伴う。年金の知識を効率的に習得するためには、内部で年金についての研修会を実施し、あるいは外部の研修会を積極的に活用することで、知識の向上を図る必要がある。

b 無年金の被保護者の年金資格の総点検の実施

指摘したケースを含めて、年金の遡及受給で法第 63 条が毎年数件適用されていることから判断すると、年金受給年齢で無年金とされた被保護者のなかに年金受給資格があるものがいることが推測される。本当に年金受給資格がないかをできるだけ早期に把握するため、総点検する必要があると考える。被保護者にとって、年金の受給資格があるとわかれば、生活保護からの自立へとつながることとなる。さらに実施機関からは、年金受給権の消滅時効での切捨てを未然に防ぐことができる。

c 保護申請時の受給資格の確認チェックシートの作成

保護の申請時において、年金の受給資格の有無を判断するためには十分な年金知識が必要であるが、ケースワーカーの個々の知識は一様でないため、個々の判断に任せただけの場合は、判断誤りの可能性がある。よって、様々なケースに対応できる年金の確認チェックシートを作成しておき、これを用いて統一的な手順を行うことで、効率的に漏れのない確認作業が可能となると考える。これ以外の老齢厚生年金の遡及受給のケース 9 件についてまとめると次の表 4 - 6 のとおりである。これらのうち調査を適時・適切に行っていれば、年金受給権を早期に発見し確認できたケースもあると考える。また、受給権の時効での切捨ても防げていたと考える。

表 4-6 その他老齢厚生年金の遡及受給のケース

社福事務所	世帯類型	世帯構成	開始年月日	63条設定時期	返還決定額(円)	年金の遡及受給の期間	年金の請求権の時効で切捨てる期間	保護の廃止	状況
倉敷	高齢	主 65 歳	S50.3.1	H9.1.1	1,775,141	H9.2.1-H14.1.31	-		主は、入院中である。ケースワーカーが代理申請により、主が厚生老齢年金を遡及受給したため
倉敷	傷病	主 56 歳	S55.7.31	H11.4.1	5,351,150	H11.4.1-H16.3.31	S61.4.1-H11.3.31		主からの申告により、障害基礎年金の遡及受給
倉敷	高齢	主 65 歳	H4.8.12	H13.9.1	2,838,364	H13.9.1-H17.9.30	-		国民年金・厚生年金の遡及受給したため
児島	傷病	主 64 歳、妻 55 歳	S45.11.1	H13.1.17	3,670,125	H9.3.1-H13.3.31			主の厚生年金の遡及受給
玉島	その他	主 65 歳、妻 61 歳	H5.12.6	H16.4.19	4,360,649	H11/2-H16/1	H11.1	H17.4.1 廃止	主は平成 11 年 1 月に厚生年金の受給権を取得していたが、忘れて申請しなかった。平成 16 年 2 月に思い出して申請し平成 16 年 4 月遡及受給した
水島	高齢	主 66 歳	H12.8.28	H10.4.1	5,864,825	H12.8.2-H15.10.31	-		受給資格があるとの主からの申告により判明し厚生老齢年金を遡及受給したため
水島	傷病	主 63 歳	H9.6.30	H12.4.1	3,458,608	H12.4.1-H16.1.31	-	H16.2.1 廃止	年金受給の可能性があったが、主には手続きの能力がなかった。弟に手続きをしてもらい厚生老齢年金を遡及受給したため
水島	高齢	主 70 歳	S53.9.25	H7.4.1	2,871,563	H11/6-H16/9	H7.4-H11.5		厚生年金の受給権が平成 16 年 7 月に確認。主は体調が悪く CW が代理で申請し平成 16 年 10 月遡及受給した。
水島	傷病	主 61 歳	H9.12.15	H16.5.1	1,054,657	H16.5.1-H18.1.31	-	H18.5.31 廃止	平成 17 年 7 月に厚生年金の受給権が調査で判明。主は入院中のため CW が代理で申請し厚生年金遡及受給した。

< ケース 2 > 障害年金の遡及受給のケース

児島社会福祉事務所

世帯類型 障害 世帯構成 主 48 歳
 保護開始 S62.1.12 63条設定時期 H17.2.1
 返還決定額 4,356,199 円 年金の遡及受給の期間 H11.10-H17.3
 年金の請求権の諸滅時効による切捨てる期間 S61.4.-H11.9
 保護の廃止 H17.6.1 廃止

状況

主はアルコール中毒により入院中であり、病院を通じて障害基礎年金が遡及支給されたことの申告があったものである。

(注) 但し、このケースは、主治医等が障害年金の受給の可能性を知りながら、病院の方針により障害年金請求のための診断書を作成せず、平成 16 年 12 月になって受給可能となったもの。

A 監査結果

a 受給権の確認が困難な場合の対応

障害年金の場合は、老齢年金の場合のように受給開始年齢が決まっているわけではなく、また、受給資格の有無が本人では解かりにくいいため、申請が行われていない場合が多いと思われる。このような場合は、本人の申請に頼るのでなく、ケースワーカーが積極的に指導を行い受給権の確認、申請指導を行う必要がある。また、本人が傷病の場合など必要であれば代理でこれらを行うことも必要である。

b 消滅時効により切捨てられた年金請求権がある。

この場合も、受給権の確認が遅れたために年金請求権が消滅時効により切り捨てられている。社会保険庁の資料により、消滅時効により切捨てられた金額を計算すると9,710,150円になる。これ以外の障害年金の遡及受給のケース2件についてまとめると次の表4-7のとおりである。

表4-7 その他障害年金の遡及受給のケース (円単位)

社福事務所	世帯類型	世帯構成	開始年月日	63条設定時期	返還決定額	年金の遡及受給の期間	年金の請求権の時効で切捨ての期間	保護の廃止	内容
倉敷	その他	主68歳、子39歳	S52.6.1	H17.5.16	5,340,400	H12.6-H17.5	S61.4-H12.5	-	障害年金の受給権が判明し平成17年1月に申請し5月に障害年金の遡及受給
児島	その他	主61歳、妻58歳	H13.2.15	H17.4.25	2,451,444	H16.9-H17.4	-	H17.5.1廃止	妻の厚生障害年金の遡及受給

<ケース3> 交通事故の補償金・保険金の受領のケース

表4-8の31件のうち7件が交通事故での補償金・保険金を受領したケースであった。

水島社会福祉事務所

世帯類型 高齢 世帯構成 主66歳
 保護開始 H11.7.14 63条設定時期 H13.11.25
 返還決定額 2,246,903円 返還通知日 H17.4.11
 保護の廃止
 状況

H13.11.25に主が交通事故にあった。H17.3.2示談が成立し、損害保険会社からH17.3.18に損害保険金を受領したものである。

表 4-8

過去 5 年間の法第 63 条適用ケース(返還額 100 万円以上)

(円単位)

社福事務所	年度	ケース番号	生活保護開始年月日	世帯類型	世帯構成	資力発生時期	63条設定時期	返還決定額	内容
倉敷	平成13年度		S50.3.1	高齢	主65歳	H9.1.1	H9.1.1	1,775,141	主が厚生老齢年金を遡及受給したため
倉敷	平成14年度		S53.5.2	高齢	主80歳	S53.5.2	H14.2.18	5,211,628	亡父の相続資産(土地)の売却
倉敷	平成14年度		S58.8.1	高齢	主71歳	S58.8.1	H14.2.18	5,211,628	亡父の相続資産(土地)の売却
倉敷	平成14年度		H13.3.28	その他	主56歳	H11.8.11	H14.5.1	1,228,553	交通事故補償金の受領
倉敷	平成15年度		S55.7.31	傷病	主56歳	S61.4.1	H11.4.1	5,351,150	障害基礎年金の遡及受給
倉敷	平成15年度		H14.5.10	障害	主58歳	H14.5.10	H14.5.10	1,998,070	不動産売却金の受領
倉敷	平成15年度		H11.6.10	その他	主68歳、夫55歳	H15.3.17	H15.3.17	5,537,239	交通事故補償金の受領
倉敷	平成15年度		S49.8.6	老齢	主83歳、妻73歳	H14.2.22	H9.3.1	5,101,253	不動産売却金の受領
倉敷	平成16年度		H15.3.3	傷病	主56歳	H15.4.14	H15.4.14	1,060,000	生命保険金の入院給付金
倉敷	平成16年度		S48.3.2	高齢	主69歳	H16.9.22	H16.9.22	1,531,804	交通事故の医療保険金の受給
倉敷	平成17年度		S52.6.1	その他	主68歳、子39歳	S61.4.1	H17.5.16	5,340,400	障害年金の遡及受給
倉敷	平成17年度		H4.8.12	高齢	主65歳	H13.9.1	H13.9.1	2,838,364	国民年金・厚生年金の遡及受給
児島	平成13年度		S45.11.1	傷病	主64歳、妻55歳	H9.2.23	H13.1.17	3,670,125	主の厚生年金の遡及受給
児島	平成15年度		H5.7.19	高齢	主74歳	H13.12.24	H13.12.27	3,178,768	交通事故賠償金の受領
児島	平成17年度		H13.2.15	その他	主61歳、妻58歳、母81歳	H16.9.6	H17.4.25	2,451,444	厚生障害年金の遡及受給
児島	平成17年度		S62.1.12	障害	主48歳	S62.1.12	H17.2.1	4,356,199	障害基礎年金の遡及受給
玉島	平成14年度		H3.11.27	母子	主29歳、子7歳、子4歳、子0歳	H13.11.27	H14.10.7	1,008,074	主の遺族基礎年金の受領
玉島	平成15年度		H10.24	その他	主64歳	H13.11.30	H15.7.7	2,560,120	主の生命保険の解約返戻金の受領
玉島	平成16年度		H5.12.6	その他	主65歳、妻61歳	H112.15	H16.4.19	4,360,649	主が厚生年金の受給権を行使しなかったため(厚生年金の遡及受給)
玉島	平成16年度		H14.4.11	高齢	主66歳	H16.7.15	H16.8.26	1,466,173	主が遺族厚生年金を遡及受領したため
玉島	平成17年度		H2.10.5	母子	主35歳、子15歳、子18歳、子17歳	H17.1.8	H17.6.7	2,395,998	母の交通事故死亡補償金の受領
玉島	平成17年度		H11.4.8	傷病	主62歳	H17.8.23	H18.3.14	1,040,000	入院給付金を受給したため
水島	平成15年度		H9.1.30	高齢	主79歳	H14.5.31	H14.5.31	1,799,733	交通事故による保険金を受領したため
水島	平成15年度		H12.8.28	高齢	主66歳	H10.4.1	H10.4.1	5,864,825	主が厚生老齢年金を遡及受給したため
水島	平成15年度		H9.6.30	傷病	主63歳	H12.4.1	H12.4.1	3,458,608	主が厚生老齢年金を遡及受給したため
水島	平成16年度		H15.6.5	障害	主54歳	H15.7.7	H15.7.7	1,356,435	母死亡により公害遺族補償一時金、葬祭料及び未給付分の障害補償費受給したため
水島	平成16年度		H15.6.1	障害	主58歳、妻56歳	H15.10.27	H15.10.27	1,202,150	入院給付金を受給したため
水島	平成16年度		H8.11.9	高齢	主67歳	H12.2.1	H12.2.1	4,777,981	厚生年金の遡及受給
水島	平成16年度		S53.9.25	高齢	主70歳	H7.4.1	H7.4.1	2,871,563	厚生年金の遡及受給
水島	平成17年度		H11.7.14	高齢	主66歳	H13.11.25	H13.11.25	2,246,903	交通事故補償金の受領
水島	平成17年度		H9.12.15	傷病	主61歳	H16.5.1	H16.5.1	1,054,657	厚生年金の遡及受給

(2) 法第 78 条の徴収金の場合

1) 監査手続

平成 17 年度までの過去 5 年間(平成 13 年度～平成 17 年度)において、法第 78 条が適用されたケースで、徴収額が 100 万円以上のものは表 4 - 9 のとおり 35 件ある。この 35 件全件について、関連資料(法第 78 条適用検討表、徴収額決定通知書、履行延期の場合の履行延期申請書、同決定通知書、保護廃止の場合は廃止決定通知書)を閲覧し、次の要点を検討した。

法第 78 条は所定の手続きを経て正しく適用されているか。

決定額の算定は正しく行われているか。

発生の状況および発見の状況を検証して法第 78 条の適用が妥当であるか。

適用時期は妥当であるか。

過去の指導・指示は適切であったか。

悪質な事例の場合は、厳正な処分がなされているか。

その他問題点はないか。

2) 監査の結果

検討した結果、問題があると考えたものをケース別に分類して記載すれば次のとおりである。

<ケース 4> 退職していないのに保護開始となったケース

倉敷社会福祉事務所

世帯類型 母子 世帯構成 主 38 歳、子 13 歳、子 1 歳

保護開始 H11.1.14 78 条適用時期 H14.12.27

徴収決定額 3,021,822 円 不正受給期間 H11.1.1-H13.12.31

保護の廃止 H14.1.28 廃止 1.25 警察に告発・逮捕

状況

就労先を解雇され収入がなくなったとして H11.1 に保護開始となった。しかし、実際は退職しておらず、続けて就労しており、給与は口座振込みで受給していた。平成 13 年 1 月と 3 月の預金調査により発見され、法第 78 条の適用となった。悪質なケースとして刑事告発し、懲役 2 年、執行猶予 3 年の判決であった。本人は保護廃止し、平成 14 年 2 月に子の世帯へ転入して保護開始となった。

A 監査結果

a 退職の確認がされていない

虚偽の失業による生活保護の申請であることを見抜けなかったことが問題である。失業していないことが申請時でわかれば、生活保護の開始も必要なかったものである。不正受給をしようとする者は、本人の申告だけで保護開始となるのであれば、平気ですその申告をすることを考えなければならない。

b 翌年度でのマッチング調査が不十分

退職していない場合は、翌年の所得マッチングで不一致が生じていたはずであり、迅速な調査を行っていれば平成 12 年度で発見され法第 78 条が適用できて徴収額が少なかったと考える。

c 再度保護開始が必要か疑問である。

悪質で刑事告発までして廃止となったにもかかわらず、主は子の世帯へ転入して、翌月から生活保護を開始している。制度上、申請があれば認めざるをえないのかもしれないが、一般市民の感情としては理解ができないと考える。

表4 - 9 過去5年間の法第78条適用ケース(徴収額100万円以上)

(円単位)

社福事務所	年度	ケース番号	生活保護開始年月日	世帯類型	世帯構成	78条適用時期	不正受給期間	徴収決定額	内容	発見の契機	保護の廃止
倉敷	平成13年度	—	H9.5.12	傷病	主25歳、妻27歳、子5歳、子3歳、子0歳	H13.8.24	H12.1.1-H12.12.31	2,496,572	主の就労収入の未申告	H13.2月の市民税課税台帳調査による	H13.8.31廃止
倉敷	平成13年度	—	H12.2.1	その他	主63歳、妻77歳、孫16歳	H13.8.29	H12.2.1-H12.11.30 H12.5.1-H13.4.30	1,452,840 934,804	主の雇用保険受給の未申告 主の厚生年金基金の遡及受給未申告 主の就労収入の未申告	H13.8厚生年金基金不正受給の調査時に判明 H13.8市民税課税台帳調査による	H16.9.1廃止 同
倉敷	平成14年度	—	H11.1.14	母子	主38歳、子13歳、子1歳	H14.12.27	H11.1.1-H13.12.31	3,021,822	主の就労収入の未申告	H13.1月・3月の預貯金調査による	H14.1.25告発
倉敷	平成14年度	—	H12.2.29	その他	主51歳、妻50歳、子19歳、子13歳、子6歳	H14.10.1	H13.1.1-H14.9.30	1,153,575	主の就労収入の過小申告	H14.6.20市民税課税台帳調査による	—
倉敷	平成14年度	—	H4.10.29	その他	主53歳	H14.9.28	H12.12.1-H14.8.31	1,872,821	主の就労収入の未申告	H14.7月市民税課税台帳調査による	—
倉敷	平成14年度	—	S63.10.1	障害	主54歳、妻50歳、子16歳、子14歳、子12歳	H14.7.1	H12.2.13-H14.8.30	1,121,847	妻の就労収入の過少申告(就労開始時期の不正申告)	市民税課税台帳調査による	—
倉敷	平成15年度	—	S53.9.11	その他	主41歳、長男17歳、二男15歳、三男12歳、四男9歳	H15.7.18	H14.11.1-H15.8.30	1,929,150	妻の就労収入の未申告	H15.7市民税とのマッチングによる	—
倉敷	平成15年度	—	H13.9.20	傷病	主57歳	H15.8.25	H14.1.1-H15.7.31	2,383,070	主の就労収入の未申告	H14年分市民税とのマッチングによる	H15.8.1廃止
倉敷	平成15年度	—	H14.10.11	傷病	主34歳、妻30歳、子11歳、子8歳	H15.10.28	H14.11.1-H15.10.31	1,070,753	妻の就労収入の過少申告・無申告	H15/7マッチング及び平成15年10月不正就労疑惑に伴う雇用先への照会	—
倉敷	平成15年度	—	H10.8.20	その他	主78歳、子50歳、子38歳	H15.11.17	H13.5.1-H15.7.31	2,043,912	就労収入の未申告	市民税とのマッチングによる	—
倉敷	平成15年度	—	H13.8.21	その他	主56歳	H15.12.25	H13.8.21-H15.10.31	3,107,161	交通事故の損害保険金について法63条による通知をしていたが、主が受取を否定 調査により判明	預金・損害保険調査	H15.11.1廃止
倉敷	平成15年度	—	H14.4.10	その他	主47歳	H15.11.11	H14.4.10-H15.6.30	1,276,003	主の就労収入の未申告	市民税とのマッチングによる	H15.7.1廃止
倉敷	平成15年度	—	S6310.1	障害	主56歳、子18歳、子16歳、子14歳、妻52歳	H15.10.16	H1310.1-H15.9.30	2,881,125	子二人の就労収入の未申告	H15/7市民税とのマッチングによる	H16.3.1廃止
倉敷	平成16年度	—	H10.1.01	母子	主41歳、長男17歳、二男15歳、三男12歳、四男9歳、五男9歳	H15.1.1	H15.1.1-H16.10.31	1,080,850	長男の就労収入の未申告、勤務先への関係先調査を実施し、把握	H16.6課税調査による	—
倉敷	平成16年度	—	H10.11.2	傷病	主42歳、妻46歳、長男18歳、二女16歳	H14.1.1	H14.1.1-H16.12.31	1,421,190	長男・二女の就労収入の未申告 勤務先及び金融機関への関係先調査を実施し把握	H15.6.17課税調査による	—
倉敷	平成17年度	—	H14.9.26	その他	主72歳、内妻58歳	H18.1.20	H15.6.1-H18.1.31	1,027,278	H15.6.3内妻の年金担保の借入れ	年金担保借入収入を認定していたものを取消、78条適用	—
倉敷	平成17年度	—	H16.10.3	高齢	主69歳	H17.5.20	H15.5.1-H17.5.31	1,122,037	年金担保の借入れの届出による	H17.4.18主からの申告	—
倉敷	平成17年度	—	H10.2.17	その他	主42歳、子20歳、子19歳、子14歳	H18.3.1	H15.1-H17.30	1,897,760	主と子の就労収入の未申告	H17年分のマッチングによる	—
倉敷	平成17年度	—	H13.3.21	その他	主75歳、子56歳	H17.11.16	H16.11.1-H17.11.30	1,003,495	子の就労申告の未申告	H17年分のマッチングによる	—
倉敷	平成17年度	—	H14.4.5	その他	主37歳、子18歳、子17歳	H17.8.16	H16.1.1-H17.6.10	1,320,872	子の就労申告の未申告	H16年分のマッチングによる	H17.6.11廃止
倉敷	平成17年度	—	H9.3.24	母子	主44歳、子17歳、子14歳、子6歳	H18.3.22	H15.7.1-H17.2.28	1,826,220	子の就労申告の未申告	H16年分のマッチングによる	—
児島	平成13年度	—	S59.8.11	傷病	主49歳、妻45歳、子17歳、子13歳	H13.8.15	H12.4.1-H13.6.30	2,070,887	長男の就労収入の未申告	H13/8課税資料とのマッチングによる	H13.7.1廃止
児島	平成13年度	—	H4.6.19	高齢	主65歳、妻66歳	H13.9.11	H8.8.1-H13.8.31	1,433,412	厚生年金基金の遡及受給の未申告	課税資料とのマッチングによる	H17.12.1廃止
児島	平成15年度	—	H11.9.17	傷病	主61歳	H16.3.19	H12.10.20-H16.2.29	1,022,120	交通事故賠償金の無申告	銀行での調査による	H16.3.19廃止
児島	平成16年度	—	H13.5.17	障害	主56歳、妻48歳、子16歳	H17.2.8	H14.2.1-H17.1.31	3,847,642	妻が申告以外に外交員収入があったが無申告	H16.12市民税担当者からの照会による	H17.3.1廃止
児島	平成17年度	—	H15.1.8	その他	主64歳	H17.10.12	H15.1.8-H17.9.30	1,177,790	主の就労収入の過少申告、勤務先調査による	H17.6 課税調査による	H17.11.1廃止
玉島	平成16年度	—	H13.9.11	傷病	主45歳、子13歳、子8歳、子22歳、孫1歳	H16.3.10	H13.9.1-15.11.30	4,239,048	主の就労収入の過少申告	H15年の所得マッチングによる	H16.3.1廃止
玉島	平成16年度	—	H15.5.1	高齢	主79歳、妻77歳	H16.11.8	H15.5.1-H16.7.31	3,500,000	不動産売却収入の未申告	H16.8.5契約書の写しを確認	—
水島	平成14年度	—	H9.7.8	傷病	主64歳、妻59歳、子17歳	H10.4.1	H10.4.1-H14.2.28	2,681,254	妻の申告は手取額を誤申告、子の収入は明細書偽造による虚偽の申告	H14.6.20市民税課税台帳調査による	—
水島	平成15年度	—	H13.4.11	傷病	主60歳、妻50歳、子14歳	H15.11.13	H14.7.1-15.10.31	1,112,160	主の就労申告未申告、妻の就労申告過少申告	H15.6.20課税調査による	H15.11.1廃止
水島	平成16年度	—	H14.5.23	その他	主56歳、母78歳	H17.3.2	H15.2.1-H17.2.28	1,340,000	年金担保借入し無申告	H17.2生活金融公庫へ調査	H17.4.1世帯分離
水島	平成17年度	—	H13.12.3	その他	主66歳、妻62歳	H17.7.26	H13.12.3-H17.6.30	1,000,000	主の損害賠償金受給の未申告	H17.2.8預金通帳確認による	—
水島	平成17年度	—	H16.2.18	傷病	主56歳	H17.11.15	H16.2.1-H17.10.31	2,381,324	主の就労収入の未申告	H17.6.20 課税調査による	H17.11.30廃止
水島	平成17年度	—	H7.7.18	傷病	主62歳	H18.1.10	H15.2.1-H17.12.31	1,232,060	主の年金収入の未申告、関係先調査を実施	兄による申告	—
水島	平成17年度	—	H6.11.10	傷病	主45歳、子19歳、子17歳	H18.1.12	H15.7.10-H17.10.31	1,530,991	子の就労収入の未申告、勤務先及び金融機関への関係先調査を実施し把握	H17.6.20 課税調査による	—

B 監査意見

a 退職していることの確認

現行の生活保護の制度は、申請が虚偽の退職によって行われることは想定されていない。よって、申請時での審査手続き上では、退職を確認することは求められてはいないため、このような悪意を持った申請に対してはチェックできないのが現状である。そこで、本人が退職したとの申請があった場合には、退職を証明できる書類(失業保険の退職証明書、源泉徴収票他)での確認の実施が必要と考える。

これ以外に退職していないのに保護開始となったケースは次のとおりである。
(円単位)

社福事務所	ケース番号	生活保護開始年月日	世帯類型	世帯構成	78条適用時期	不正受給期間	徴収決定額	内容	保護の廃止
玉島		H13.9.11	傷病	主 45 歳、子 3 歳、子 8 歳、子 22 歳、孫 1 歳	H16.3.10	H13.9.1-15.11.30	4,289,048	主は、体調を崩して働けなくなったとのウソにより保護の申請をした。今まで保護の開廃を繰返している。就労先から過少の給与明細を入手して提出。悪質なケース H15年の所得マッチングにより判明	H16.3.1 廃止
倉敷		H14.4.10	その他	主 47 歳	H15.11.11	H14.4.10-15.6.30	1,276,003	申請時に就労開始していて明らかに不正受給。市民税とのマッチングにより判明	H15.7.1 廃止

この2件については、保護の廃止だけで告発までは行っていない。告発を検討すべきであったと考える。

<ケース5> 年金基金を受給していたケース

児島社会福祉事務所

世帯類型 高齢 世帯構成 主 65 歳、妻 66 歳
 保護開始 H4.6.19 78 条適用時期 H13.9.11
 徴収決定額 1,433,412 円 不正受給期間 H8.8.1-H13.8.31
 保護の廃止 H17.12.1 廃止
 状況

主と妻は共に厚生年金基金を掛けており 60 歳で受給権があったが、申請していなかった。H13.7 に申請を行い遡及受給したが未申告であった。翌年の課税調査で判明したものである。

A 監査結果

a 年金基金の受給資格の調査がされていない

会社勤務がある場合は、年金に加えて年金基金の受給資格がある場合が多い。このケースの場合は、県内大手の被服会社に 12 年勤続しており当然年金基金の受給資格の可能性を調査すべきであった。60 歳から年金と年金基金を受給していた場合には、保護の廃止となっていたといえる。

B 監査意見

a 年金と年金基金の受給資格の同時調査の実施について

本人からの職歴を聴取した結果により、年金基金の受給資格の可能性が考えられる場合は、年金基金の受給資格の調査が必要と考える。年金の場合と同様に、積極的に指導を行い受給権の確認、申請指導を行う必要がある。また、本人が傷病の場合など必要であれば代理でこれらを行うことも必要である。これは年金の調査時に一緒に行えば効率的である。同様のケースは次のとおりである。

(円単位)

社福事務所	ケース番号	生活保護開始年月日	世帯類型	世帯構成	78条適用時期	不正受給期間	徴収決定額	内容	保護の廃止
水島	4583	H7.7.18	傷病	主62歳	H18.1.10	H15.2.1-H17.12.31	1,232,060	主は保護開始1年前から年金受給開始していたものを未申告。兄による申告で発覚した。	

<ケース6> 収入無申告や過小の収入報告を行っているケース

水島社会福祉事務所

世帯類型 傷病 世帯構成 主64歳、妻59歳、子17歳

保護開始 H9.7.8 78条適用時期 H10.4.1

返還決定額 2,681,254円 不正受給期間 H10.4.1-H14.2.28

保護の廃止 -

状況

妻の申告は手取額を誤申告していたものであり、子の収入は明細書偽造による虚偽の申告であった。平成12年度の課税調査で差額があったが判明せず、H14.6.20市民税課税台帳調査により判明したものである。

A 監査結果

a 収入申告の指導・指示が徹底されていない

不正受給の場合の中で一番多いのが、この収入無申告・過少収入報告である。検討した35件のうち25件が該当した。収入申告の指導・指示の徹底が必要であるが、現実としては、この徹底がかなり困難であろう。

B 監査意見

a 無申告・過少申告は必ず発見されることの説明書の配布

被保護者は、パートやアルバイトをして収入があった場合に、その勤務先から自分の給与の支払報告が市へ提出され、自身の収入申告と照合されることをあまり知らない。そのため、自己で収入申告をしなければ、福祉事務所には見つからないと考えていることが多い。よって、就労収入があった場合適切な申告をしない場合には、すぐに判明することを被保護者に理解させることが必要である。そのためには口頭指導に加えて、これらの説明書を作成して配布することが有効であると考えられる。

<ケース 7> 法第 78 の決定までに期間が掛かり過ぎたケース

水島社会福祉事務所

世帯類型	その他	世帯構成	主 66 歳、妻 62 歳
保護開始	H13.12.3	78 条適用時期	H17.7.26
返還決定額	1,000,000 円	不正受給期間	H13.12.3-H17.6.30
保護の廃止	-		

状況
主は、失業により生活困窮により保護となった。保護開始前の平成 12 年 8 月転倒事故に遭い損害賠償訴訟を起こし、平成 14 年 9 月に示談成立して慰謝料 100 万円を受領していたが、虚偽の申告を行っていた。平成 14 年 10 月に口頭で指示していたが平成 16 年 2 月まで入金を認めなかった。平成 17 年 5 月に文書指導した結果、判明したものである。

A 監査結果

a 文書指導が遅れている

口頭の指示が平成 14 年 10 月から平成 16 年 2 月まで約 1 年半行われていない。口頭の指示をもっと早く行い、指示に従わない場合は文書指導を行い、法第 78 条適用すべきであったと考える。その他に、所得マッチングで差異が生じていながら、差異内容の確認ができず、法第 78 条決定年度が後になっているケースが多くあった。

<ケース 8> 再度の年金担保借入れのケース

社会福祉事務所

世帯類型	その他	世帯構成	主 56 歳、母 78 歳
保護開始	H14.5.23	78 条適用時期	H17.3.2
返還決定額	1,340,000 円	不正受給期間	H15.2.1-H17.2.28
保護の廃止	H17.4.1	世帯分離	

状況
主は保護開始時に恩給担保に借入れをしており、平成 17 年 4 月に返済終了予定であった。再三の借入禁止の指示にかかわらず、平成 17 年 2 月に恩給担保に借入していたことが国民金融公庫への照会で判明したものである。

B 監査意見

a 借入歴のある者に対する文書指導の一斉交付

保護開始後であっても年金や恩給を担保にすれば借入は可能であるが、その場合の借入額は収入認定され法第 78 条の適用となる。一度借入をしてしまうと再度の借入の可能性が大きいといえる。この場合、保護費が借入金の返済に消費されることとなる。よって、借入歴のある被保護者に対しては文

書を一齐交付し厳しく指導することが本人のためにもなり必要であると考ええる。

これ以外に年金担保の借入のケースは次のとおりである。

(円単位)

社福事務所	ケース番号	生活保護開始年月日	世帯類型	世帯構成	78条適用時期	不正受給期間	徴収決定額	内容	保護の廃止
倉敷		H14.9.26	その他	主 72 歳、内妻 58 歳	H18.1.20	H15.6.1-H18.1.31	1,027,278	H15.6.3 内妻の年金担保の借入れ 年金担保借入収入を認定していたものを 取消、78条適用したもの	
倉敷		H16.10.3	高齢	主 69 歳	H17.5.20	H15.5.1-H17.5.31	1,122,037	H17.4.18 主からの申告 年金担保の借入れの届出による	

<ケース 9> 複数回の不正受給を繰返す悪質なケース

倉敷社会福祉事務所

世帯類型 障害 世帯構成 主 56 歳、子 18 歳、子 16 歳、
子 14 歳、妻 52 歳

保護開始 S6310.1 78条適用時期 H15.10.16

返還決定額 2,881,125 不正受給期間 H13.10.1-H15.9.30

保護の廃止 H16.3.1 廃止

状況

主と長男、長女の健康状態は良好である。平成 15 年の課税マッチングにより長男・長女の就労収入が判明したものである。保護開始以来 4 回目の不正受給である。前回は前年の平成 14 年 10 月に法第 78 条適用している。再三の文書指示にもかかわらず正しい収入申告をしない悪質なケースである。

A 監査結果

a 早期に廃止・告発

確信犯的な収入未申告を再三繰返しており、悪質な不正受給である。このようなケースに対しては状況の猶予を与える必要はなく、厳正に対処すべきであり、文書指示を早期に出して、改善がない場合は廃止を行うべきである。さらに、刑事告発の検討をすべきである。

B 監査意見

a 文書指示・廃止・刑事告発のガイドラインの作成

現在、指導指示から保護の停廃止に至るまでの対応については、厚生労働省の「実施要領第 7 の 1」や「保護課長からの通知」があるが、倉敷市としては独自に規定したものは特にない。そこで、これに追加して倉敷市独自のより厳格な基準として、口頭指導から文書指示、廃止に至るガイドラインを作成して、統一的な取扱いを策定する必要があると考える。具体的には、口頭指導に従わない場合の文書指示とする基準(期間・金額・内容)、文書指示に従わな

い場合に廃止とする基準（履行期限）、悪質な場合の刑事告発の基準を策定するものである。これにより不正受給に対してより厳格な対処が可能になると考える。

同様な悪質なケースは次のとおりである。

(円単位)

社福事務所	ケース番号	生活保護開始年月日	世帯類型	世帯構成	78条適用時期	不正受給期間	徴収決定額	内容	保護の廃止
倉敷	6146	H10.2.17	その他	主42歳、子20歳、子19歳、子14歳	H18.3.1	H15.1-H17.30	1,897,760	主と子の就労収入の未申告 H17年分のマッチングにより判明 平成14.2に子の収入未申告あり。	

3) 法第 77 条の適用がないことの問題点

B 監査意見

過去 5 年間に於いて法第 77 条の適用事例はないため、個別事例の検討はできなかった。さらに、倉敷市では、過去 5 年間以前においても、法第 77 条の適用実績はないとのことである。しかし、適用すべき事例がなかったのかどうかは大いに疑問のあるところである。前述の、第 3 . 生活保護に関する監査及び結果 10 . 個別ケースの監査結果 で述べたとおり、十分な収入・資産を有しており扶養能力がある扶養義務者が存在していることは事実である。これらの扶養義務者に対して、保護の実施機関ができることは扶養照会の手続きをとることだけであり扶養を強制することはできないが、保護の実施機関として法第 77 条を適用して、実施した保護費の全部又は一部徴収を検討すべきである。また、法第 77 条の適用事例をつくることで、扶養義務者の保護意識の転換の契機となる可能性もあると考える。

7. 返還金・徴収金の収入及び債権管理の状況

(1) 返還金・徴収金の収入事務の手続きについて

返還金・徴収金等の収入事務の手続きは、市の徴収する他の収入金と同様な手続きであり、次のとおりである。

1) 一般の徴収手続き

起案書により所長の決裁をうけた決定通知書により返還金、徴収金の調定を行い、決定通知書と納入通知書を発送する。納入期限は発送日から9日である。

納入期限までに納入がないものについては、滞納整理事務を行う。

督促状を作成し、決定通知書の納期限後30日以内に発送する。督促状の納入期限は発送の日から10日以内の日とする。

督促状によりなお、納入しないものは、催告状を作成し発送する。

この一般の徴収手続きによっても徴収できないと想定される場合は、次の履行期間の延長手続きとなる。

2) 履行期間の延長(分割返還)

返還金等は決定後の一括返済が原則であるが、一括の履行が困難と認められる場合は、履行期間の延長、分割返済を認めることとしている。地方自治法施行令で履行延期の特約が定められている。地方自治法施行令第171条の6では、次のように規定している。

普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

五 省略

履行期限を延期する期間については倉敷市の財務規則で、次のように規定している。

第 215 条 収入命令者は、履行延期の特約等をしようとするときは、履行期限(履行期限後に履行延期の特約等をする場合には、当該履行延期の特約等をする日)から 5 年(令第 171 条の 6 第 1 号または第 5 号に該当する場合には、10 年)以内において、その延長に係る履行期限を定めなければならない。ただし、さらに履行延期の特約等をすることを妨げない。

このように、履行延期申請書を提出することで、5 年(無資力の場合は 10 年)の納入期限の延期措置が行われる。返済方法としては、一括返済の場合の履行延期はほとんどなく、延期期間内での月次での分割返済の場合がほとんどである。延期期間は、かつては最初から 10 年の履行延期を認めていたが、10 年間の長期間では途中で返済しなくなる場合が多いため、現在ではまず、5 年の延期を行い、未返還がある場合は再度 5 年間の延期をおこなうこととしている。

3) 債務の免除

返還金等の履行期間の延長、分割返済を認めても、返済が困難な場合は、債務の免除を認めている。地方自治法施行令第 171 条の 7 では、次のように規定している。

普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

これにより、5 年の履行延期後に 5 年の再延期を行った後に債務免除としている。

(2) 返還金・徴収金・返納金の収入状況

1) 5 年間の収入状況

平成 17 年度までの過去 5 年間(平成 13 年度～平成 17 年度)における返還金・徴収金・返納金の収入状況は表 4-10 のとおりである。

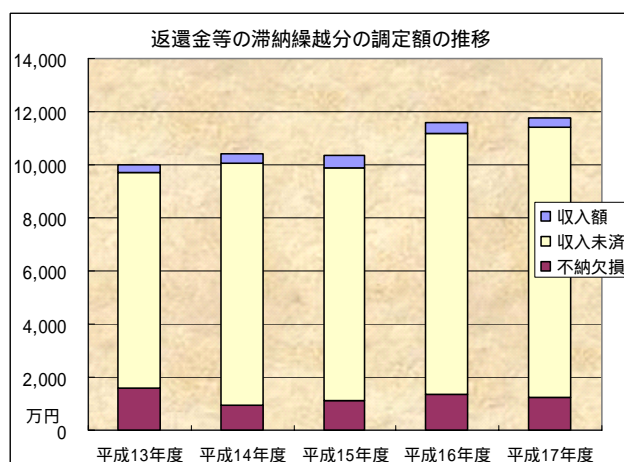
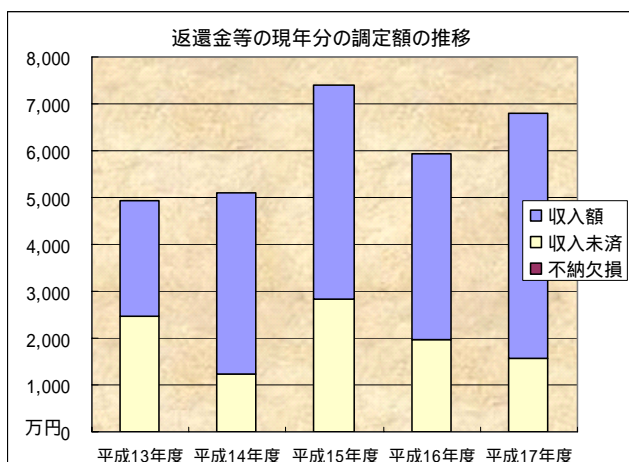
表 4 - 10 法第 63 条返還金・78 条徴収金・返納金合計の収入状況

(円単位)

		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
現年分	調定額	49,184,860	50,888,581	74,031,974	59,209,825	67,967,141
	収入額	24,353,645	38,580,397	45,618,411	39,493,062	52,451,559
	不納欠損	0	0	0	26,300	0
	収入未済	24,831,215	12,308,184	28,413,563	19,690,463	15,515,582
	収納率	49.5%	75.8%	61.6%	66.7%	77.2%
滞納繰越分	調定額	100,260,276	103,957,775	103,489,098	115,692,327	117,596,195
	収入額	2,965,135	3,598,072	4,832,459	4,181,018	3,651,783
	不納欠損	16,165,092	9,178,789	11,377,875	13,605,577	12,274,185
	収入未済	81,130,049	91,180,914	87,278,764	97,905,732	101,670,227
	収納率	3.0%	3.5%	4.7%	3.6%	3.1%
合計	調定額	149,445,136	154,846,356	177,521,072	174,902,152	185,563,336
	収入額	27,318,780	42,178,469	50,450,870	43,674,080	56,103,342
	不納欠損	16,165,092	9,178,789	11,377,875	13,631,877	12,274,185
	収入未済	105,961,264	103,489,098	115,692,327	117,596,195	117,185,809
	収納率	18.3%	27.2%	28.4%	25.0%	30.2%

収入の調定額については、現年分については平成 15 年度の 74 百万円が最も多いが、傾向として増加しているといえる。滞納繰越分についても、ほぼ一貫して増加傾向にあるが、現年分のほぼ 2 倍の金額となっている。

調定額に対する収納率については、現年分については、平成 13 年度以外は 70% 前後の収入率があるが、滞納繰越分については毎年 3% 程度であり、いったん滞納繰越となったものの収入が如何に困難であることを示している。

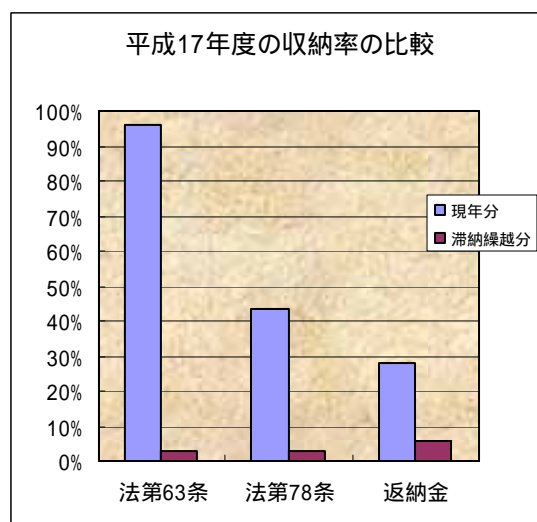
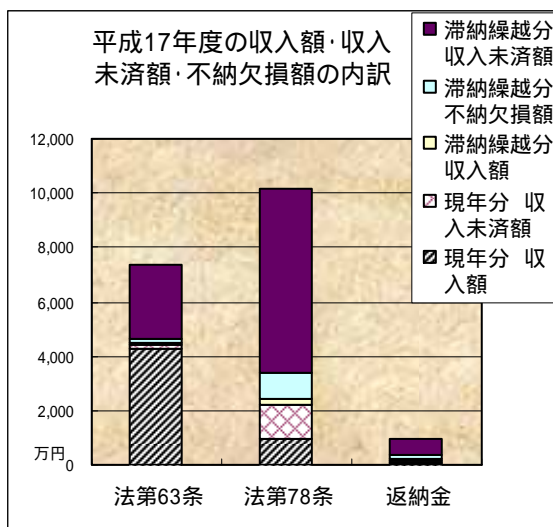


平成 17 年度の収入内訳

平成 17 年度における返還金・徴収金・返納金別の収入内訳は表 4 - 11 のとおりである。

表 4 - 11 63 条返還金・78 条徴収金・返納金別の収入状況(平成 17 年度) 円単位

		法第 63 条		法第 78 条		返納金		合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
現年分	調定額	202	44,293,089	233	21,950,107	32	1,723,945	467	67,967,141
	収入額	189	42,408,386	142	9,556,802	11	486,371	342	52,451,559
	不納欠損	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入未済	13	1,884,703	91	12,393,305	21	1,237,574	125	15,515,582
	収納率	93.6%	95.7%	60.9%	43.5%	34.4%	28.2%	73.2%	77.2%
滞納繰越分	調定額	148	29,534,680	514	79,969,494	179	8,092,021	841	117,596,195
	収入額	30	852,526	98	2,353,305	19	445,952	147	3,651,783
	不納欠損	14	1,421,215	77	9,419,882	36	1,433,088	127	12,274,185
	収入未済	104	27,260,939	339	68,196,307	124	6,212,981	567	101,670,227
	収納率	20.3%	2.9%	19.1%	2.9%	10.6%	5.5%	17.5%	3.1%
合計	調定額	350	73,827,769	643	101,919,601	234	9,815,966	1,227	185,563,336
	収入額	219	43,260,912	176	11,910,107	95	932,323	490	56,103,342
	不納欠損	14	1,421,215	80	9,419,882	19	1,433,088	113	12,274,185
	収入未済	117	29,145,642	387	80,589,612	120	7,450,555	624	117,185,809
	収納率	62.6%	58.6%	27.4%	11.7%	40.6%	9.5%	39.9%	30.2%



法第 63 条分については、現年分はほぼ 95%以上で収納され、滞納分の収納率は 3%程度と低く、いったん繰越されるとほとんど収納されていない。

法第 78 条分については、現年分でも 43%程度しか収入できておらず、滞納分は法第 63 条と同様に収納率 3%程度で、大部分未収納のままで、翌年度以降に時効による欠損処理待ちで繰越されている状況である。また、かなりの金額が不納欠損処理されている。

(3) 返還金・徴収金の債権管理の状況

1) 監査の方法

上記のとおり返還金等の債権は平成 18 年 3 月末現在で 624 件、92,186 千円ある。件数が多いため、このうち、倉敷社会福祉事務所の法第 78 条による徴収金の発生年度が古いものから 32 件を抽出して、債権管理簿を閲覧して次の要点を検討した。結果として一部省略し 18 件分を表 4 - 12 で示している。

- 債権管理簿は正しく記録がされて、整備・管理されているか。
- 納入状況はどうか。特に保護廃止となった者の納入状況はどうか。
- 納入通知書・督促状・催告状は所定どおり発送されているか。
- 時効適用による不納欠損処理は正しく行われているか。
- 分割返済の場合の返済条件に問題はないか。
- その他問題点はないか。

2) 監査の結果

A 監査結果

a 債権管理簿の記載内容が不十分である。

現行の債権管理簿は、1 枚目に、被保護者、債権金額、決定日付、履行条件、履行期間等の情報が記載され、さらに分納の場合は、2 枚目以降に分納額の金額、履行期限、納入書・督促状・催告状の発送記録、納入日などが記載される表となっている。しかし、納入が滞留している場合の、納入交渉の記録等が一切記載されていない。納入書等の発送管理ではこの管理簿で十分であるが、債権を管理する記録簿としては不十分である。交渉した結果の記録がなければ、次回の交渉計画を立てることは困難であり、担当者が交代した場合にはまったく債権回収の情報を引き継がれなくなってしまうおそれがある。これでは効果的な債権回収は無理と考える。担当ケースワーカーは、債務者は返済能力がないため、納入交渉の努力をしても無駄であると判断して、交渉自体をしてこなかったのではないかと思われる。

債権管理簿の様式を改訂して、債権納入促進を図る必要があると考える。

b 履行延期の場合の分割納入の条件について

履行延期申請により月次での分納となっているものについて、返済条件について、通常は月次で均等に 60 ヶ月返済としているものが大部分であった。しかし、一部に、月次の返済額は少額で、60 ヶ月返済の最終返済月が多額になっている場合があった。市の担当者に理由を聞くと、均等に 60 ヶ月で返済すると生活できない場合があるため、1～59 回までを返済可能な額に設定し、60 回目を残りとして再分納としているとのことであった。法第 63 条の場合は、資力があるため、このような場合はないと思われるが、法第 78 条の場合については、債務者はすでに消費している場合も多く支払能力

がない場合が考えられる。しかし、この徴収金は不正受給したために生じたものであり、本来は一括返済すべきものを履行延期により分割納入となったものである。不正受給していない被保護者との公平性を考えると、その返済条件にまで配慮をする必要があるのか疑問である。

c 一度も納付なく保護廃止となった者への徴収体制について

一括納付・分割納付を問わず一度の納付もなく保護廃止となっているものが5件あった。不正受給して徴収金を課されたにもかかわらず、その徴収金も全く納付せずに保護廃止となっている。一般市民の感情としては、不正受給者は厳しく罰せられるものと考えているが、実際には支払をしなくても徴収額は消滅時効によって不納欠損処理され、徴収を免除されていることは納得できないことである。よって、この者が死亡した場合はやむを得ないが、生存している場合は、生活が困窮していても可能な限り徴収すべきである。また、金額の大きなものについては、催告状だけでなく、個別に債権回収の方法を検討する必要があると考える。

d 催告手続きについて

閲覧した32件の債権管理簿では催告状発送日の欄は全て空白のままであった。納入書と督促状は発送日が記入されていたので、実際に催告状は発送されていないと思われる。市の定める収入事務の手続きによると、「督促状によりなお、納入しないものは、催告状を作成し発送する」と定めてあるため省略はできないと考える。実際問題として、催告状の発送で納入は期待できないため、手続きの省略できるように条例改正することが妥当と考える。

B 監査意見

a 口座振替・代理納付の制度について

現在、倉敷市では、返還金等は納入通知書による納付となっているため、現金を用意して金融機関へ行く必要があり、被保護者によっては手持現金が減るのを嫌がったり、体調が悪い場合は納付が困難な場合もあると思われる。そこで、返還金等の口座振替・代理納付制度の導入を検討する必要があると考える。口座振替・代理納付制度とは、被保護者から口座振替・代理納付委任状の提出を受けて月次で口座振込された扶助費から銀行が被保護者を代理して返還金等の納付を受けるものである。自動的に口座から納入となるため、保護廃止者や一括納付の場合では残高不足で未納付となることもあろうが、保護費が口座払い受給者で分割納付の場合はかなりの納付が期待できると考える。

表 4 - 12 債権管理台帳の閲覧結果(円単位)

ケース 番号	発生 年度	63 ・ 78	決定年月 日	一括	分納	債権金額	納入額	不納欠損	H18/3 残	廃止の有 無	履行期間		月額納 入	最終履行 日	備考	納入 通知 書	督促 状	催告 状
											開始	終了						
	H12	78	H13.2.9			250,000	20,000	0	230,000		H13.4.1	H14.4.30	毎月20000	H13/5	H13/5 20000 円のみ履行			×
	H13	78	H10.2.17			429,640	0	0	429,640							×	×	×
	H13	78	H12.4.1			515,500	310,000	0	205,500		H13.9.1	H17.12.31	10,000	H16.6.21			×	×
	H15	78	H16.3.1			79,300	0	0	79,300		H16.3.31							
	H16	78				201,345	0	0	201,345		H16.9.1	H18.4.30	10,000	なし				×
	H17	78	H17.11.14			57,240	0	0	57,240									
	H12	78				880,000	15,000	0	865,000		H13.8.1	H18.6.30	15,000	H13.12.3	1回のみ納入			×
	H6	78	H6.8.2			3,559,366	10,000	1,045,000	2,504,366		H6.9	H16.8	5,000	H6.10.25				×
	H6	78	H7.3.15			144,681	94,681	35,000	15,000	H7.9.30	H7.5	H9.9	5,000	H15.11.18				×
	H10	78	H10.9.17			355,930	30,000	0	325,930	H10.9.30	H10.10.30		10,000	H14.6.17				×
	H3	78	H3.11.15			4,970,003	1,202,673	3,436,130	331,200	H3.5.31	H3.12.	H13.11	41,400	H8.1.11				×
	H6	78	H6.3.25			3,511,930	0	2,772,180	789,750	H5.12.31	H6.5	H16.4	29,250		一度も納入な し 全額時効	H7/5 以降なし	×	×
	H6	78	H6.7.22			1,573,860	416,000	624,000	533,860	H13.11.30	H6.8	H16.7.31	13,000	H9.12.10				×
	H10	78	H12.4.21			126,750	10,000	50,000	66,750	H16.4.30	H12.5	H14.4	5,000	H12.5.16	初回 H12.5 の み 10000 納入 以降なし			×
	H8	78	H8.8.7			656,374	0	575,000	81,374	H14.12.31	H8.9	H13.8	5,000		一度も納入な し 全額時効			×
	H13	78	H13			2,496,572	0	0	2,496,572	H13.8.31					市内に所在 納入を促す必 要あり			×
	H15	78	H15.11.11			1,276,003	0	0	1,276,003	H15.6.30					市内に所在 納入を促す必 要あり			×
	H15	78	H15.12.25			3,107,161	0	0	3,107,161	H15.10.31					市内に所在 納入を促す必 要あり			×

14 件は記載省略全 32 件 倉敷

返済条件が問題あり H6.9 から 5000×67 回、H12.4 から 60,000×52 回 最終 H16.8 1,043,366
 不納欠損処理に問題あり
 一括納付であるが、毎月来庁して納付となっている 履行延期申請が必要
 H7/5 から H10/1 まで 32 回分 416000 円は保護費から差引きとなっている

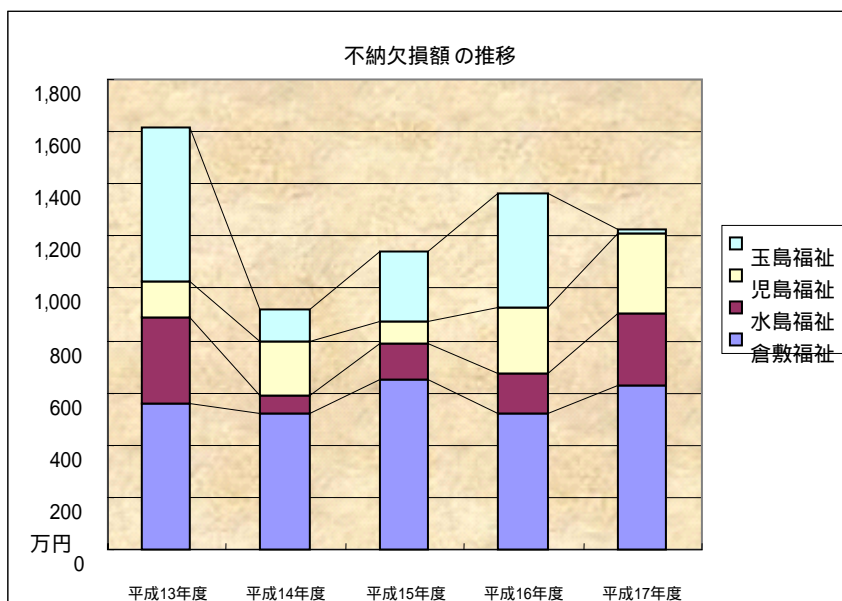
8 . 返還金・徴収金の不納欠損処理

(1) 不納欠損処理状況の推移

平成 1 7 年度までの過去 5 年間（平成 1 3 年度～平成 1 7 年度）における不納欠損処理の推移は表 4 - 13 のとおりである。不納欠損処理額の推移については、平成 13 年度に 1,600 万円と多額になっているのは玉島社会福祉事務所の不納欠損処理が 590 万円と多額だったためであり、他の年度はほぼ 1200 万円程度となっている。

表 4 - 13 不納欠損処理の状況(平成 13 年度～平成 17 年度) 単位 円

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
倉敷福祉	5,571,336	5,223,617	6,534,716	5,221,530	6,252,584
水島福祉	3,300,610	668,800	1,349,280	1,544,142	2,809,675
児島福祉	1,371,813	2,101,020	845,699	2,471,432	3,070,522
玉島福祉	5,921,333	1,185,352	2,648,180	4,394,773	141,404
合計	16,165,092	9,178,789	11,377,875	13,631,877	12,274,185



不納欠損処理の内訳・事由別

平成 17 年度での不納欠損処理の内容別の内訳は表 4 - 14 のとおりである。

表 4 - 14

(円単位)

不納欠損処理の内容別内訳(平成 17 年度)

		法第 63 条	法第 78 条	返納金	合計
倉敷福祉	件数	9	26	9	44
	金額	1,058,782	4,094,918	1,098,884	6,252,584
水島福祉	件数	1	2	1	4
	金額	10,000	2,751,964	47,711	2,809,675
児島福祉	件数	3	52	8	63
	金額	292,433	2,573,000	205,089	3,070,522
玉島福祉	件数	1	0	1	2
	金額	60,000	0	81,404	141,404
合計	件数	14	80	19	113
	金額	1,421,215	9,419,882	1,433,088	12,274,185
	割合	11.6%	76.7%	11.7%	100%

平成 17 年度での不納欠損処理の事由別の内訳は表 4 - 15 のとおりである。

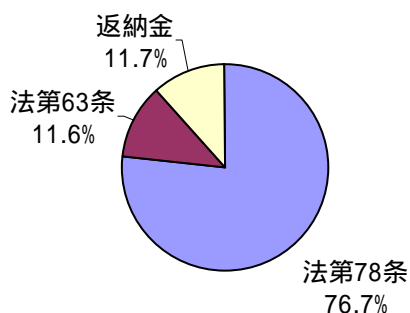
表 4 - 15

(円単位)

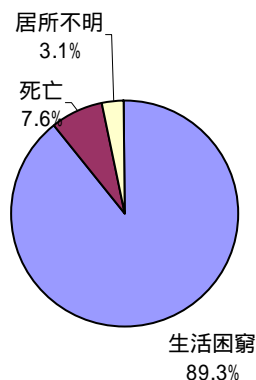
不納欠損処理の事由別内訳(平成 17 年度)

		生活困窮	死亡	居所不明	合計
倉敷福祉	件数	44	8	6	58
	金額	5,442,386	483,265	326,933	6,252,584
水島福祉	件数	1	2	1	4
	金額	2,571,964	190,000	47,711	2,809,675
児島福祉	件数	33	30	0	63
	金額	2,805,594	264,928	0	3,070,522
玉島福祉	件数	2	0	0	2
	金額	141,404	0	0	141,404
合計	件数	80	40	7	127
	金額	10,961,348	938,193	374,644	12,274,185
	割合	89.3%	7.6%	3.1%	100%

平成17年度不納欠損処理の内訳



平成17年度不納欠損処理の事由別内訳



平成17年度の不納欠損処理の内訳としては、やはり法第78条の徴収金が76.7%を占めている。事由別の内訳としては、生活困窮がほぼ9割である。これと前述の返還金等の収入内訳（表4-11）とからわかることは、支払能力のない保護者に対して法第78条の徴収金を適用しても、債権はほとんど収入されず、滞納繰越となり、結局は不納欠損処理で減少していきただけである。

(4) 不納欠損処理の手続きについて

1) 不納欠損処理の要件

不納欠損処理すべき場合については、倉敷市は生活保護について文書化しているものがなく、手続きを聴取した結果では、次のとおりである。

債務の免除をした場合（前述の7.(1)返還金・徴収金の手続き参照）

時効が成立した場合（下記(5)消滅時効について参照）

保護廃止となった場合

- ・被保護者生存の場合 変更なく収入手続きを行う
- ・被保護者が死亡の場合 相続人がいる場合は相続人に請求する。
相続人がいない場合は、不納欠損処理する。

(5) 消滅時効について

1) 地方自治法での消滅時効について

徴収金等の債権の時効については、地方自治法での消滅時効の定めがある。地方自治法第236条第1項では、次のように規定している。

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、五年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

同条第2項では、次のように規定している。

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用(注)を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

民法によると、消滅時効は単に期間が経過しても時効の援用をしなければ成立しない。(注)時効の援用とは、債務者が自ら時効を主張することである。しかし、この条文により時効の援用を要せずに成立することになる。

同条第2項では、次のように規定している。

法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第百五十三条（前項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、時効中断(注)の効力を有する。

(注)時効の中断とは、それまで経過した時効期間が振出しに戻ることであり、この規定により納入の通知及び督促は時効中断の効力を持つこととなる。

一括返済の場合の消滅時効

以上から、返還金等が一括返済の場合で、納入がないときは、納入の通知及び督促があったときから五年後に消滅時効となる。

分割返済の場合の消滅時効

履行期限の延長により分割返済となっている場合については、返済期日は複

数あるため、期限の利益(注)によりそれぞれの返済期日後の納入の通知及び督促から5年後に消滅時効となる。つまり、時効が分割して生じることとなる。しかし、途中で一部の入金があった場合には、時効が債権全体で中断することとなるため、そこから五年後に時効となる。

さらに、期限の利益を喪失している場合には、債権全体について消滅時効が進行していることとなる。倉敷市の履行延期承認通知書には、その他の条件として、次の特約が追加されている。倉敷市は、次に掲げる場合には、この債権の全部又は一部について延長された履行期限を繰り上げることができる。

ア 省略

イ 債務者が分割された弁済金額について履行を怠ったとき。

これから判断すると、返済期日に納入がない場合には、期限の利益は喪失していると判断できる。以上から、分納の場合の消滅時効についてまとめると、時効は債権全体について、納入のない返済期限に係る納入の通知及び督促後から進行し、途中入金があれば債権全体で中断し、その後五年で債権全部が消滅時効となる。

(注)期限の利益とは、期限の到来までは債務の履行を請求されないなど、期限が到来していないことによって当事者が受ける利益のこと。

(6) 不納欠損処理の手続きの検討

1) 監査の方法

平成17年度の不納欠損処理手続きについて、113件(倉敷)12,274,185円について、起案書、不納欠損調書を閲覧し、処理が適切であるか検証した。

2) 監査の結果

A 監査結果

処理は適切に行われ、問題はなかった。但し、以下の検討課題がある。

B 監査意見

前述 7. 返還金・徴収金の収入及び債権管理の状況の監査結果で述べたように、分割返済の場合の消滅時効は債権全体で時効が進行すると考えられるため、年度単位で時効の計算をしている場合より、かなりの多額の金額の消滅時効が成立していると推測される。

第 5 . 提言

1 . 総合提言

わが国の生活保護制度についてこれまで述べてきたところであるが、生活保護に関する問題点は、法に規定されている自立支援の機能が有効に働いていないことに最大の原因があると思われる。国民最後のセーフティーネットと言われながら一部で保護を受けるのに困難があるのも現実である。法本来の精神は、必要があれば速やかに保護を受けることができ、できるだけ速やかに自立することにあると思われるが、ぬるま湯に入ってしまうとなかなかあがれないのと同様、自立に向けてのモチベーションがないことが最大の要因で長期間保護を受けることを続ける現実があるのが問題である、と思われる。いわば緊急避難の用具である救命艇で長期の航海を続けているような状態が続いているのである。そのため財政状態の悪化とともにいわゆる「水際作戦」などの事態が生じているのであり、保護の最前線で働く担当者に余計な負担を課しているのである。

従って、これからは自立支援に軸足が置かれることになる。最低生活保障の側面より自立支援を重視することで被保護者の数を減らすことにより財政負担の軽減を図ろうというものである。生活保護の運営適正化が全国的な流れとなっているが、倉敷市も自立支援プログラムの実施が予定されている。そのためにはこれまで以上に就労支援や健康指導が重視されてくる。自立支援員を増員することも必要であるが、被保護者と日々接するケースワーカーにも、これまで以上の専門性が求められるのである。また、保護の期限を3年から5年にするとか、毎年保護基準を見直す等の方策も考えられる。しかし、保護基準については国民年金の受給額等其他の社会保障制度の受給額との均衡を図る必要がある。また、自立支援の観点から高齢者等自立が望めない被保護者については、生活保護制度以外の長期支援の制度の創設を考えるのが本来の姿でないかと思慮される。

厚生労働省の社会福祉行政業務報告によれば、平成 17 年度の平均生活保護世帯数が、104 万世帯と初めて 100 万世帯を超えた。受給者数も 147 万人と、いずれも増加しており、その傾向は今も変わらない。その財源は税金であり、国が 4 分の 3 を、地方が 4 分の 1 を負担する。給付に係る国費は平成 18 年度予算ベースで 2 兆 2 0 0 億円と巨額である。倉敷市においても被保護者世帯、受給者数ともに増加しており、生活保護の費用は、平成 17 年度に 86 億円強を要しており、民生費の約 2 割を占めている。倉敷市の生活保護統計によれば、今後も、扶養意識の低下、高齢化、母子世帯の増加、失業世帯の増加等により保護率の上昇が予測されており、倉敷市の財政負担は決して軽くない。しかし、い

いわゆる「水際作戦」により人権侵害になりかねないような、本当に必要な人が生活保護を受けることが出来ない事態は許されるものではない。「入りやすく出やすい」制度に向けて生活保護制度の適正な行政運営が求められている。

2. 個別項目にかかる提言

(1) 監査人の提言

本文中で指摘した監査意見を、以下にまとめて再度記載する。詳細は本文を参照していただきたい。

1) 面接相談時における対応

会計検査院が平成 18 年 10 月にまとめた生活保護調査では、平成 16 年度に受け付けた相談件数に対する申請件数の割合は全国平均で 30.6%となっており、新聞記事によると 70%近くが相談だけで門前払いされたとある。保護申請書は相談者全員に渡されることはなく、相談者の意思を確認して面接官が保護を必要と認めた者だけに渡されているようであり、そうであるなら面接相談時における対応に恣意性が介入することは否定できず、実際、北九州市や秋田市では不幸な事件も起きている。申請書の交付を希望する全ての相談者に申請書を渡すのが当然であり、相談者間の公平性も保たれるとは考えるが、保護開始時の調査は相当な労力と時間を要するため、現状の対応を追認することもやむを得ない場合があり得ると推察される。しかしながら、最前線の現場職員の御苦労は理解するものの、生活保護法では、自治体は申請を必ず受理し保護に該当するか否か審査しなければならず、申請自体を拒むことは違法であるから、制度の適正な運用が求められる。

2) 訪問調査

被保護者の自立助長のためには、訪問調査は行政事務の中で最も重要であるにもかかわらず、我々の調査では抽出件数 362 件中 72%ものケースにおいて年間訪問計画に基づく訪問が達成されていない(不在の場合訪問回数ゼロとする)。しかも、訪問格付 A・B・C は稼働能力を有しながら十分能力が発揮できていないケースが多く、D・E に比べ就労指導が必要であるにもかかわらず訪問回数が達成されていないケースが多いのは問題である。

また、ケースワーカーの配置基準は保護世帯数によって決められているため、本来、社会福祉事務所別では顕著な差は生じないはずであるが、児島福祉事務所のみが 90%程度達成されている。ケースワーカーの業務量は、担当している

保護世帯数によってのみ決まるわけではなく、訪問時の調査内容が膨大なため新規の開始件数の多寡によっても大きく影響を受ける。新規の開始件数は、既述のとおり、倉敷・水島が圧倒的に多いため、その影響が訪問回数に顕著に現れていると考えられる。厳しい財政事情の中、ケースワーカーの数を増やすことは短期的には生活保護費の底上げになる恐れもあるが、生活保護の目的が保護世帯の自立の助長である以上、適正な訪問計画が少なくとも 90% 以上は達成されるような人員配置を行うべきである。

3) 課税調査

社会福祉事務所別では倉敷・水島福祉事務所に問題があるが、実態把握のための訪問回数が不十分のケースが多い。

世帯主の年齢は 40 代・50 代の稼働年齢層が多いにもかかわらず、実際の訪問調査回数が少ない場合がある。

把握された収入未申告につき、法第 63 条・78 条の適用時期が遅い。平成 16 年度の所得に対して平成 18 年度に適用しているケースが多い
マッチング作業ワークシートの保管について

倉敷社会福祉事務所以外のマッチングワークシート（以下作業表）は、個々のケース記録に綴じてあるが、このことはマッチング作業が担当者本人任せで担当者以外の検証を欠く状況を連想させる。即ち、この作業表が生活保護費の不正受給を発見する有力な手段であり重要な検証資料であるなら、ケース記録に綴じこむ以外にこれを別冊とし、他の者による再検証が容易となるよう、倉敷社会福祉事務所のように書類を別途保管すべきである。

マッチング作業の効率化について

マッチング作業を監査人が検証してみて、これが監査人にとって非常になじむ作業であることを実感した。多くは計数のみを追跡すれば問題点が発見できるからである。現状、この作業は各ケースワーカーに任されているのであるが、ケースワーカーの手の空いた時期に実施しているためその実施時期がバラバラであり、計数に不得意な担当者による発見漏れもあるであろう。そこで、一次作業の段階では定性的な情報は必要ないのであるから、計数に強い担当者に一定の時期に一斉にマッチング作業をさせ、担当者はその結果把握された問題点のフォローをするといった作業分担を検討すべきである。日常作業に忙殺され重要な課税調査が十分に出来ないケースワーカーの作業軽減と業務の効率性を高めるため、作業分担による一斉課税調査の仕組みを導入すべきである。

4) 求職活動状況

以下の点を、求職活動指導に生かしていただきたい。

稼働能力を活用していないケースは、ほとんどが傷病等の理由である

我々の調査では、傷病・高齢等の理由で現時点において働くことは無理と判断したケースが全体の約70%を占めており、生活保護世帯の自立の難しさを示している。また、稼働能力は有しているが就職意欲がないと判断したケースは47件もあった。ケース記録や求職活動状況報告書を見ていると、当初は一生懸命に求職活動を行っていたが、学歴・職歴等の問題により就職を断られ、次第に意欲が低下するケースが多々ある。生活保護受給者の内面の問題であり、また個人差もあるため一概には言えないが、被保護者は、保護を受け続ける以上自身を鼓舞し職種を問わず就職活動を続ける必要がある。

病状調査により軽作業可と判定されたケースが多い

本人が病気を訴えた場合、医師による病状調査が行われるが、その調査結果の多くは軽作業可となっている。軽作業可と判断されても工事現場等の肉体労働は無理である。その一方、本人の自筆も何度か見る機会があったが、簡単な漢字ですら満足にかけない人もいる。IT化の進んだ現代社会において、このような人を事務系の仕事で採用する会社は、まずないと思われる。職業訓練による自立支援は当然必要ではあるが、それ以前の能力の人もいることが判った。地道な就労訓練が必要である。

市の外部委託先に優先的に斡旋する

市の職員として正規に採用するには難関の公務員試験が待ち受けるが、外部に委託している市の遊休地の草刈りや市役所の清掃等につき生活保護受給者を委託先に優先的に斡旋するのは可能ではないだろうか。また、非常勤職員として臨時に雇用するのも問題ないと思われる。監査人の監査では、稼働能力を有しながら十分活用されていないケースが約30%あることが分かった。民間企業では体調や能力の面で雇用されない人でも、市の遊休地の草刈り等であれば可能と思われる。傷病以外の理由で保護を受けている人も自宅で毎日を過ごしていることが多いようであるが、保護受給者が額に汗して働く喜びをもう一度取り戻し、将来の自立につなげていく方法を倉敷市全体で検討していただきたい。

モチベーションの問題

本来、あってはならない事ではあるが、就職して収入を得たとしても全く働かなかった場合と比べて手取り収入はあまり増えないため、保護受給者の求職意欲を阻害している現状がある。この原因は、保護費の算定上、勤労に伴う必要経費が少ないためであるが(例:月收入5万円で15,220円)

当該金額は厚生労働省によって決められた金額であり、一市町村が対応できない問題ではある。しかしながら、自立を助長する制度である以上、少なくとも半分程度の必要経費が認められるよう、引き続き厚生労働省に働きかけていく必要がある。

5) 扶養義務の履行状況

以下の点を扶養義務の履行に生かしていただきたい。

親子兄弟・配偶者が扶養義務を履行しない理由

過去において親子兄弟・配偶者に多大な迷惑をかけ、援助を受けられない保護受給者が多数見受けられた。親子兄弟・配偶者からすれば、そのような人が生活に困窮したとしても自業自得であり、民法上の扶養義務者であっても扶養義務を履行する気にはならないだろう。しかし、全体の97%の人が過去において親子兄弟等に迷惑をかけたとは考えられず、むしろ子供に心配をかけさせないため調査開始時の扶養照会をやめて欲しいと願ったケースも散見した。このようなケースは心情としては理解できるが、生活保護費が市民の血税で賄われている以上論外であり、我々が監査した限りにおいて扶養照会は滞りなく行われていた。しかし、厚生労働省の基準である絶対的扶養義務者や生活保持義務関係は、明確ではあるが個別の事情が考慮されていない。したがって行政が一方的にこの基準をあてはめようとしても扶養義務者に反発され、しかも強制力がないため、結果として扶養義務の履行はなされない。全体の3%しか扶養義務の履行がなされていない現状を受け止めていただき、既に行われていることと思われるが、個別の事情を考慮した上でよりメリハリのある方法で扶養義務の履行を求めるべきである。

親子兄弟・配偶者の扶養能力の問題

親子兄弟・配偶者が扶養義務を履行しない事情には、これらの親族の世帯収入が最低生活費を下回る人が多く、扶養能力判定表で1を下回るため扶養能力の履行を求められないという側面もある。我々の抽出した362件のケースにおいても数字は定かではないが、相当程度のケースにおいて民法上の扶養義務者全員が扶養能力なしと判定されていた(平成17年度の倉敷社会福祉事務所の調査では扶養調査先670件のうち457件が扶養不能、未回答が206件、扶養義務の履行が7件である)。もちろん、年収800万円以上の収入を稼いでいる子世帯も中には散見されたが、全体から見れば僅かである。一族すべて生活保護受給者という世帯も珍しくはなく、一度保護を受けるとなかなか抜け出せないのが現状のようである。

6) 資産の保有状況

リバースモーゲージの検討

土地・建物の固定資産税評価額の合計が1千万円を超えるケースが不動産保有ケース74件中7件あった。自宅として保有しているケースは、厚生労働省の基準(最上位級地の標準3人世帯の生活扶助基準額に同住宅扶助特別基準額を加えた値におおよそ10年を乗じる)に基づき容認・否認が判断されており、当該基準額は2千万円を超えるため、ほとんどのケースで保有が容認されている。しかし、世帯主が死亡した後に扶養義務を果たさなかった親族らが相続するケースもあるため、不公平感が強い。平成19年度はリバースモーゲージ(土地や建物を担保に生活資金を貸し付ける制度)を生活保護世帯に適用することが検討されており、早期の実現が期待される。

車両の処分指導

我々の調査によると、車(原付除く)について、処分未了が4件あった。うち1件は適切な理由があり保有を容認しているが、他の3件は現在、廃車等を指導中であることから、早急に処分することが必要である。

7) 医療扶助

平均医療費比較の結果として

国民一人当たり平均医療費251,500円と被保護者一人当たり医療費874,578円を比較すると、3.5倍もの開きがあり明らかに被保護者の医療費が高額である。生活保護世帯3,156世帯のうち1,236世帯(39%)が傷病世帯であり、この世帯については医療費が多額にかかっていることは確かであるが、囑託医の意見にもあるとおり被保護者の治療が長期化する傾向は否めない。また、第3.10の「個別監査の結果」でも記載しているとおり、過去から世帯員全員が入退院を繰り返している例もある。被保護者は、医療費の自己負担が不要である。医療扶助費が生活保護費の51%を占める現実を受け止め、安易な受診がないか、真剣に治療に専念しているのか等々を、今後も厳格に判定していただきたい。

医療扶助費管理の問題点について

医療扶助費は扶助費の中で非常に大きな割合を占めている為、我々は生活保護者の個別医療費を分析しようと試みたが、レセプト以外資料がない為これを断念した。現状、社会福祉事務所は生活保護者ごとの個別医療費を把握できていない。厚生労働省の指導がないとはいえ医療扶助費の重要性に鑑みれば、生活保護者個々の医療費を金額により把握し、医療扶助費の無駄がないか常時監視する仕組みが必要である。

8) 財務管理

保護費の返納金等着服事件

平成 18 年 12 月 29 日の新聞報道によると、福祉部の 30 歳男性主事が 2 件の生活保護費を着服し懲戒免職となった。生活保護世帯から預かった 5 件の返納金 254,469 円を市に納付せず自宅に保管していた。また、市役所に郵送されてきた扶養者の仕送り金 23 万円を生活保護者本人に渡さず自宅に持ち帰った、というもの。ケースワーカー本人が心身症を理由に療養休暇に入り、他の職員がケース記録を見直したところ発覚した。福祉部の調査の結果、問題があったのは上記 2 件のみであったとの事である。しかしながら、保護費以外でケースワーカーが生活保護者の現金を例外的に扱う場合は、日常起こり得ることである。そこで、以下の対策を検討すべきである。

- ・ やむを得ず現金を預かる場合の、現金取扱いマニュアル作成

大阪市では、受給者にかわって保護費を持ち出す場合には、係長以上のチェックを義務付けたり、相馬市では現金を預かる場合には複数職員体制としたり、唐津市では保護費の返還は翌月の保護費からの天引きにするといった対策を採っているようである。複数職員体制は必須であり、また、現金の取り扱いが限定されるような方法を検討すべきであり、そのことをマニュアル化する必要がある。

- ・ ケースワーカーのローテーション方法の再検討

- ・ 63,78 条の返還金残高確認を定期的実施すること

なお、現時点では現金の受取等につきマニュアル作成済みである。

9) 指導指示書

倉敷社会福祉事務所では、平成 17 年度に 61 件出された文書指示の結果 3 件生活保護廃止となっている。指示書を閲覧すると、口頭指示を何度も無視された挙句の文書指示となっている印象であるが、文書指示の効果を見ると、もっと早期に実施すべきであったと思われる。また、指導指示書はケース記録に綴じ込まれるのは当然として、指示書のみをファイルしている福祉事務所は少ない。担当者以外が文書指示事項の結果を早期に把握し状況に適時に対応できるよう、指導指示書ファイルを設けるべきである。

10) 保護費の返還と徴収

保護廃止後の法第 63 条適用について

現行の扱いでは、保護開始後に資産処分をせず、法第 63 条が未適用のまま期間が経過して結局保護廃止となった場合において、保護廃止後に資産

が処分されても法第 63 条は適用しない扱いとなっている。この扱いでは、保有が認められない資産を所有する者としては、まず資産を処分せず法第 63 条の決定を受けて、保護を開始し、保護費を当分の間受給して、資産を処分する必要があるときは、その前に保護辞退により保護廃止をすれば、資産処分後に法第 63 条を適用されず、返還金の義務が生じないこととなる。これでは、資産処分のインセンティブが生じないばかりでなく、指導に従い資産処分した者が、指導に従わないものより不利益を受ける結果となる。従って、保護廃止後に資産処分があった場合にも法第 63 条の適用をすべきである。

年金知識習得のための研修会等の実施について

ケースワーカーとして被保護者からの年金についての指導・指示を行なうためには、年金制度の十分な理解が不可欠である。しかし、年金制度は種類も複数あり、また様々な例外事項があるため、制度内容を理解するためには困難が伴う。年金の知識を効率的に習得するためには、内部で年金についての研修会を実施し、あるいは外部の研修会を積極的に活用することで、知識の向上を図る必要がある。

無年金被保護者の年金資格総点検

年金の遡及受給で法第 63 条が毎年数件適用されていることから判断すると、年金受給年齢で無年金とされた被保護者のなかに年金受給資格があるものが相当いると推測される。本当に年金受給資格がないかをできるだけ早期に把握するため、一度総点検する必要があると考える。被保護者にとって、年金の受給資格があると分かれば生活保護からの自立へとつながる可能性がある。さらに市としては、年金受給権の消滅時効での切捨てを未然に防ぐことができる。

保護申請時の受給資格の確認チェックシートの作成

保護の申請時において、年金の受給資格の有無を判断するためには十分な年金知識が必要であるが、ケースワーカーの個々の知識は一様でないため、個々の判断に任せた場合には判断誤りの可能性がある。従って、様々なケースに対応できる年金の確認チェックシートを作成しておき、これを用いて統一的な手順を行うことで、効率的に漏れのない確認作業が可能となると考える。調査を適時・適切に行なっていれば、年金受給権を早期に発見し確認できたケースはかなりあると考える。また、受給権の時効での切捨ても防げていたと考える。

退職している事実の確認

現行の生活保護の制度は、会社を退職していないにも関わらず退職したとの虚偽申請が行われることを想定していない。申請時での審査手続き上

では、退職を確認することは求められてはいないため、このような悪意を持った申請に対してはチェックできないのが現状である。そこで、本人が退職したとの申請があった場合には、退職を証明できる書類(失業保険の退職証明書、源泉徴収票他)での確認が必要と考える。

年金と年金基金の受給資格の同時調査

本人からの職歴を聴取した結果により、年金基金の受給資格の可能性が考えられる場合は、年金基金の受給資格の調査が必要と考える。年金の場合と同様に年金基金についても積極的に指導を行い受給権の確認や申請指導を行う必要がある。また、本人が傷病の場合など代理で行うことも必要である。これは年金の調査時に一緒に行えば効率的である。

無申告・過少申告は必ず発見されることの説明書配布

被保護者は、パートやアルバイトをして収入があった場合に、その勤務先から自分の給与の支払報告が市へ提出され、自身の収入申告と照合されることをあまり知らない。そのため、自己で収入申告をしなければ、福祉事務所には見つからないと考えていることが多い。従って、就労収入があった場合適切な申告をしない場合にはすぐに判明することを被保護者に理解させることが必要である。そのためには口頭指導に加えて、これらの説明書を作成して配布することが有効である。

借入歴のある者に対する文書指導の一斉交付

保護開始後であっても年金や恩給を担保にすれば借入は可能であるが、その場合の借入額は収入認定され法第 78 条の適用となる。一度借入をしてしまうと再度の借入の可能性が高いといえ、保護費が借入金の返済に消費されることとなる。従って、借入歴のある被保護者に対しては文書を一斉交付し厳しく指導することが本人のためにもなり、また必要なことと考える。

文書指示・廃止・刑事告発のガイドラインの作成

現在、指導指示から保護の停廃止に至るまでの対応については、厚生労働省の「実施要領第 7 の 1」や「保護課長からの通知」があるが、倉敷市としては独自に規定したものは無い。そこで、これに追加して倉敷市独自のより厳格な基準として、口頭指導から文書指示、廃止に至るガイドラインを作成して、統一的な取扱いを策定する必要があると考える。具体的には、口頭指導に従わない場合の文書指示とする基準(期間・金額・内容)、文書指示に従わない場合に廃止とする基準(履行期限)、悪質な場合の刑事告発の基準を策定するものである。これにより不正受給に対してより厳格な対処が可能になる。

法第 77 条の適用

市では、過去 5 年間以前においても、法第 77 条の適用実績はないとのことである。しかし、適用すべき事例がなかったのかどうかは疑問のあるところで、十分な収入・資産を有しており扶養能力がある扶養義務者が存在していることも事実である。法第 77 条の適用事例をつくることで、扶養義務者の保護意識の転換の契機となる可能性もある。

返納金等の口座振替・代理納付

現在、市では返還金等は納入通知書による納付となっているため、現金を用意して金融機関へ行く必要があり、被保護者によっては手持現金が減るのを嫌がったり、体調が悪い場合は納付が困難な場合もあると思われる。そこで、返還金等の口座振替・代理納付制度の導入を検討すべきと考える。口座振替・代理納付制度とは、被保護者から口座振替・代理納付委任状の提出を受けて月次で口座振込された扶助費から銀行が被保護者を代理して返還金等の納付を受けるものである。自動的に口座から納入となるため、保護廃止者や一括納付の場合では残高不足で未納付となることもあろうが、保護費が口座払い受給者で分割納付の場合はかなりの納付が期待できると考える。

返還金・徴収金の不納欠損処理

分割返済の場合の消滅時効は債権全体で時効が進行すると考えられるため、年度単位で時効の計算をしている場合より、かなりの多額の金額の消滅時効が成立していると推測される。

1 1) 法外援護 (生活保護世帯援護金)

生活保護世帯援護金は、越年資金として支給されている期末一時扶助(13,540 円/人(1 級地 - 2))の追加の位置づけであり、市のいわば温情として支給されていると考えられる。しかしながら、市の財政は他の市町村と同様にこの制度が始まった昭和 47 年当時と比べると著しく悪化していること、中核市における同様の事業の調査結果によれば、近隣においても平成 17 年度に岡山市が支給廃止しているほか、岡山県及び総社市も平成 18 年度から支給を廃止している。他の中核市のほとんどが事業を実施していないか、あるいは廃止を予定している状況において倉敷市が当該事業を継続する理由は乏しい。一方の生活保護世帯にとっては、平成 18 年度から老齢加算の廃止や母子加算の削減など厳しい状況下であり、年間数千円と僅かではあっても当該更生援護金が廃止されることについて理解を得るのは難しいと思われる。しかしながら、保護率は年々増加傾向であり、民生費のうち生活保護費の金額は 86 億円と巨額である。これらは全て市民の血税であることを考慮すれば、温情で追加の越年資金を支給している現状に市民の理解を得ることはさらに難しいのではないだろうか。いずれにし

ても当該事業の存廃については委員会等で十分議論を尽くしていただきたい。

12) その他の提言

国民年金に20歳から60歳まで加入した人よりも、年金を全くかけていない被保護者の月額収入が相当程度多い。現在の制度では年金を支払った努力が一切、考慮されていない。我々の監査では高齢者世帯のうち、年金受給資格者は4割程度であるが、少なくとも年金受給資格者の方に対しては、より多くの生活保護費を支給すべきである。

65歳以上は一律、稼働能力が問われないのには疑問がある。65歳以上になってもシルバー人材センターに登録する等により稼働能力を活用すべきである。

ほとんどのケースワーカーは労働過多と思われる。そこで、ケースワーカーの設置基準は保護世帯の数だけでなく、新規申請の数も考慮に入れるべきである。

貧困の再生産を防ぐため、教育扶助費を高校まで適用するほか、大学進学希望者については奨学金を受けることを条件に世帯分離すべきである。

(2) ケースワーカーからの提言

我々が4箇所の福祉事務所を訪問しサンプリングによりケース記録を閲覧した結果、個別ケースについていくつかの疑問点が出てきた。それは前述してきたとおりであるが、生活保護制度そのものにも問題点があると感じた。そこで、全てのケースワーカーを対象として、個別ケース及び制度自体に疑問に思うことを質問した。回答は全般的なものや常日頃感じている感想といったものが多かったが、その中にはこの質問自体ケースワーカーの仕事に対する侮辱と受け止める、とのコメントもあった。しかし、我々はそのようなつもりは全くない。この監査を機会に、ケースワーカーの方々が日常疑問に感じるところを、全市的に議論する契機となればと考え実施したものである。生活保護制度の問題点を感じつつも、現場で相対するのは生身の人間であり生活に困窮している方々であって、日々発生するさまざまな課題を解決しつつ感情的な部分は抑えながら、セーフティーネットとしての保護制度の実現に取り組みたいとのコメントは、多くのケースワーカーの方がそのように考えられていることと思われる。最前線で働くケースワーカーの方々から有意義な意見が多くでて、厚生労働省を始めとする生活保護行政に大いに参考になると考え、以下に列挙した。

多人数世帯の最低生活費の基準が高すぎるほか、医療費無料等の様々な恩典があり、可処分所得では一般勤労世帯より恵まれているケースもある。

国民健康保険に加入させ、窓口で自己負担の医療費を支払うようにすべきである。

生活保護法における廃止・停止等のペナルティーが有効に機能しておらず、特に厚生労働省は毅然とした方針を検討すべきである。

家計簿をつけることを義務付ける。

期末一時扶助（1人当たり13,540円）が世帯人数のみを基準に支給されているため減額又は廃止の方向で検討すべきである。

ケースワーカーの担当を現行の80ケースから60ケース程度に変更すべきである。

福祉における専門的知識（社会福祉士の資格等）を持っていないのに人事異動でいきなりケースワーカーになるのは、実際に業務を行う上で困難が多い。

就労開始した世帯主の子等が転出するケースが多いが、子の就労収入を収入認定し世帯単位での自立を検討すべきである。

多方面の福祉の知識を有する相談専門員を福祉事務所窓口を設置すべきである。

施設入所者・長期入院者で施設等が金銭管理している場合、手持ち金が累積すれば加算の停止、ケースの停廃止等を行っているが、扶養義務者が管理している場合には手持ち金の累積状況が把握できず、結果的に扶養義務者の生活費に利用されているケースが目立つ。施設等が一律に金銭管理を行えるようにすべきである。

ケースワーカーが行政事務の代行をしているケースが多く、ケースワーカーに対する依存心を助長させ、かえって自立を阻害している。

年金制度を抜本的に改革し、高齢者を生活保護制度から外してしまえば稼働能力のある世帯に対してケースワークが充実できる。

最近では扶養義務者の資産調査について、いくつかの自治体では地方税法22条を盾に回答を拒否される。資産の把握がしにくいため、資産調査に対する協力を法律上、明文化すべきである。

(3) その他

参考のため、生活保護制度をめぐる最近の動きを以下にまとめた。

生活保護を5年に限定する(全国知事会と全国市長会の「新たなセーフティネット検討会」)

就労可能な受給者については職業訓練などの自立支援を充実させる代わりに給付を5年間で打ち切る「有期保護制度」を国に提案、高齢者は現行制度から分け、金銭給付に限定する。

リバースモーゲージを生活保護世帯に適用(厚生労働省)

持ち家に住む65歳以上の高齢者には、土地や建物を担保に生活資金を貸し付ける制度で、1ヶ月の貸付額は生活保護費のうち生活扶助基準額の1.5倍以内。融資限度枠に達した時点で生活保護に切り替え、死亡後に売却して返済する(土地や建物の評価額が500万円以上の場合に適用する方向で検討中)。

現在は全国平均で約2,300万円以下の資産価値なら売却しなくても保護が受けられるが、死亡後に扶養義務を果たさなかった親族らが相続するケースもあり問題となっていた。

母子家庭への母子加算を段階的に廃止(厚生労働省)

15歳以下の子供1人につき月額23,260~20,010円を加算支給しているが、2007年度から3年間かけて段階的に廃止し、その代わりに母子家庭に就労支援制度を設ける

第3章 テーマ . 保健福祉局福祉部における貸付金

監査人が生活保護の監査を実施するにあたり、緊急援護資金貸付金の説明を受けた。当該貸付金は法的に貸付金である以上、補助金や委託金と異なり、当然回収を前提としている。しかしながら、貸付の対象者がいわゆる経済的弱者に限定されていることから、その回収状況がどのようになっているか監査人として強い関心を持つところとなり、保健福祉局福祉部所管の貸付金全般についての説明を依頼することとなった。

以下、保健福祉局福祉部における貸付金の実行及びそれらの回収並びに管理状況について検討を行った。

第1 . 貸付金の概要

1 . 保健福祉局福祉部における貸付金の種類と概要

種類	担当課	事業目的	根拠法令
緊急援護資金貸付金	生活福祉課	経済的な生活の安定を助成するため低所得世帯に6万円以内・無利子で融資する制度	倉敷市緊急援護資金貸付基金条例
母子寡婦福祉資金貸付金	子ども家庭課	母子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲を助長し、児童の福祉の増進に寄与するため、無利子ないし低い利率で融資する制度	母子及び寡婦福祉法
高齢者住宅整備資金貸付金	高齢福祉課	在宅福祉の充実を図るため、お年寄りや障害のあるかたが自宅において快適な生活が送れるようにするための住宅の増改築	倉敷市高齢者等住宅整備資金貸付条例
障害者住宅整備資金貸付金	障害福祉課	または改造資金の一部を低い利率で融資する制度	

第2．緊急援護資金貸付金

1．貸付対象者

市内に居住する者で、急迫した事情による緊急出費を要する低所得世帯又は失業等により当該年において収入が著しく減少した世帯で次に該当する場合。「低所得世帯」とは、市民税の均等割のみの課税世帯又は市民税非課税世帯をいう。

- (1) 入院治療を要する程度の疾病にかかり、又は出産、死亡した者がいるとき。
- (2) 不慮の災害にあったとき。
- (3) その他緊急やむを得ない理由が生じたとき。

2．貸付けの限度・利子

資金貸付けの限度額は、1世帯に対し、1回60,000円以内とする。
貸し付けた資金には、利子は付さない。

3．貸付けの制限

資金の貸付けを受けている者については、その返還が完了しない間は、重ねて貸付けは行なわない

4．返還方法および貸付期間

資金の返還は、貸付けを受けた月の翌月から均等返還とし、貸付期間は12箇月以内

5．申請の手続

連帯保証人と連署のうえ、所定の貸付申請書を市長に提出が必要。連帯保証人は、本市内に居住する者で前年度市県民税を完納したものの

6．事業実績

(1) 貸付・返還・未回収と貸付基金の状況

緊急援護資金貸付の制度は、倉敷市が独自で緊急援護資金貸付のため条例により基金を設置して積立て、その基金をもちいて必要な世帯へ貸付ける制度となっている。平成8年度から平成17年度までの、緊急援護資金貸付について基金と貸付・返還の推移は表2-1のとおりである。平成8年度から平成11年度にかけて貸付が急増し、平成12年度から平成14年度に減少している。増加の理由は、平成9年度と平成11年度に貸付条件緩和を図ったためである。

- ・平成9年度 貸付額を40,000円 60,000円、市内に6ヶ月以上居住を削除
- ・平成11年度 生活保護申請者は貸付額が20,000円以下は保証人不要

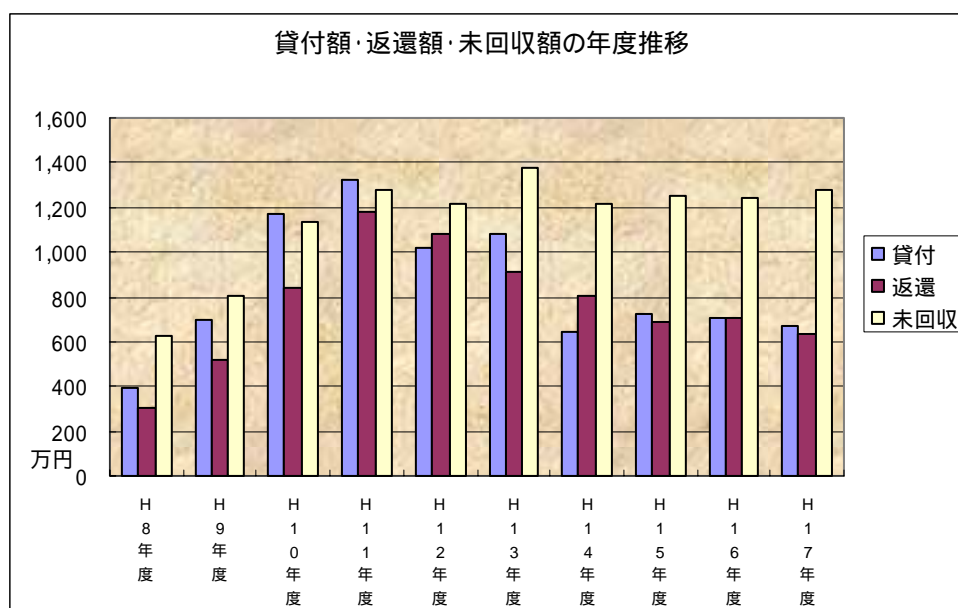
減少した理由は、貸付額の急増と未回収額の増加により基金保有高が減少したため貸付対象の条件を次のとおり厳格化したためである。

・平成12年度 低所得者で生命にかかわるものに限定

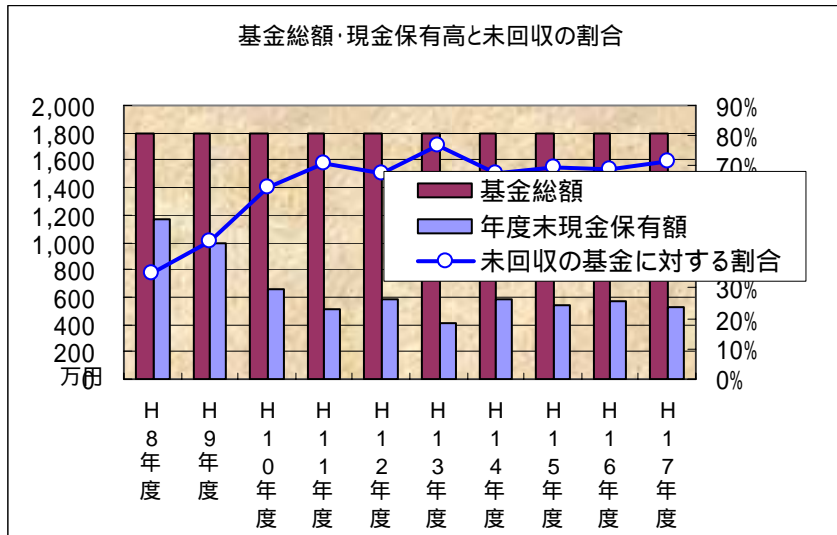
表 2-1 緊急援護資金貸付基金と貸付・返還の年度別状況(修正後)

(単位 円)

	基金総額	貸付		返還		未回収		未回収の 基金総額	年度末現金 保有額
		件	金額	件	金額	件	金額		
H7 年度						179	5,318,000		
H8 年度	17,911,584	101	3,975,000	67	3,047,000	213	6,246,000	34.9%	11,665,584
H9 年度	17,922,711	141	6,965,000	108	5,142,500	246	8,068,500	45.0%	9,854,211
H10 年度	17,931,209	310	11,693,000	225	8,397,000	331	11,364,500	63.4%	6,566,709
H11 年度	17,935,090	339	13,203,000	307	11,805,000	363	12,762,500	71.2%	5,172,590
H12 年度	17,939,175	273	10,215,000	303	10,858,500	333	12,119,000	67.6%	5,820,175
H13 年度	17,940,694	283	10,790,000	247	9,123,000	369	13,786,000	76.8%	4,154,694
H14 年度	17,940,765	195	6,420,000	233	8,032,500	331	12,173,500	67.9%	5,767,265
H15 年度	17,940,814	227	7,225,000	202	6,919,000	356	12,479,500	69.6%	5,461,314
H16 年度	17,940,865	226	7,025,000	241	7,088,000	341	12,416,500	69.2%	5,650,365
H17 年度	17,940,866	243	6,705,000	229	6,309,000	355	12,812,500	71.4%	5,254,366



平成8年度から平成11年度にかけて未回収額が急増しており、基金総額に対する貸付金の未回収の割合は、平成13年度では、76%に達している。平成15年度以降は、貸付と返還がほぼ均衡しており、この状況が続く限りにおいては未回収の割合が急増する懸念はないといえる。



(2) 未回収債権の年度別状況について

緊急援護資金の平成18年3月末回収額の貸付年度別内訳を表2-2に示す。昭和53年貸付のものを含め、かなり古い年度の貸付が残っていることがわかる。

(3) 不納欠損の状況について

今まで不納欠損処理は、一度も行われていない。処理が行われていない理由を担当者から聴取した結果、理由は不明だがこの制度において不納欠損の処理は、出来ない旨の引継ぎを受けているとのことであった。すなわち、私法上の債権であり消滅時効は10年であるが当事者が時効を援用しない以上時効消滅しない、との扱いである。

7. 監査の方法及び結果

(1) 新規貸付について

平成17年度における新規の貸付額は243件、6,705,000円である。これらのうち平成17年8月貸付分15件及び平成18年3月貸付分16件について貸付手続の準拠性を監査するため、以下の貸付関係申請書類の提出を求め照合した。

- ・起案書、貸付(要・否)決定通知書、貸付申請書、借受証書、相談者面接記録表、貸付台帳

また、網羅性を確認するため、貸付基金申請受付記録(平成17年度)との照合を行った。

(2) 滞留未回収貸付金の検討

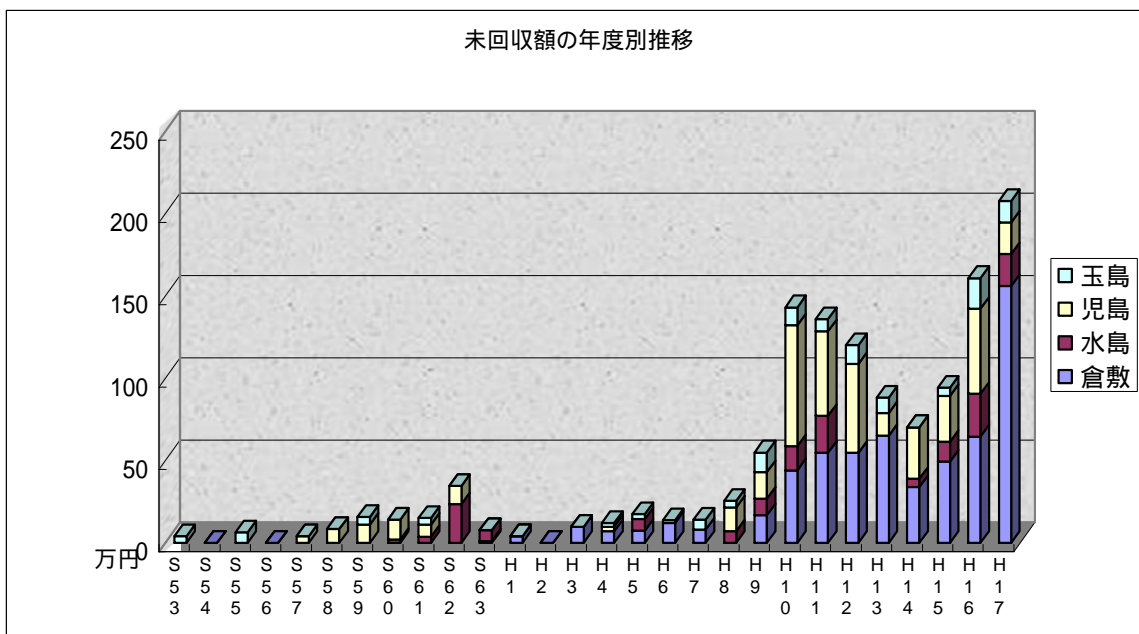
平成18年3月貸付金残高は355件、12,686,500円である。この内、10年超滞留している平成7年以前貸付分55件、2,832,500円の全件(内訳 倉敷16件、水島12件、児島18件、玉島9件)について、個別に貸付金台帳等の資料を通査して貸付状況、催告状況、本人・保証人の状況を検討して、回収可能性を判断した。

表2-2 緊急援護資金 平成18年3月末回収額の貸付年度内訳 (円単位)

		S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62
倉敷	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水島	件数	0	0	0	0	0	0	0	1	1	6
	金額	0	0	0	0	0	0	0	20,000	36,000	235,000
児島	件数	0	0	0	0	1	4	4	3	2	3
	金額	0	0	0	0	40,000	83,000	112,000	120,000	75,000	110,000
玉島	件数	1	0	2	0	0	0	1	0	1	0
	金額	39,000	0	62,500	0	0	0	45,000	0	40,000	0
合計	件数	1	0	2	0	1	4	5	4	4	9
合計	金額	39,000	0	62,500	0	40,000	83,000	157,000	140,000	151,000	345,000

		S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9
倉敷	件数	1	1	0	4	2	3	4	3	0	5
	金額	12,000	40,000	0	97,000	70,000	74,000	122,000	80,000	0	169,000
水島	件数	2	0	0	0	0	2	0	0	2	2
	金額	65,000	0	0	0	0	70,000	0	0	70,000	100,000
児島	件数	0	0	0	0	1	0	0	0	4	3
	金額	0	0	0	0	28,000	0	0	0	144,000	160,000
玉島	件数	0	0	0	0	1	1	1	1	1	2
	金額	0	0	0	0	24,000	31,000	15,000	60,000	40,000	120,000
合計	件数	3	1	0	4	4	6	5	4	7	12
合計	金額	77,000	40,000	0	97,000	122,000	175,000	137,000	140,000	254,000	549,000

		H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	計
倉敷	件数	12	15	14	18	12	16	15	53	178
	金額	441,000	547,000	547,000	651,000	339,000	494,000	646,000	1,561,000	5,890,000
水島	件数	3	4	0	0	1	3	8	4	39
	金額	147,000	225,000	0	0	50,000	120,000	260,000	195,000	1,593,000
児島	件数	18	12	12	3	8	7	12	7	104
	金額	733,000	512,000	539,000	137,000	314,000	278,000	518,000	190,000	4,093,000
玉島	件数	2	3	3	3	0	2	4	4	33
	金額	110,000	75,000	115,000	95,000	0	50,000	185,000	130,000	1,236,500
合計	件数	35	34	29	24	21	28	39	68	354
合計	金額	1,431,000	1,359,000	1,201,000	883,000	703,000	942,000	1,609,000	2,076,000	12,812,500



(3) 監査結果

1) 新規貸付について

貸付は所定の手続きに準拠して行われており、特に問題はなかった。

2) 未回収貸付金について

未回収貸付金残高の資料間の不整合

平成18年3月末現在での貸付金残高が表2 - 1の年度別状況表では当初12,686,500円（修正前）であり、表2 - 2の貸付年度別内訳では、12,812,500円であり、差異が126,000円生じていた。この原因は、平成16年度の貸付額が7,025,000円のところが6,899,000円と記載されていたためである。毎年度末に貸付金残高と貸付台帳との照合を実施していれば一致するはずであり、管理不十分と考える。

滞留貸付金の回収可能性について

貸付金を個別に検討した結果は表2 - 3のとおりである。回収可能性があると思われるものは、35件中5件、149,000円であった。金額では5.2%である。

回収困難のなっているケースとしては次のものがあつた。

- ・ 本人が死亡している場合
- ・ 本人が市外へ特に県外の遠方へ転出している場合
- ・ 保証人となっているが当人の了承を得ずに、保証人となっている場合

(4) 監査意見

1) 年度末での貸付金残高の照合手続きの実施

年度末での未回収貸付金残高と貸付金台帳との照合を実施すべきである。

2) 不納欠損処理の実施

上記のとおり、平成7年度以前の貸付金については、回収可能性があると考えられるものはほとんどない。それにもかかわらず、催告手続きは何回も行われており、3年に1度は一斉徴収を実施して全件催告している。1件あたりの金額が40,000円程度であっても、催告手続きの事務負担は同じであり、件数も多いため、市にとっては、何度も催告するのは事務負担が大きい。事務作業の効率性の観点から、このような滞留している貸付金については、時効による消滅時効による不納欠損処理を行い、業務の簡素化を図る必要があると考える。

表2 - 3 緊急援護資金貸付H7年度以前分の検討

福祉事務所: 倉敷													
貸付年度	H18/3 残高 円	貸付 金合 帳	貸付 時期	当初貸付 円	償還方法	当初償還予定	最終償還	催告 回数	最終 催告	本人の状況	連帯保証人の状況	その他	回収の 可能性
S63	12,000	○	S63.8	40,000	毎月10日持参払い	S63.10-S64.9	H1.12	11	H16.6	福岡県へ転出	大阪へ転出		困難
H1	40,000	○	H1.9	40,000	毎月3000円持参払い	H1.10-2.9	なし	10	H16.6	市内	市内	3度保証人に催告	困難
H3	40,000	○	H3.8	40,000	初回7000円以降3000	H3.7-4.6	なし	5	H1.9	松山市へ転出	死亡	催告は過送	困難
H3	20,000	○	H3.7	40,000	2回20000円持参払い	H3.12-4.2	H4.2			H4.10死亡	市内	今後督促しない	困難
H3	21,000	○	H3.9	30,000	毎月3000円持参払い	H3.10-4.7	H3.12	2	H5.11	H5.12死亡	死亡	3000円償還H、15.8追放に催促	困難
H3	16,000	○	H3.7	40,000	毎月4000円	H3.8-4.5	H4.4	1	H9.12	市内(市富住宅)	市内		困難
H4	40,000	○	H4.7	40,000	2回20000円	H4.8-9	なし	8	H16.6	愛媛県へ転出	市内		困難
H4	30,000	○	H5.3	40,000	毎月10000円持参払い	H5.5-5.8	H16.5	5	H16.3	H9.11死亡	市内	生保申請却下保証人が分割返済を約束	可能
H5	15,000	○	H5.6	40,000	初回3000円以降4000円	H5.7-6.6	H16.8	8	H16.6	総社市へ転出	総社市へ転出	支払の意思あり	可能
H5	31,000	○	H6.2	40,000	毎月3000円持参払い	H6.3-7.2	H6.5	6	H16.6	市内	市内	催告の効果なし	困難
H5	28,000	○	H6.2	40,000	一括償還	H6.3	H6.6	16	H16.6	香川県へ転出	市内	生保申請却下	困難
H6	30,000	○	H6.4	40,000	毎月4000円	H6.5-7.2	H8.12	12	H16.6	市内	死亡		困難
H6	40,000	○	H6.7	40,000	2回償還	H6.8-9	なし	2	H16.6	H10.2死亡	市内	保証人になった覚えなし	困難
H7	30,000	○	H7.6	40,000	初回5000円以降3000円	H7.7-9	H10.7	15	H16.6	市内	市内		困難
H7	10,000	○	H8.3	40,000	一括償還	H8.4	H12.6	15	H12.8	市内	市内		困難
H7	40,000	○	H8.2	40,000	毎月5000円	H8.3-10	なし	6	H16.6	高松市へ転出	市内		困難
計	443,000												
福祉事務所: 水島													
貸付年度	H18/3 残高 円	貸付 金合 帳	貸付 時期	当初貸付 円	償還方法	当初償還予定	最終償還	催告 回数	最終 催告	本人の状況	連帯保証人の状況	その他	回収の 可能性
S60	20,000	○	S60.9	40,000	2回20,000円	S60.10-11	H15.3	既納なし	既納なし	H5.1死亡	真庭郡へ転出	保証人への催告なし?	困難
S61	36,000	○	S62.3	40,000	毎月4,000円	S62.4-S63.1	S62.4	既納なし	既納なし	死亡	市内	保証人への催告なし?	困難
S62	45,000	○	S62.5	60,000	毎月5,000円	S62.6-S63.5	H1.2	既納なし	既納なし	市内	市内	保証人への催告なし?	困難
S62	40,000	○	S62.9	40,000	毎月5,000円	S62.10-S63.9	なし	既納なし	既納なし	市内	市内	保証人への催告なし?	困難
S62	40,000	○	S62.9	40,000	毎月5,000円	S62.10-S63.9	なし	既納なし	既納なし	市内	市内	保証人への催告なし?	困難
S62	40,000	○	S62.10	40,000	毎月5,000円	S62.11-S63.6	なし	既納なし	既納なし	H9.5大阪市へ転出	市内	保証人への催告なし?	困難
S62	40,000	○	S63.1	60,000	毎月10,000円	S63.2-63.7	S63.3	既納なし	既納なし	H6.10岡山市へ転出	市内	保証人への催告なし?	可能
S62	30,000	○	S63.1	40,000	毎月10,000円	S63.2-63.5	S62.2	既納なし	既納なし	市内	市内	保証人への催告なし?	困難
S63	25,000	○	S63.8	60,000	毎月5,000円	S63.7-64.6	S12.9	2	H12.10	市内	市内	保証人への催告なし?	可能
S63	40,000	○	S63.8	40,000	毎月5,000円	S63.9-64.4	なし	既納なし	既納なし	横浜市へ転出	市内	保証人への催告なし?	困難
H5	40,000	○	H6.1	40,000	毎月5,000円	H6.2-6.9	なし	1	H11.7	高知県へ転出	市内	保証人への催告なし?	困難
H5	30,000	○	H6.1	30,000	毎月10,000円	H6.2-6.4	なし	3	H13.1	市内	市内	保証人への催告なし?	困難
計	909,000												
福祉事務所: 児島													
貸付年度	H18/3 残高 円	貸付 金合 帳	貸付 時期	当初貸付 円	償還方法	当初償還予定	最終償還	催告 回数	最終 催告	本人の状況	保証人の状況	その他	回収の 可能性
S57	40,000	○	S58.2	40,000	毎月4,000円	S58.3-58.12	なし	7	H16.2	児島在住	不明	保証人への催告なし?	困難
S58	15,000	○	S58.8	30,000	毎月3,000円	S58.9-59.6	S60.7	7	H16.2	児島在住			困難
S58	10,000	○	S58.11	40,000	毎月4,000円	S58.12-59.9	H3.12	7	H16.2	児島在住	内緒で三文判押印	保証人に請求できない	困難
S58	30,000	○	S58.11	40,000	毎月4,000円	S58.12-59.9	S59.8	2	S61.5	S62.2死亡	S61.5死亡		困難
S58	28,000	○	S58.12	40,000	毎月4,000円	S59.1-59.10	S59.6	7	H16.2				困難
S59	20,000	○	S59.5	40,000	毎月4,000円	S59.6-60.3	S61.3	8	H16.2				困難
S59	40,000	○	S59.10	40,000	毎月20,000円	S59.11-59.12	なし	2	H12.5	H4.10死亡			困難
S59	28,000	○	S59.12	40,000	毎月4,000円	S60.1-60.10	S60.3	3	H12.10	S60.9死亡	本人死後2回請求		困難
S59	24,000	○	S60.1	40,000	毎月4,000円	S60.2-60.11	S60.5	8	H16.2				困難
S60	40,000	○	S60.5	40,000	毎月4,000円	S60.7-61.4	なし	9	H16.2		H15.10死亡		困難
S60	40,000	○	S60.11	40,000	毎月4,000円	S60.12-61.9	なし	8	H16.2		H8.11岡山市へ転出		困難
S60	40,000	○	S60.11	40,000	毎月4,000円	S61.1-61.10	なし	9	H16.2				困難
S61	35,000	○	S61.6	40,000	毎月4,000円	S61.7-62.4	H2.4	2	H12.10	H2.11死亡	本人死後2回請求		困難
S61	40,000	○	S62.2	40,000	毎月4,000円	S62.3-62.12	なし			岡山市へ転出	H4.9死亡	生保不能、生保担当者と相談、督促禁	困難
S62	40,000	○	S62.10	40,000	毎月4,000円	S62.11-63.8	なし	3	H13.5	熊本市転出		督促すべて返戻	困難
S62	30,000	○	S62.11	40,000	毎月5,000円	S63.2-63.5	H1.12	3	H12.10	H11.10死亡	本人死後2回請求		困難
S62	40,000	○	S62.12	40,000	毎月4,000円	S63.1-63.10	なし	3	H12.10	H6.5死亡	本人死後1回請求		困難
H4	28,000	○	H4.9	40,000	毎月4,000円	H4.10-5.7	H4.12	3	H12.10	H4.10死亡	本人死後3回請求		困難
計	513,000												
福祉事務所: 玉島													
貸付年度	H18/3 残高 円	貸付 金合 帳	貸付 時期	当初貸付 円	償還方法	当初償還予定	最終償還	催告 回数	最終 催告	本人の状況	保証人の状況	その他	回収の 可能性
S61	40,000	○	S61.9	40,000			なし	既納なし	既納なし				困難
S59	45,000	○	S59.6	60,000		S59.7-60.6	S60.8	既納なし	既納なし	東京都へ転出			困難
S55	20,000	○	S56.2	20,000	毎月4,000円	S56.5-56.9	なし	既納なし	既納なし	S68.10死亡			困難
S55	42,500	○	S55.9	60,000	毎月10,000円	S55.12-56.5	S60.3	既納なし	既納なし				困難
S53	39,000	○	S54.3	40,000	毎月5,000円	S54.5-54.12	H1	2				H18.7に20,000円返済あり	可能
H7	60,000	○	H7.7	60,000			なし	既納なし	既納なし	大阪市へ転出			困難
H6	15,000	○	H7.3	40,000	毎月5,000円	H7.4-7.11	H7.8	既納なし	既納なし				困難
H5	31,000	○	H5.10	40,000	毎月5,000円	H5.11-6.6	H6.6	既納なし	既納なし	新見市へ転出			困難
H4	24,000	○	H4.4	40,000	毎月5,000円	H4.5-4.12	H5.6	既納なし	既納なし				困難
計	967,500												
合計	2,832,500												

第3．母子寡婦福祉資金貸付金

1．貸付対象者及び貸付要件

当該資金の貸付けにより、経済的自立の助成と生活意欲の助長が図られ償還が確実に認められる以下の者である。

(1) 母子福祉資金

- ・母子家庭の母（配偶者のない女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者） 特例児童扶養資金を除く各資金
- ・母子家庭の母及び父母のいない児童で児童扶養手当の一部支給停止を受けた者（一定所得未満） 特例児童扶養資金
- ・父のいない児童（20歳未満） 修学・修業・就職支度資金

(2) 寡婦福祉資金

- ・寡婦（配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母であった者）
 - 各資金
- ・40歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者
 - 各資金

いずれも扶養する子等がない場合は、前年の所得が2,036,000円を超えないものに限る。

2．貸付金の種類

- (1) 事業開始資金・事業継続資金
- (2) 修学資金
- (3) 技能習得資金・修業資金
- (4) 就職支度資金
- (5) 医療介護資金
- (6) 生活資金
- (7) 住宅資金
- (8) 転宅資金
- (9) 就学支度資金
- (10) 結婚資金
- (11) 特例児童扶養資金

以上であるが、利用されるのは修学資金及び就学支度資金がほとんどである。

3．保証人の資格

以下の要件が必要である。

- ・借主と同居または同一家計に属しないものであること
- ・償還期間満了時の年齢が70歳未満であること
- ・市県民税を納付していること
- ・岡山県内に住所を有すること
- ・借主が滞納した場合、借主にかわって償還できるものであること

4．事業実績及び貸付償還表

資金の貸付状況は以下のとおりであり、わずかであるが増加傾向にある。

年度	事業費(千円)	増減(%)	件数
17	31,000	7.9	91
16	28,726	17.5	86
15	24,439	-11.7	82
14	27,663	-	89

平成17年度の貸付実績は以下のとおりである。

区分	(千円単位)	修学資金	就学支度資金	その他資金	合計
母子福祉資金	金額(件数)	16,760(50)	11,145(31)	2,347(7)	30,252(88)
寡婦福祉資金	金額(件数)	480(2)	0	267(1)	747(3)
合計	金額(件数)	17,240(52)	11,145(31)	2,615(8)	31,000(91)

母子の修学又は就学支度資金が全体の9割を占めており、主として児童の教育目的に利用されているのが実態である。

5. 未納金の状況

未納金の状況は以下のとおりである。

催告集計表(円単位)

償還年度	償還金未納額	違約金未納額	合計
平成14年度以前	8,583,623	3,320,509	11,904,132
平成15年度	1,942,854	39,600	1,982,454
平成16年度	2,622,522	20,700	2,643,222
平成17年度	3,882,537	1,300	3,883,837
合計	17,031,536	3,382,109	20,413,645

平成17年度償還金収納状況 (円単位)

区分	調定額	収入済額	未収金	償還率(%)
過年度分	20,416,092	3,165,845	17,250,247	15.5
現年度分	26,832,932	21,931,757	4,901,175	81.7
合計	47,249,024	25,097,602	22,151,422	53.1

岡山県が管理していた平成14年度以前の未納額が催告金額の約58%を占めている。このうち時効の援用により時効消滅する可能性のある平成7年度以前の金額が5,352千円含まれている。

現年度分の償還率は81%と高いものの100%ではない。過年度にいたっては、15%の償還率に過ぎない。

6. 監査の方法及び結果

(1) 新規貸付

平成17年度貸付決定分について、全件貸付決定の起案書と照合した。貸付手続の準拠性を監査するため、ランダムに抽出した5件の貸付につき、以下の貸付関係申請書類の提出を求め照合した。

- ・申請書、戸籍謄本、合格通知書（就学支度資金）・在学証明書（修学資金）、借用書、保証人契約書、貸付決定通知書

また、事業実績について、平成17年度倉敷市母子寡婦福祉資金貸付特別会計歳入歳出決算書と照合した。

(2) 延滞者の状況調査

未完納分抽出リストの中から、大口6件（未償還金額50万円以上）を抽出し未収金回収の状況と今後の回収見込みにつき調査した。

(3) 監査結果

1) 新規貸付

指摘事項はない。

2) 延滞者の状況

調査した6件の延滞者の状況は以下のとおりである。

延滞者の状況(円単位)

番号	債務者	未償還金額	債務者の状況	回収見込
18	A	1,790,496	入金中	あり
225	B	550,296	保証人より回収中	あり
236	C	1,545,500	支払拒否	なし
3293	D	1,214,400	入金中	あり
3363	E	961,700	本人自己破産	なし
15	F	1,553,916	本人自己破産、保証人時効援用	なし
	合計	7,616,308		

延滞金額の多い順に6件を抽出して個別に債務者の状況を調査した結果、6件中3件(50%)で回収見込みが極めて困難であることが判明した。回収に特段の注意を払うべき大口先で半数が回収困難であるということは、他の少額の債務者については、大口より酷い回収状況と推察せざるを得ない。個々の債務者の状況把握は母子自立支援員に大幅に依存しており、市として全体的な状況把握が出来ていないため、回収について適格な指示を出せない結果、償還率が悪化したものと考えられる。未納金の状況で示したとおり、償還率は現年度分が81%で過年度分は15%に過ぎない。償還率の向上が必要であるが、債権管理が不十分な現状では、償還率の大幅な改善は期待できそうにない。

(4) 監査意見

1) 債権管理について

現状延滞債権の管理が不十分である。延滞者については月次に母子支援員から報告を受け、また必要があれば自ら家庭訪問し、個々の債務者の状況を月次整理月報等により常時把握しておく必要がある。それにより状況に応じた有効な債権回収が可能となる。

担当者の不足等から債権管理に十分な時間が割けない場合には、債権回収に長けた外部者に委託することも検討の余地がある。

2) 不納欠損処理の実施について

今まで、明らかな回収不能債権を含めて不納欠損処理はなされたことがない。回収可能債権と回収不能債権を識別し、回収不能債権は不納欠損処理をして整理し、管理を回収可能債権に集中することによって、事務コストを軽減すべきである。

第4．高齢者等住宅整備資金貸付金

高齢者等住宅整備資金貸付金は、第1．貸付金の概要の表における高齢者住宅整備資金貸付金と障害者住宅整備資金貸付金を総称した名称である。両者は貸付対象者に高齢者・障害者の区別はあるものの、制度の目的・貸付要件・貸付内容等が全く同じであるため、以下においては合わせて検討を行うこととする。

なお、障害者住宅整備資金貸付金は平成6年度の制度の施行以来、貸付実績はゼロである。

1．貸付対象者

市内に居住する者で、

- (1) 満65歳以上の高齢者
- (2) 身体障害者手帳1～4級所持者
- (3) 療育手帳A所持者
- (4) 上記(1)～(3)の者を扶養し同居している親族

2．貸付要件

- (1) 整備しようとする住宅に居住し、当該住宅を所有(親族所有も可)していること。
- (2) 高齢者・障害者のために住宅整備を真に必要とし、自力で住宅の整備を行うことが困難な者であること。
- (3) 貸付金の償還能力があること。
- (4) 市税を完納していること。
- (5) 2人以上の連帯保証人があること。ただし、抵当権を設定する場合は、連帯保証人を1人とすることができる。
- (6) 金融機関(中国銀行)の要件を満たすこと。

3．貸付対象事業

居室・台所・浴室・洗面所・便所・廊下・階段及び玄関の増改築又は改造

4．貸付内容

- (1) 貸付限度額 1世帯あたり200万円以内
- (2) 利率 年2.8%
- (3) 貸付の時期 貸付け決定・工事着手確認後、市内の中国銀行各支店で貸付け及び方法
- (4) 償還期間 融資を受けた月の翌月から8年以内の元金均等月賦及び方法 償還

5．連帯保証人の資格

次に掲げるすべてに該当すること

- (1) 市内に居住していること
- (2) 一定の職業を有し、保証能力を有する者であること
- (3) 市税を完納していること
- (4) その他必要な要件を備えた者であること

6. 事業実績及び貸付償還表

年度	件数	貸付額 (円)	償還額	残高
6	2	3,258,000	不明	
7	0	0		
8	1	2,000,000		
9	2	3,200,000		
10	0	0		
11	1	2,000,000		
12	0	0		4,136,100
13	0	0	1,329,200	2,806,900
14	0	0	1,150,100	1,656,800
15	0	0	811,600	845,200
16	0	0	669,200	176,000
17	0	0	176,000	0

上表のとおり、事業実績の件数は極めて少なく、平成12年度以降は全く利用されていない。

7. 不納欠損の状況

貸付金の台帳は作成されておらず、また平成12年度以前の貸付未償還額は5年経過済みのため廃棄されており検証不可であるが、担当者に聴取したところ回収不能となり不納欠損を行った実績はゼロとのことである。

8. 監査の方法及び結果

(1) 監査結果

平成9年度以前の起案書は廃棄済みのため、唯一残されていた平成11年度の1件の貸付金について貸付決定に関する手続きを監査した。監査の対象となった資料は以下のとおりであるが、すべて適正に入手ないし作成されており問題となる事項はなかった。

支出負担行為決議書

起案書

倉敷市高齢者等住宅整備資金貸付申込書

当該住宅の固定資産税証明書(評価・課税)

申込者及び連帯保証人の市税完納証明書(納税証明書)

申込者及び連帯保証人の所得証明書

工事請負契約書の写

工事見積書及び設計図書

申込者の世帯全員の住民票

連帯保証人の住民票

(2) 監査意見

当該貸付金については、既実施分の貸付金はすべて償還済みであり、また平成12年度以降は全く利用されていないことから事業の廃止を検討するのが相当であると考えます。

当該貸付金に対する市民の需要がない原因としては、同様の事業目的の補助金の制度が98万円の枠まで存在していること（倉敷市高齢者等住宅改造補助金等）のほか、2人以上の連帯保証人を必要とすること、昨今の低金利の状況下で2.8%の金利（8年以内）は割高感があること等が挙げられる。

市の事務事業評価でも当該事業は廃止の方向が打ち出されており、事務の簡素化のため早期に廃止を検討すべきである。

第4章 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき事項はない。

以上

資料編

第1．訪問調査監査結果表

社会福祉事務所	世帯類型	世帯人数	主年齢	開始年月日	訪問格付け	年間訪問回数	年間訪問回数の妥当性
倉敷	その他	1	60	S53.3.31	B	2	NG
倉敷	その他	1	51	S57.7.14	B	0	NG
倉敷	その他	2	58	S58.5.4	B	5	NG
倉敷	その他	2	72	S60.2.1	B	2	NG
倉敷	その他	4	58	S63.4.1	B	8	OK
倉敷	その他	2	61	H4.8.11	B	2	NG
倉敷	その他	1	55	H4.8.20	B	2	NG
倉敷	その他	1	61	H4.12.14	B	4	NG
倉敷	その他	3	49	H6.4.27	B	6	OK
倉敷	その他	2	49	H7.4.12	B	3	NG
倉敷	母子	4	44	H9.5.6	B	3	NG
倉敷	その他	4	42	H10.2.17	B	2	NG
倉敷	その他	4	60	H10.2.24	B	3	NG
倉敷	その他	2	54	H10.3.31	B	7	OK
倉敷	その他	2	83	H10.5.11	B	6	OK
倉敷	その他	1	59	H10.5.20	A	2	NG
倉敷	その他	6	55	H10.12.28	B	1	NG
倉敷	その他	3	59	H12.1.1	B	3	NG
倉敷	その他	1	67	H12.1.11	B	2	NG
倉敷	その他	1	67	H12.1.11	B	2	NG
倉敷	その他	1	59	H12.1.28	B	4	NG
倉敷	その他	1	60	H12.4.17	B	5	NG
倉敷	その他	4	47	H12.5.1	B	2	NG
倉敷	その他	5	40	H12.12.11	B	3	NG
倉敷	その他	2	71	H13.1.5	B	3	NG
倉敷	その他	1	55	H13.3.28	B	3	NG

倉敷	その他	4	49	H13.6.18	B	1	NG
倉敷	その他	2	69	H3.7.4	B	5	NG
倉敷	その他	6	42	H13.7.31	A	3	NG
倉敷	その他	2	63	H3.7.31	B	0	NG
倉敷	その他	1	62	H13.10.1	B	2	NG
倉敷	母子	4	39	H13.11.5	B	1	NG
倉敷	その他	3	56	H14.1.11	B	3	NG
倉敷	その他	3	54	H14.4.5	B	1	NG
倉敷	その他	1	63	H14.4.10	B	6	OK
倉敷	その他	1	64	H14.5.27	B	0	NG
倉敷	その他	2	68	H14.5.21	B	1	NG
倉敷	その他	2	70	H14.7.25	B	2	NG
倉敷	その他	1	60	H14.9.1	B	3	NG
倉敷	その他	1	59	H14.10.21	B	6	OK
倉敷	傷病	3	64	H14.11.22	B	2	NG
倉敷	その他	1	63	H14.12.2	B	1	NG
倉敷	その他	2	63	H14.12.16	B	4	NG
倉敷	その他	1	56	H14.12.18	B	2	NG
倉敷	その他	1	59	H15.1.22	B	3	NG
倉敷	その他	1	52	H15.2.3	B	6	OK
倉敷	その他	5	34	H15.3.11	B	4	NG
倉敷	その他	2	63	H15.3.12	A	5	NG
倉敷	その他	1	62	H15.4.9	B	1	NG
倉敷	その他	2	55	H15.5.6	B	3	NG
倉敷	その他	6	59	H15.7.8	B	1	NG
倉敷	その他	1	61	H15.8.13	B	3	NG
倉敷	その他	1	36	H15.10.7	B	2	NG
倉敷	その他	1	52	H15.10.28	B	7	OK
倉敷	その他	1	62	H15.11.10	B	4	NG

倉敷	母子	4	41	H15.12.19	B	5	NG
倉敷	母子	2	40	H16.3.30	B	3	NG
倉敷	その他	2	59	H16.5.1	B	3	NG
倉敷	その他	1	59	H15.7.8	B	3	NG
倉敷	その他	2	71	H16.5.12	B	2	NG
倉敷	その他	2	61	H16.5.31	B	1	NG
倉敷	その他	1	60	H16.6.28	B	3	NG
倉敷	その他	3	57	H16.7.29	B	4	NG
倉敷	その他	1	57	H17.1.14	B	5	NG
倉敷	その他	2	61	H16.12.22	B	3	NG
倉敷	その他	1	61	H17.1.28	B	6	OK
倉敷	その他	1	37	H17.2.22	B	3	NG
倉敷	その他	2	55	H17.3.15	B	4	NG
倉敷	その他	6	37	H17.4.21	B	N/A	N/A
倉敷	その他	1	64	H17.4.21	B	N/A	N/A
倉敷	その他	2	77	H17.6.16	B	N/A	N/A
倉敷	その他	1	60	H17.6.28	B	N/A	N/A
倉敷	その他	1	55	H18.1.10	B	N/A	N/A
倉敷	その他	1	51	H17.9.27	B	N/A	N/A
倉敷	その他	1	57	H17.10.4	B	N/A	N/A
倉敷	その他	1	60	H17.10.7	B	N/A	N/A
倉敷	その他	2	60	H17.10.11	B	N/A	N/A
倉敷	その他	1	58	H17.11.24	B	N/A	N/A
倉敷	その他	1	59	H18.1.10	B	N/A	N/A
倉敷	その他	1	59	H18.2.1	B	N/A	N/A
倉敷	その他	5	32	H18.2.17	B	N/A	N/A
倉敷	その他	5	27	H18.3.20	B	N/A	N/A
倉敷	その他	2	50	H18.3.6	B	N/A	N/A
水島	傷病	1	62	S47.4.17	E	0	NG

水島	高齢者	1	90	S.43.5.22	E	1	OK
水島	傷病	3	65	S50.10.7	B	3	NG
水島	傷病	1	54	S53.8.1	B	5	NG
水島	その他	2	71	S56.1.26	C	2	NG
水島	傷病	1	56	S56.8.24	E	1	OK
水島	傷病	1	58	S56.9.4	B	3	NG
水島	障害	1	57	S57.1.27	B	1	NG
水島	その他	2	75	S59.5.1	B	14	OK
水島	傷病	1	62	S63.9.6	B	4	NG
水島	傷病	2	61	S63.12.16	B	1	NG
水島	その他	2	56	H1.7.14	B	1	NG
水島	障害	1	70	H1.11.9	E	1	OK
水島	その他	2	88	H2.5.15	D	3	OK
水島	高齢者	1	86	H3.8.15	E	1	OK
水島	高齢者	1	86	H4.5.22	D	1	NG
水島	その他	3	59	H4.10.28	A	10	NG
水島	傷病	1	58	H5.2.24	C	2	NG
水島	傷病	3	56	H5.6.19	B	2	NG
水島	その他	2	70	H6.1.24	A	4	NG
水島	傷病	1	41	H6.4.6	B	2	NG
水島	その他	2	82	H6.5.20	C	6	OK
水島	母子	2	51	H6.8.25	B	4	NG
水島	傷病	2	49	H7.2.21	B	2	NG
水島	高齢者	2	90	H7.7.11	D	2	OK
水島	傷病	2	61	H7.10.18	B	2	NG
水島	障害	1	57	H7.12.4	B	7	OK
水島	傷病	1	53	H7.12.28	B	3	NG
水島	傷病	1	56	H8.6.27	B	2	NG
水島	傷病	1	60	H8.7.1	B	3	NG

水島	その他	2	71	H8.7.17	B	3	NG
水島	母子	3	44	H8.11.1	B	1	NG
水島	傷病	2	47	H8.12.30	B	5	NG
水島	傷病	1	44	H9.3.21	B	1	NG
水島	その他	2	71	H9.5.30	C	4	OK
水島	母子	2	50	H9.9.24	A	3	NG
水島	その他	2	67	H9.12.1	D	1	NG
水島	傷病	1	63	H9.11.20	B	2	NG
水島	傷病	1	62	H9.12.5	C	3	NG
水島	その他	2	80	H10.1.16	C	3	NG
水島	母子	2	31	H10.7.1	B	1	NG
水島	傷病	1	63	H10.7.1	C	3	NG
水島	その他	2	37	H10.9.9	A	3	NG
水島	母子	2	26	H11.2.9	B	0	NG
水島	その他	3	72	H11.2.8	C	4	OK
水島	高齢者	1	69	H11.4.26	C	1	NG
水島	傷病	3	41	H11.4.15	B	4	NG
水島	傷病	1	54	H11.4.27	B	2	NG
水島	その他	1	57	H11.5.14	B	1	NG
水島	傷病	1	54	H11.6.1	C	1	NG
水島	傷病	1	62	H11.6.2	B	1	NG
水島	傷病	1	62	H11.9.30	B	4	NG
水島	その他	1	61	H11.11.4	B	3	NG
水島	高齢者	1	82	H11.12.1	C	1	NG
水島	その他	3	53	H12.2.16	B	2	NG
水島	高齢者	1	81	H12.2.1	D	2	OK
水島	高齢者	1	66	H12.3.1	C	2	NG
水島	その他	2	56	H12.3.1	B	1	NG
水島	その他	1	63	H12.3.13	B	8	OK

水島	その他	3	69	H12.4.18	B	2	NG
水島	傷病	2	64	H12.5.22	B	5	NG
水島	傷病	1	70	H12.8.9	B	3	NG
水島	高齢者	1	72	H12.8.24	D	3	OK
水島	傷病	1	53	H12.10.23	B	3	NG
水島	傷病	1	56	H12.11.10	B	4	NG
水島	その他	7	47	H12.12.1	A	12	OK
水島	傷病	2	63	H12.12.15	B	2	NG
水島	母子	3	31	H12.12.25	B	3	NG
水島	母子	3	37	H13.2.1	C	0	NG
水島	傷病	2	59	H13.2.9	B	3	NG
水島	傷病	2	59	H13.5.22	B	3	NG
水島	傷病	1	50	H13.5.31	B	1	NG
水島	傷病	1	61	H3.6.1	B	5	NG
水島	その他	2	70	H13.5.15	D	1	NG
水島	その他	1	54	H13.6.8	C	1	NG
水島	その他	3	39	H13.7.11	C	0	NG
水島	その他	1	59	H13.11.1	B	0	NG
水島	その他	2	67	H13.12.3	B	5	NG
水島	母子	2	45	H13.12.6	B	3	NG
水島	その他	1	40	H14.3.1	B	1	NG
水島	傷病	1	42	H14.3.26	B	0	NG
水島	母子	4	37	H14.4.4	A	8	NG
水島	傷病	1	38	H14.4.8	B	1	NG
水島	母子	4	28	H14.4.9	B	1	NG
水島	障害	1	57	H14.5.20	D	1	NG
水島	傷病	1	58	H14.5.24	B	2	NG
水島	母子	2	32	H14.5.28	B	4	NG
水島	母子	2	29	H14.5.24	B	5	NG

水島	その他	2	63	H14.6.5	B	1	NG
水島	その他	2	65	H14.6.24	C	3	NG
水島	母子	4	37	H9.9.5	B	1	NG
水島	母子	3	33	H14.7.22	B	2	NG
水島	障害	1	47	H14.8.26	C	2	NG
水島	母子	2	26	H14.10.1	B	2	NG
水島	母子	4	33	H14.9.18	B	5	NG
水島	傷病	1	49	H14.10.15	B	1	NG
水島	傷病	1	58	H14.11.7	B	6	OK
水島	その他	2	53	H14.11.13	B	5	NG
水島	母子	5	35	H14.12.4	B	2	NG
水島	高齢者	2	69	H14.12.12	D	2	OK
水島	その他	1	64	H15.1.10	C	2	NG
水島	その他	1	57	H15.1.7	C	1	NG
水島	傷病	2	66	H15.1.28	B	3	NG
水島	母子	3	37	H15.2.3	B	0	NG
水島	母子	3	38	H15.2.4	B	5	NG
水島	母子	3	32	H15.2.26	B	3	NG
水島	傷病	1	36	H15.3.18	B	3	NG
水島	傷病	1	61	H15.3.17	B	3	NG
水島	傷病	1	43	H15.5.24	B	2	NG
水島	傷病	2	46	H15.6.6	A	4	NG
水島	その他	2	57	H15.6.12	B	2	NG
水島	傷病	2	56	H15.7.3	B	3	NG
水島	その他	2	63	H15.7.7	C	4	OK
水島	母子	2	37	H15.8.20	B	0	NG
水島	傷病	1	45	H15.9.10	C	2	NG
水島	母子	2	37	H15.9.23	B	1	NG
水島	母子	4	31	H15.10.6	B	3	NG

水島	その他	1	58	H15.11.7	A	4	NG
水島	その他	1	32	H15.11.6	A	1	NG
水島	母子	5	34	H15.12.5	C	4	OK
水島	傷病	1	59	H16.2.18	C	2	NG
水島	傷病	1	59	H16.2.26	C	3	NG
水島	その他	10	59	H16.2.26	A	5	NG
水島	傷病	2	56	H16.3.2	B	4	NG
水島	傷病	1	58	H16.3.4	B	2	NG
水島	傷病	1	56	H16.4.19	A	3	NG
水島	その他	2	55	H16.3.30	C	0	NG
水島	母子	6	39	H16.5.7	A	3	NG
水島	傷病	2	77	H16.6.7	C	2	NG
水島	高齢者	1	65	H16.6.4	C	3	NG
水島	傷病	1	60	H16.5.27	B	3	NG
水島	傷病	1	57	H16.6.4	B	1	NG
水島	母子	3	50	H16.6.15	B	4	NG
水島	傷病	1	36	H16.8.6	B	1	NG
水島	母子	4	39	H16.8.23	B	2	NG
水島	傷病	4	58	H16.9.1	B	1	NG
水島	その他	2	19	H16.8.25	A	6	NG
水島	高齢者	2	86	H16.9.13	C	3	NG
水島	傷病	1	48	H16.11.1	B	1	NG
水島	傷病	3	46	H16.11.9	B	1	NG
水島	母子	2	37	H16.12.9	B	6	OK
水島	傷病	1	63	H17.1.4	C	2	NG
水島	傷病	1	46	H17.2.1	B	0	NG
水島	母子	4	39	H17.2.4	B	1	NG
水島	傷病	2	56	H17.2.20	B	2	NG
水島	傷病	1	56	H17.3.24	B	2	NG

水島	その他	2	66	H17.5.1	B	1	NG
水島	傷病	1	53	H17.4.12	B	N/A	N/A
水島	傷病	1	63	H17.5.1	B	N/A	N/A
水島	母子	2	41	H17.5.2	B	N/A	N/A
水島	傷病	5	43	H17.5.11	B	N/A	N/A
水島	その他	1	58	H17.5.23	B	N/A	N/A
水島	その他	1	21	H17.5.25	C	N/A	N/A
水島	母子	3	34	H17.6.6	B	N/A	N/A
水島	その他	3	30	H17.5.17	A	N/A	N/A
水島	傷病	1	39	H17.6.27	B	N/A	N/A
水島	傷病	1	31	H17.7.7	B	N/A	N/A
水島	傷病	1	39	H17.8.1	B	N/A	N/A
水島	母子	2	47	H17.8.3	A	N/A	N/A
水島	母子	3	35	H17.8.17	A	N/A	N/A
水島	傷病	5	49	H17.8.29	B	N/A	N/A
水島	傷病	1	59	H17.8.21	B	N/A	N/A
水島	障害	1	46	H17.9.5	B	N/A	N/A
水島	高齢者	2	65	H17.9.20	C	N/A	N/A
水島	高齢者	1	67	H17.9.20	B	N/A	N/A
水島	その他	3	58	H17.9.20	B	N/A	N/A
水島	その他	2	40	H17.10.11	B	N/A	N/A
水島	傷病	5	64	H17.10.20	B	N/A	N/A
水島	傷病	2	59	H17.11.28	B	N/A	N/A
水島	その他	5	23	H17.12.13	B	N/A	N/A
水島	傷病	3	58	H17.12.8	A	N/A	N/A
水島	傷病	2	55	H17.12.19	A	N/A	N/A
水島	障害	1	60	H17.12.21	B	N/A	N/A
水島	傷病	1	55	H17.12.9	C	N/A	N/A
水島	母子	2	20	H17.12.16	A	N/A	N/A

水島	傷病	1	23	H18.1.10	B	N/A	N/A
水島	傷病	1	55	H18.1.17	B	N/A	N/A
水島	母子	2	27	H18.2.1	B	N/A	N/A
水島	傷病	1	57	H18.2.6	D	N/A	N/A
水島	その他	3	36	H18.2.21	A	N/A	N/A
水島	傷病	1	32	H18.2.17	B	N/A	N/A
水島	高齢者	2	67	H18.2.17	C	N/A	N/A
水島	母子	3	27	H18.3.27	A	N/A	N/A
水島	傷病	1	51	H18.3.27	B	N/A	N/A
水島	傷病	2	51	H18.3.16	A	N/A	N/A
水島	その他	2	60	H18.3.16	B	N/A	N/A
児島	障害	2	62	S50.7.9	C	4	OK
児島	高齢者	2	76	S40.4.1	D	2	OK
児島	高齢者	2	73	S48.10.6	C	5	OK
児島	高齢者	1	71	S49.1.4	E	2	OK
児島	高齢者	1	80	S59.2.3	D	2	OK
児島	高齢者	1	78	S52.8.4	E	1	OK
児島	その他	1	65	S50.6.14	B	4	NG
児島	高齢者	1	81	H4.5.14	C	4	OK
児島	高齢者	1	83	H5.2.12	E	1	OK
児島	障害	2	57	H6.12.20	B	6	OK
児島	母子	2	47	H7.3.6	B	6	OK
児島	高齢者	4	68	H8.6.24	C	2	NG
児島	障害	1	55	H8.6.18	B	5	NG
児島	母子	2	56	H9.3.31	B	6	OK
児島	その他	1	52	H9.6.27	B	6	OK
児島	高齢者	1	77	H9.10.1	D	2	OK
児島	高齢者	1	70	H10.3.31	C	4	OK
児島	高齢者	1	67	H10.7.7	C	4	OK

児島	障害	1	62	H10.5.26	C	4	OK
児島	障害	1	54	H10.11.2	E	0	NG
児島	母子	3	41	H11.7.8	C	5	OK
児島	高齢者	1	70	H11.12.2	C	4	OK
児島	高齢者	1	81	H12.3.30	D	2	OK
児島	高齢者	1	67	H12.7.18	C	4	OK
児島	高齢者	2	63	H12.11.1	D	2	OK
児島	障害	3	56	H13.5.17	B	6	OK
児島	高齢者	1	66	H13.6.11	C	4	OK
児島	母子	3	47	H13.6.18	A	12	OK
児島	母子	2	33	H13.12.25	A	12	OK
児島	その他	3	42	H14.1.17	B	6	OK
児島	高齢者	1	83	H14.9.4	E	1	OK
児島	その他	1	64	H15.1.8	C	4	OK
児島	高齢者	2	76	H15.5.1	C	4	OK
児島	その他	2	70	H15.5.14	C	6	OK
児島	その他	4	53	H15.6.16	A	12	OK
児島	高齢者	1	70	H15.8.25	C	4	OK
児島	高齢者	2	85	H15.9.22	D	1	NG
児島	その他	2	62	H16.2.5	B	7	OK
児島	母子	3	32	H16.3.9	A	12	OK
児島	その他	2	71	H16.3.1	C	5	OK
児島	高齢者	1	73	H16.3.26	C	4	OK
児島	傷病	1	55	H16.10.1	E	1	OK
児島	高齢者	1	66	H16.11.1	C	4	OK
児島	その他	1	63	H16.11.1	C	4	OK
児島	傷病	1	64	H16.11.17	B	6	OK
児島	高齢者	1	71	H17.1.17	C	5	OK
児島	その他	2	74	H17.2.23	C	5	OK

児島	高齢者	2	68	H17.5.1	C	N/A	N/A
児島	高齢者	2	72	H17.5.25	C	N/A	N/A
児島	障害	1	59	H17.7.1	A	N/A	N/A
児島	高齢者	2	75	H17.8.15	C	N/A	N/A
児島	高齢者	1	72	H17.9.2	C	N/A	N/A
児島	高齢者	1	68	H17.11.14	C	N/A	N/A
児島	母子	2	35	H18.3.20	A	N/A	N/A
児島	高齢者	1	71	H18.3.23	C	N/A	N/A
玉島	その他	4	67	S43.3.24	C	5	OK
玉島	傷病	5	62	S48.4.1	B	7	OK
玉島	障害	3	73	S58.12.7	C	3	NG
玉島	その他	3	74	S62.9.1	A	4	NG
玉島	その他	2	78	H6.8.1	C	2	NG
玉島	その他	1	54	H12.1.4	A	7	NG
玉島	その他	2	17	H13.5.22	A	4	NG
玉島	その他	5	74	H13.9.10	B	3	NG
玉島	傷病	1	51	H13.9.6	A	3	NG
玉島	傷病	1	50	H13.10.3	A	1	NG
玉島	高齢者	5	70	H14.4.17	A	12	OK
玉島	母子	3	34	H14.4.24	B	6	OK
玉島	傷病	5	48	H14.6.25	A	2	NG
玉島	母子	3	33	H14.7.11	A	7	NG
玉島	高齢者	1	65	H14.10.22	C	2	NG
玉島	その他	2	62	H15.3.5	C	5	OK
玉島	母子	3	32	H15.3.5	A	3	NG
玉島	その他	4	33	H15.7.10	A	6	NG
玉島	母子	5	33	H15.8.1	A	9	NG
玉島	その他	1	60	H15.8.21	B	4	NG
玉島	その他	2	46	H15.9.2	A	2	NG

玉島	その他	5	82	H15.9.5	B	6	OK
玉島	その他	2	51	H15.11.17	A	12	OK
玉島	その他	2	58	H15.12.5	A	9	NG
玉島	その他	2	43	H15.12.3	A	10	NG
玉島	その他	2	61	H16.8.2	B	10	OK
玉島	傷病	1	49	H17.1.5	E	2	OK
玉島	その他	1	58	H17.4.7	B	N/A	N/A
玉島	その他	2	82	S45.921	B	6	OK
玉島	傷病	1	63	H14.1.24	C	4	OK
玉島	その他	2	67	H17.7.13	C	N/A	N/A
玉島	その他	1	64	H17.7.29	B	N/A	N/A
玉島	母子	7	45	H17.12.5	A	N/A	N/A
玉島	その他	2	65	H18.3.2	C	N/A	N/A
真備	傷病	1	56	H6.3.3	C	1	NG
真備	障害	4	53	H11.2.1	B	2	NG
真備	高齢者	1	64	H12.9.13	C	2	NG
真備	その他	3	69	H14.10.23	B	0	NG

(注)N/A 該当なし

第2．生活保護法施行事務自主点検監査チェックリスト

点 検 項 目	可	否	問題有
<p>保護の適正実施の推進</p> <p>保護の相談、申請、助言、指導及び調査の徹底</p> <p>1 面接相談時における適切な対応と事務処理</p> <p>(1)保護の受給要件等制度の趣旨は、要保護者に正しく理解されるよう十分説明され、相談内容に応じた懇切丁寧な対応が行われているか。</p> <p>(2)保護の開始時に「保護のしおり」の配布等により、法律に定める権利、義務の周知徹底は図られているか。</p> <p>(3)生活歴、職歴、病歴、家庭環境、地域との関係等は的確に把握されているか。</p> <p>(4)他法他施策活用についての助言、指導は、適切に行われているか。</p> <p>(5)生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう生活保護制度の周知や民生委員、各種相談員との連携保健福祉関係部局及び水道、電気の事業所等との連絡・連携体制がとられているか。</p> <p>(6)相談内容、指導結果が面接記録票等に記録され、所長等幹部職員まで決裁されているか。</p> <p>(7)保護申請書の処理及び保護金品の支給は迅速に行われているか。</p> <p>2 保護開始時における調査の徹底</p> <p>(1)資産等の把握状況</p> <p>ア 保護の申請書、資産申告書(不動産、預貯金、生命保険自動車等)及び収入申告書(稼働収入、年金等)の内容は、拳証資料等に基づき十分審査されているか。また、生活圏内の関係先(金融機関、保険会社、社'会保険事務所等)調査等によって十分に検証・確認されているか。</p> <p>保護開始決定後に調査していることはないか。</p> <p>保護申請前に転居してきた者については、前居住地の関係先照会等が行われているか。</p> <p>イ 受給要件を確認するための調査に必要な同意書が適切に徴取されているか。</p> <p>ウ 法第63条を適用し、保護を開始した場合は、文書により本人に周知されているか。</p> <p>(2)病状把握の状況</p> <p>病状等が的確に把握されているか。また、必要に応じ検診命令等が活用されているか。</p> <p>(3)介護保険利用の把握状況</p> <p>要介護又は要支援の状態にあると考えられる要保護者について介護保険による介護サービスの受給状況の確認や要介護認定申請に</p>			

<p>係る助言及び指導が行われているか。</p> <p>(4)扶養義務履行の指導状況</p> <p>ア 扶養義務者の存否の確認が行われているか。 また、居所が不明な場合には、官公署等への照会に基づき、所在の確認が行われているか。</p> <p>イ 扶養義務者について、職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性が調査されているか。 また、精神的な支援の可能性についても確認しているか。</p> <p>ウ 重点的扶養能力調査対象者が管内に居住している場合には、実地に調査されているか。</p> <p>エ 重点的扶養能力調査対象者の世帯構成、職業、収入、課税所得及び社会保険の加入状況、要保護者についての税法上の扶養控除及び家族手当の受給並びに他の扶養履行の状況等について調査されているか。</p> <p>オ 重点的扶養能力調査対象者に対する扶養義務照会に対して未回答となっているケースの処理は適切に行われているか。</p> <p>カ 重点的扶養能力調査対象者に対する扶養能力調査の結果を踏まえ、必要に応じ、家庭裁判所への調停又は審判の申立てについての指導が行われているか。</p> <p>キ 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者に対する扶養能力調査は適切に行われているか。</p> <p>3 関係機関等との連携</p> <p>(1)関係部局、民生委員、保健所、身体障害者更生相談所、児童相談所、公共職業安定所、医療機関、介護機関等との連携が円滑に行われているか。</p> <p>(2)郡部福祉事務所においては、高齢者及び身体障害者等の処遇について町村との連携は十分図られているか。</p> <p>保護受給中における指導援助の推進</p> <p>1 権利、義務の周知徹底</p> <p>被保護者の権利、義務について、「保護のしおり」等により、適時適切な指導が行われているか。 また、世帯構成、収入等の変動に伴う届出義務の周知徹底が図られているか。</p> <p>2 資産及び収入の把握</p> <p>(1)資産の把握</p> <p>ア資産(不動産、預貯金、生命保険等)の申告内容は、関係先調査等により的確に確認されているか。 また、資産の申告内容に変化はないか。特に、処分価値が大きいと認められる不動産については、評価替えの時点に併せて評価額が的確に把握されているか。</p> <p>イ資産活用についての指導又は指示は適切に行われているか。</p>			
--	--	--	--

<p>(2)収入の把握 就労可能と判断された被保護者については毎月(収入が安定している場合は3か月ごと),就労困難と判断された被保護者については定期的に収入申告書が徴取されているか。 ア稼働収入の把握 (ア)収入申告書は,毎月徴取されているか。その際,給与証明書等挙証資料は添付されているか。 (イ)収入申告書及び給与明細書等挙証資料の内容審査(稼働日数,給与額等)は,適切に行われているか。また,必要に応じて事業主等の関係先調査は行われているか。 イ稼働収入以外(年金保険金,補償金,仕送り等)の収入の把握</p> <p>(ア)収入申告書は適切に徴取されているか。必要に応じ,年金改定通知書(写)等挙証資料は添付されているか。 (イ)年金,保険金等の受給資格の有無及び受給金額は,必要に応じ,社会保険事務所,保険会社等の関係先調査等により確認されているか。 また,通算老齢年金を受給している場合,通算の対象となった他の年金の受給状況は的確に把握されているか。 (ウ)仕送り額等は,的確に把握されているか。 ウ課税状況調査の実施状況 毎年,全ケースの世帯員全員について,一斉点検を実施し,調査結果と収入申告書の内容の照合が行われているか。 また,その調査結果を決裁するなど適切に処理及び把握がなされているか。</p> <p>(3)年金等の受給資格の確認 一定の年齢に達した者について,老齢基礎年金等の受給資格について確認されているか。また,一定の障害の状態にある者について,障害基礎年金等の受給資格について確認されているか。</p> <p>(4)扶養能力調査の実施 扶養義務者に対する扶養能力調査は,被保護世帯との関係の深浅,過去の状況等を勘案の上,必要な者については,適宜見直しを行う等,適切に実施されているか。</p> <p>3 処遇方針の設定</p> <p>(1)処遇方針は,アセスメント表を作成するなど,訪問調査活動や病状把握等の結果により把握された実態を踏まえ,かつ十分に評価・検討された上で立てられているか。 また,多様なニーズを抱える高齢者世帯等の処遇方針は,個々のケースの実態及び介護保険制度等による介護サービスの活用等を踏まえた適切なものとなっているか。</p> <p>(2)処遇困難なケース等については,関係機関とも連携の上,ケース診断会議等で組織的に検討されているか。</p> <p>(3)処遇方針は,ケースの実態の変化に即して適切に見直しが行われているか。</p> <p>(4)処遇方針が,ケース記録に明記されているか。</p>			
--	--	--	--

4 訪問調査活動の充実

(1)訪問計画の策定

ア実施機関において統一的な訪問基準を策定する場合には、ケースの実態、訪問調査活動の目的を達成するために考慮され策定されているか。

また、訪問基準の設定に当たっては、稼働能力の活用を図る必要のある者、多様なニーズを抱える高齢者等に着目し、当該世帯への指導援助の必要性が勘案されたものとなっているか。

イ個別のケースに対する訪問計画は、ケースの実態、訪問調査活動の目的に応じて適切なものとなっているか。

また、ケースの実態の変化に応じて適時適切な見直しが行われているか。

(2)訪問調査活動の状況

ア訪問は、訪問計画に基づき計画的に実施されているか。

また、ケースの状況変化を考慮し、必要に応じた随時の訪問が実施されているか。

特に、長期間未訪問又は計画に比べ実施回数が少ないケースはないか。

イ訪問調査活動の目的に添って必要な指導援助が行われているか。

また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等に対しては、介護保険制度等による介護サービスの活用等必要な指導援助が行われているか。

ウ世帯主のみならず、必要に応じて世帯員と面接を行い、適切な指導援助が行われているか。

エ面接すべき者の不在が続く等の場合には、訪問方法を工夫する等適切な対応措置がとられているか。また、民生委員、親族等からも、生活状況等の聴取を行う等、不在理由を確認し、家庭内面接を行うよう努力しているか。

オ長期にわたって来所による面接が続き、訪問調査活動の目的が達成されていないケースはないか。

カ訪問調査結果は、査察指導員等に速やかに報告されているか。

また、早期にケース記録に明確に記録され、その都度決裁されているか。

5 就労阻害要因の把握

(1)就労阻害要因が的確に把握され、就労意欲の助長、生活習慣の形成等、必要な指導援助が適切に行われているか。

(2)傷病を理由に就労していない者の傷病の程度、就労1の可否等については、直近のレセプトの活用、主治医訪問、嘱託医協議必要に応じ検診命令等によりの確に把握されているか。

また、検診命令に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置が適切に行われているか。

(3)育児中の母親に対する就労指導は、地域における保育所の設置状況、入所条件等が勘案され適切に行われているか。

6 個別具体的な指導援助の充実

<p>(1)稼働年齢層の者のいるケースに対する指導援助の状況 ア稼働能力の活用等自立を助長するための指導援助は、自立更生計画書、求職活動状況申告書(毎月)の提出等の指導により積極的に行われているか。 イ稼働能力の活用状況等は、就労・求職状況管理台帳等で適切に把握されているか。 ウ就労に関する個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助が図られているか。 工自立援助のため、公共職業安定所等関係機関との組織的連携は十分行われているか。 また、求人情報等の収集提供、必要に応じた公共職業安定所等への同行訪問等の援助が行われているか。 オ自立援助のための各種貸付制度等他法他施策の活用についての指導が適切に行われているか。 カ稼働能力の活用についての指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。 また、指導指示に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置は適切に行われているか。 キ稼働能力及び地域の賃金水準等からみて、就労日数、時間、収入等が少ない者に対し、勤務先調査又は課税状況の調査が行われているか。 また転職を含む増収指導が行われているか。</p> <p>(2)高齢者、障害者世帯等要援護世帯に対する指導援助の状況 ア高齢者、障害者等世帯について、介護保険制度及び障害者自立支援法等による各種サービスの活用が図られているか。 イ個別支援プログラムを活用するなど自立に向けた適切な指導援助が図られているか。 ウ年金等の受給の可否等について検討し、関係機関に対して協力を求めているか。 工高齢者、障害者等世帯について、必要な生活環境等の整備のための制度の活用が図られているか。 オ扶養義務者に対して、ケースとの日常の交流等についての協力依頼は行われているか。</p> <p>(3)母子世帯に対する指導援助の状況 ア個別支援プログラムを活用するなど自立に向けた適切な指導援助が図られているか。 イ母親の養育態度子供の就学状況等に問題のある世帯に対し、適切な指導援助が行われているか。</p> <p>ウ子供の進路について、学校等関係機関との連携を図り、適切な指導援助が行われているか。 工児童扶養手当等他法他施策の活用についての指導は、適切に行われているか。</p> <p>(4)関係機関との連携及び社会資源等の活用状況 ア関係部局との情報交換、連絡調整等は緊密に行われているか。 イ民生委員、保健所、各種相談員、医療機関、介護機関、学校等関係機関との連携、近隣住民との協力等による支援体制等幅広い社会資源の活用が行われているか。 また、必要に応じ、関係者にケースへの同行訪問を要請しているか。</p>			
---	--	--	--

7 自立助長ケースの選定

自立助長選定ケースは、稼働能力の活用を指導する必要があるケースについて組織的に評価検討の上選定し、自立に向けた積極的かつ重点的な指導援助が行われているか。

適正な保護の決定事務

最低生活費の認定、加算、控除等の決定事務は適正に行われているか。

また、保護の変更等が行われた場合に、被保護者に対し通知されるとともに、必要な教示が行われているか。

不正受給防止対策等の推進

1 収入申告内容の確認等の状況

(1)収入申告内容に疑義がある場合は、説明を求めているか。

また、必要に応じて勤務先等関係先調査を適切にオテているか。

(2)再三にわたる収入申告書の提示の指示に対して、正当な理由もなく従わない場合は、文書指示等の措置が行われているか。

2 不正受給ケースに対する措置

不正受給については、法第78条により厳正に措置されているか。

また、悪質なケースについては、告発等が行われているか。

3 不正受給等の原因分析及び再発防止対策

(1)不正受給等の未然防止を図り、適切な指導援助を行う観点から、法第63条及び法第78条適用ケースの発生原因が十分に把握、分析されているか。特に、定期

的な訪問調査活動や関係先調査等による世帯の実態把握に問題がないか等、福祉事務所として取り組むべき問題点の有無が検討されているか。

(2)福祉事務所として取り組むべき問題がある場合、再発防止対策等の適切な対応がとられているか。

医療扶助の適正運営の確保

医療扶助受給者に対する指導援助の状況

(1)被保護者の病状は、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等により的確に把握され、その結果に基づき就労指導、療養指導等が適切に行われているか。

(2)長期入院患者、長期外来患者の実態を把握し、必要な指導援助は行われているか。

特に、社会的入院を余儀なくされている入院患者について、介護施設への入所や介護サービスを受けての在宅生活への移行が図られるよう必要な指導援助は行

<p>われているか。 (3)医療機関の選定は、真に止むを得ない場合を除き、患者の居住地に近い医療機関となっているか。 (4)同一疾病で、複数の医療機関で受診する重複受診の確認、審査は行われているか。その結果を踏まえ、適正な受診指導が行われているか。</p> <p style="text-align: center;">レセプトの点検、活用状況</p> <p>(1)レセプトは、個別ケースごとに直近6か月程度は編綴され、療養指導等常時活用できる状態となっているか。 また、病状の把握、療養指導等に際し、ケースワーカー、査察指導員、嘱託医等により適時レセプトが活用されているか。 (2)医療費の適正な支出のため、本庁の内容点検分を除いた全てのレセプトに対して内容点検等が実施され、過誤調整等は適切に行われているか。 (3)レセプト点検に当たり、診療日数、診療内容、診療点数等に疑義が生じた場合には、嘱託医への協議又は本庁に対し技術的助言を求めているか。 (4)医療券交付処理簿とレセプトの照合が行われているか。</p> <p style="text-align: center;">移送給付等の状況</p> <p>(1)移送給付 ア移送給付は、申請に基づき行われているか。 また、通院証明書、レセプト等により事実確認は行われているか。 イ移送手段は、最も経済的な方法で行われているか。 なお、タクシーを使用する場合は、医師の診断に基づき、歩行困難と認められた者等、真に止むを得ない者に限って行われているか。 ウ移送給付は、現物給付を原則として行われているか。 (2)入院患者日用品費等給付 入院患者日用品費及び年金等の累積金は把握され、加算等の調整が適切に行われているか。 (3)施術、治療材料給付 あん摩、マッサージ等の施術、眼鏡等治療材料の給付は事前に申請させ、適切に行われているか。</p> <p style="text-align: center;">嘱託医等の配置及び活動状況</p> <p>(1)嘱託医が週1回程度の所内勤務を行う等、医師による専門的判断を得られる体制が確保されているか。 (2)医療扶助の要否及びケース処遇に当たって、嘱託医等の専門的かつ技術的意見が聴取されているか。 (3)ケースワーカー等の医学知識の研修に当たって、嘱託医等が効果的に活用されているか。</p> <p style="text-align: center;">本庁への技術的助言の要請状況</p> <p>医療の給付の要否、処遇方針の決定に当たっては、医学的見地からみて疑義のあるものについて本庁に対し技術的助言を求めているか。</p>			
--	--	--	--

他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況

- (1)医療扶助の決定に当たり、社会保険等他法が適用されるものであるか否かについて確認がされているか。
- (2)患者の病状等に応じ、障害者自立支援法、結核予防法等の活用について、保健所等関係機関との連携が十分図られているか。

特に次の点について、関係機関と連携が図られ、確認がされているか。
ア精神科受診ケースについて、精神障害者保健福祉手帳申請の可否についての検討が行われているか。
イ精神科の通院について、障害者自立支援法第58条1の適用について検討が行われているか。

頻回受診者に対する適正受診指導状況

- (1)頻回受診者指導台帳等が整備されているか。
- (2)頻回受診の判断が主治医訪問や嘱託医協議等によって適切に行われているか。
- (3)頻回受診の指導にあたっては、保健師の同行訪問を行うなど、適切に実施されているか。

入院日数が180日を超えて入院している患者に対する医療扶助の例外的な給付状況

- (1)医療扶助における例外的給付対象者台帳等が整備されているか。
- (2)入院患者の退院後の受入先の確保について、必要な指導援助等が行われているか。
- (3)例外的な給付の支給が適切に行われているか。

介護扶助の適正運営の確保

介護扶助受給者等に対する指導援助の状況

- (1)要介護又は要支援の状態にあると考えられる者については、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等により、要介護認定申請が行われるよう指導がなされているか。
- (2)要介護認定が行われた場合は、居宅介護支援計画(ケアプラン)により要介護度等を踏まえた介護サービスの内容が把握され、また、それに基づき指導援助がなされているか。
- (3)利用する介護機関は、真に止むを得ない場合を除き、当該介護機関の通常の事業実施地域内に要介護者等の居住地があるものが、選定されているか。

介護給付費の点検等

<p>介護券交付処理簿と介護給付費公費受給者別一覧表の照合が適切に行われているか。</p> <p>福祉用具及び住宅改修の給付状況</p> <p>(1)介護扶助受給者に対して、福祉用具の購入費及び住宅改修費の全額を支給した場合に、領収書等により保険給付等の申請がなされるよう指導されているか。 (2)保険者による償還金が支給された場合には、適切に法第63条適用がなされているか。</p> <p>介護施設入所者基本生活費等給付</p> <p>介護施設入所者基本生活費及び年金等の累積金は把握され、加算等の調整が適切に行われているか。</p> <p>本庁への技術的助言の要請状況</p> <p>介護扶助の給付の要否に当たって疑義のあるものについて本庁に対し技術的助言を求めているか。</p> <p>他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況</p> <p>介護扶助の決定に当たっては、障害保健福祉関係部局等関係機関との連携が図られているか。</p> <p>福祉事務所における入所措置等の適正実施の確保</p> <p>適正な入所措置事務は確保されているか。</p> <p>(1)措置台帳等諸帳簿は整備され、適正に入所措置事務が行われているか。 (2)入所措置について、より必要性の高い者を優先して措置されているか。</p> <p>入所措置後の援助は、適正に行われているか。</p> <p>(1)入所措置後の継続の要否について見直しが行われているか。 また、措置変更事由が生じた場合の措置換えは適正に行われているか。 (2)入所措置後、年1回以上は訪問調査を行い、更生状況等の確認が適切に行われているか。 また、その状況は記録として残されているか。 (3)死亡等による入所措置解除については、速やかにその手続きが行われているか。 また、遺留金品の処分については、関係職員立会いのもとに適切に行われているか。 入所者本人支払額の決定事務は適正に行われているか。</p> <p>組織的な運営管理の推進</p>			
---	--	--	--

計画的な運営管理の推進

1 理事者等の現状認識

(1)理事者及び所長等は、管内の保護動向、地域的特性、実施体制及び前年度指導監査結果等を踏まえ、福祉事務所の抱えている問題点の現状を十分掌握しているか。

(2)理事者及び所長等は、福祉事務所の抱えている特別な問題点等の要因の分析を行い、具体的な改善計画の策定等、その対応措置を講じているか。

(3)所長等幹部職員は、個別ケースの問題から福祉事務所全体として取り組むべき問題について把握し、その対応策を講じているか。ア開始・廃止ケースの状況、並びに問題を抱える開始1廃止ケースの有無について把握し、福祉事務所全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。

イ法第63条及び法第78条適用ケースの発生原因を分析し、福祉事務所全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。

ウその他、特に問題を抱えるケースについて、福祉事務所全体の問題として把握し、取り組んでいるか。

エ問題解決のために必要な職員研修を実施し、あるいは、自主的内部点検や適正化対策事業等を実施する等、その対応策を講じているか。

(4)理事者及び所長等は、職場環境の改善及び職員の士気高揚に努めているか。

2 運営の方針及び事業計画の状況

(1)生活保護の運営については、所長等幹部職員及びケースワーカー等関係職員が参画し、本庁が福祉事務所に対して示した指針当該地域の実情、保護の動向、福祉事務所の抱える問題点及び指導監査結果等を十分踏まえた上で基本的な実施方針が決められているか。また、問題点に対する具体的な改善策が盛り込まれているか。

(2)生活保護の運営は、実施方針を踏まえ、事業計画を策定する等計画的に行われているか。

また、関係職員に周知されるとともに、進捗状況が、定期的に確認され必要な措置がとられているか。

(3)実施方針及び事業計画に基づいて実施した取組の結果及び効果を集約し、福祉事務所として評価・分析を行い、改善が必要な事項については、次年度の実施方針に反映するなどの措置がとられているか。

3 自主的内部点検及び適正化対策事業の実施及び活用状況

(1)当面する課題及び指導監査結果に奉づく指導事項又は指示事項を取り入れた自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているか。

(2)実施した自主的内部点検及び適正化対策事業の結果を集計するとともに、実施結果について、福祉事務所としての評価がされてい

<p>るか。また、運営方針等に反映されているか。</p> <p>(3)自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているにもかかわらず、指導監査等において、依然として、同じ事項が指摘又は指示を受けている場合、その実施方法の適否について検討されているか。</p> <p>(4)経理事務処理の点検が実施されているか。</p> <p>4 ケース診断会議の活用状況</p> <p>(1)処遇困難ケースの処遇方針を樹立する場合等においては、ケース診断会議を開催する等必要に応じ速やかに組織的判断を行っているか。</p> <p>また、所長等幹部職員が参画しているか。</p> <p>(2)ケース診断会議等の検討結果は記録されているか。</p> <p>また、その結果等を踏まえ具体的な取組が行われているか。</p> <p>査察指導機能の充実</p> <p>1 現業活動の掌握体制の確保</p> <p>訪問計画の策定等計画的な訪問のための取組や訪問調査活動の実施について査察指導員が把握でき、かつ必要な指示・助言ができる体制が確保されているか。また、必要に応じ個々のケースを掌握するための査察指導台帳が作成されているか。</p> <p>2 訪問の進行管理等</p> <p>(1)ケースの実態に即した処遇方針の樹立、訪問計画の策定等、訪問調査活動の実施についての助言、指導は適切になされているか。</p> <p>また、ケースの実態の変化に応じて、その見直しに対する助言、指導が適切に行われているか。</p> <p>(2)長期間未訪問ケース等について、ケースワーカーに対して必要な指導が行われているか。</p> <p>3 ケース審査及び助言、指導</p> <p>(1)ケースの処遇内容について、ケースワーカーに必要な助言、指導が適切に行われているか。</p> <p>特に、新任のケースワーカーに対し、実務指導、接遇等について特別な配慮がなされているか。</p> <p>(2)ケースワーカーに助言、指導した事項、その経過及び結果について、査察指導台帳に記録される等、何らかの形で記録されているか。</p> <p>(3)ケースワーカーに助言、指導した事項についての進行管理は適切になされているか。</p> <p>4 処遇困難ケースへの対応</p> <p>(1)処遇困難ケースについては、査察指導員が同行訪問を行う等により、その実態を把握し、適切な処遇を行うよう指導しているか。</p> <p>(2)必要に応じ、関係者にケース診断会議等への参加又はケースへ</p>			
--	--	--	--

<p>の同行訪問を要請しているか。 (3)関係機関等との連携が組織的に確保されているか。</p> <p>実施体制の確保</p> <p>1 職員の配置状況</p> <p>(1)査察指導員,ケースワーカーが不足して事務処理に支障を来していないか。 (2)査察指導員は原則として生活保護業務経験者等で,適切な助言,指導ができる者となっているか。 (3)ケースワーカーの大半が異動すること等によってケースの処遇,事務処理等に支障を来していないか。 ケースワーカー等が社会福祉主事資格を有していない場合は,資格取得についての配慮が行われているか。 (4)査察指導員,ケースワーカーが生活保護以外の業務を兼務している場合,支障を来していないか。また,査察指導員がケースを直接担当していることはないか。</p> <p>2 面接相談体制の状況</p> <p>専任面接相談員の配置や,査察指導員とケースワーカーの複数面接制の採用等面接相談体制が確立されているか。</p> <p>3 経理事務の処理状況</p> <p>(1)保護金品の支給手続,返還金の返納手続等は,関係法令等に照らし適切なものとなっているか。 特に,金品等の授受に当たっては,ケースワーカー等が現金を取り扱っていないか。真にやむを得ない場合は,複数の職員で当たるなどの体制がとられているか。 (2)保護金品の支給については,定期的又は随時に関係帳簿との照合,点検を行っているか。また,現金の保管状況は,適切に行われているか。 (3)法第63条による返還額の決定は,適切に行われているか。一部又は全部の返還額を免除する場合は,その必要性を十分検討して,また,その内容が拳証資料等により明確にされているか。 (4)法第63条による返還金及び法第77条又は法第78条による徴収金の債権管理について, ア債権については,全額の調定を基本としているか。 また,一括で返還させることが不可能である場合には,履行延期の特約を行い,計画的に調定し返還させているか。 イ国との国庫負担金の精算にあたっては,収納済額ではなく調定額を支出額から控除するように行われているか。 ・国庫負担額=(自治体の支出額-(調定額-不納欠損額))×3/4 ウ被保護者への返還金等の督促及び納入指導は,経理担当と保護担</p>			
--	--	--	--

<p>当が連携して行っているか。 工生活保護を廃止した者の返還金等について、引き続き同返還金等の債権について適切な管理が行われているか。 才被保護者(廃止した者を含む)が転出した場合、転出先を把握し引き続き債権管理が行われているか。</p> <p>力被保護者(廃止した者を含む)が死亡した場合、相続人の有無について調査が行われているか。 ・ 相続人がいる場合は、相続人に対して引き続き債権管理が行われているか。 ・ 相続人が債務を相続しない場合は、裁判所による相続放棄の証明書の有無について確認しているか。 キ返還金等が収納されない場合、納入指導や時効中断措置等が行われているか。</p> <p>4 ケース記録等事務処理の管理状況</p> <p>(1)ケース記録等個人的事情に係る情報資料については、秘密が厳守されるよう慎重な配慮のもとに取り扱われているか。 (2)関係先照会等にかかる決裁文書等の処理について、内容審査、点検等の管理が適正に行われているか。</p> <p>福祉事務所の実情に応じた重点的な指導の徹底</p> <p>1 福祉事務所の実情に応じた取組状況</p> <p>(1)福祉事務所において、それぞれ保護動向について分析を行う等により、実情に応じた具体的な対応策が講じられているか。 (2)地域の特性から問題点が認められる福祉事務所においては、その根本的な要因等の分析を十分に行う等により、問題点に対する対応策等が計画的に講じられているか。 (3)前年度監査結果による指摘事項について福祉事務所は、その原因についての分析を行い、具体的な改善策が講じられているか。 (4)特に小規模な福祉事務所において、保護の適正運営が組織的かつ継続的に確保されうる体制が取られているか。 また、実務を中心とした研修やケース事例の研究協議会等、実施水準の維持向上のための努力がされているか。</p> <p>2 暴力団関係者ケースに対する調査、指導の状況</p> <p>(1)暴力団関係者のケースについては、警察署等関係機関への照会によりの確に把握されているか。 (2)資産、収入、生活歴、現在の生活実態(病状、稼働状況等)は、的確に把握されているか。 (3)ケース診断会議等で受給要件の厳格な審査と指導方針が明確にされ、組織的に取り組まれているか。 また、受給要件は常時見直されているか。 (4)自立更生計画書は必要に応じ徴取されているか。</p>			
---	--	--	--

<p>(5)警察署等関係機関とは常時連携できる体制が確保されているか。 なお、暴力行為等があった場合は、速やかに警察署へ通報する等の措置が行われているか。</p> <p>(6)保護の開始決定後、本庁への情報提供が速やかに行われているか。</p> <p>3 自動車保有ケースに対する調査、指導の状況</p> <p>(1)自動車の保有状況が必要に応じて陸運支局等の関係先調査等により的確に把握され、保有要件の審査が適切に行われているか。 なお、保有容認に当たっては、任意保険の加入についても検討されているか。</p> <p>(2)保有を認めた場合においては、適宜保有要件の検証が適切に行われているか。</p> <p>(3)保有が認められない場合の指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。</p> <p>(4)処分が行われるまでの間の使用禁止の指導は、適切に行われているか。</p>			
--	--	--	--